

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271030003	26年10月16日	26年11月5日	27年10月30日	社会福祉法人(特別養護老人ホーム等)の財産への担保設定に係る行政庁の承認を不要とする。 [提案理由] 社会福祉法人が、民間金融機関にその基本財産(土地・建物)を担保提供する場合、行政庁の承認が必要。一方、福祉医療機構(WAM)の融資や、WAMと民間金融機関の協調融資の場合は承認不要。承認手続きの煩雑さから民間金融機関単独での融資が取られ、民業圧迫となっている。イコール・フッティングの観点から民間金融機関単独の融資における担保提供についても承認を不要とするべきである。 所管官庁より、「仮に融資先が経営不振になっても、WAMは政府系金融機関として一定のリスクを負うことを使命としているため、承認不要としている」との回答があったが、融資先が経営不振に陥った場合には、地方銀行もM&Aにより事業継続を図るなど、リスクを負って地域の介護福祉施設の維持に努めている。 また、所管官庁は「WAMの融資や民間金融機関との協調融資では、所轄庁に意見書を求めることとしており、実質的に承認と同等の審査を行っている」としているが、当該意見書は、政府系金融機関であるWAMが都道府県の各種計画との整合性を確認するために徴求するものであり、意味合いが異なる。 本要望が実現すれば、民間金融機関の医療・介護・福祉分野へのより積極的な取組みが可能となり、地域にとって重要な特別養護老人ホーム等の整備・維持に資することが可能になる。	(一)全国地方銀行協会	厚生労働省	社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に実施することを目的として設立された法人であり、福祉サービスを必要としている方々に対して、サービス提供を行う必要があります。このため、社会福祉事業を実施するために必要な基本財産は、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産を担保提供する場合については、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得ることが必要となります。 また、社会福祉法人の基本財産の担保設定については、独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合、独立行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して担保に供する場合、 以外については、所轄庁の承認を得なければならないとしています。	社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日 厚第890号、社理第2618号、老発第794号、児発第908号)	対応不可	社会福祉法人が経営する社会福祉施設については、利用者の権利や生命・安全に関するものであるため、施設経営の安定化・維持・存続が求められます。 また、社会福祉法人は、寄附・補助等により取得した財産を活用して公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とする法人であり、これに対して税制や補助金などの優遇措置が講じられており、基本財産は法人存立の基礎となるものです。 このため、基本財産を担保に供する場合には、所轄庁の承認にからしめることとし、担保提供の目的の妥当性・必要性、方法の妥当性(償還計画、担保提供先)等を確認しています。 一方、独立行政法人福祉医療機構については、独立行政法人福祉医療機構法第3条第1項において、社会福祉事業に係る施設の設置等に必要資金を融資し、もって福祉の増進を図ることを目的とする法人として位置付けられ、国の福祉政策と密接に連動して長期・固定・低利の政策融資を行っています。 独立行政法人福祉医療機構に基本財産を担保提供する場合には、 ・こうした法律に規定されている独立行政法人福祉医療機構の目的・事業内容を踏まえれば、社会福祉施設の安定化・維持・存続、社会福祉法人の存立基礎の維持という目的に即した融資が行われることは明らかであり、実際、独立行政法人福祉医療機構は、行政の各種計画に照らした事業の妥当性・必要性、補助の予定等を所轄庁から意見徴求をした上で、さらに担保提供の目的の妥当性・必要性、方法の妥当性等に係る所轄庁の承認と同等の審査を行っていること。 独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉事業に係る施設の設置等に必要資金の融通をもって、福祉の増進を図ることを目的とするとの法律の規定に基づき、社会福祉施設等の維持・継続を最優先の課題として融資を行っており、国としてはこの政策融資を財政的に支援していること。このことから、独立行政法人福祉医療機構は、融資先が経営不振に陥ったからといって担保を直ちに処分しないことが確実な金融機関であることから例外的に所轄庁の承認を不要としていること。	
271030006	27年2月5日	27年3月12日	27年10月30日	危険物乾燥設備における危険物濃度の規制緩和 [要望理由] 現行制度では、「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について、(昭和52年12月27日基発第695号)において、「危険物乾燥設備については、換気装置を設け強制換気を行う等により、乾燥に伴って発生する危険物の濃度が爆発下限界値の30%以上とならないようにすること」と定められている。これに対し、米国では、NFPA86(Standard for Ovens and Furnaces)の中で、原則として「爆発下限界値の25%以上とならないようにすること」と規制されているが、「乾燥設備の過熱システムに異常があった際に警告を鳴らして停止させるコントロールシステムが設置され、当該システムによって危険物濃度を爆発下限界値の50%を超えないよう追加的な換気装置が調整されている。場合には、危険物濃度を爆発下限界値の50%にまで規制値が緩和されている。下限界値100%に達しなくても爆発が起ることはなく、爆発下限界値50%を超えた場合に速やかに停止するシステムが設置されれば、安全性に支障は生じないと考えられる。我が国企業との国際競争力を確保する観点から、安全性確保措置を講じることが条件に、米国と同様、「爆発下限界値50%を超えないようにすること」と規制を緩和すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	危険物乾燥設備を使用する事業者に対する監督指導事項として、昭和52年12月27日付け基発第695号「危険物乾燥設備の防止について」が示されており、その項目の中で「危険物乾燥設備については、換気装置を設け強制換気を行う等により、乾燥に伴って発生する危険物の濃度が爆発下限界値の30%以上とならないようにすること」とされています。	昭和52年12月27日付け基発第695号「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」	検討に着手	現在、欧米の最新の動向を踏まえ、昭和52年12月27日付け基発第695号「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」の2において示されている、乾燥に伴い発生する危険物の濃度の範囲について、改正の要否を検討していること。	
271030018	27年7月15日	27年8月20日	27年10月30日	特定社会保険労務士制度について	特定社会保険労務士が一貫して個別労働紛争を解決できるようにするため、せめて裁判所での民事調停の代理権は認めるべきである。労働局でのあっせんでは当事者の出頭によって強制力がなく、あっせん不成立の場合が多く、あっせんそのものの意味が薄くなることが多いからである。	個人	厚生労働省	特定社会保険労務士の業務として、裁判所での民事調停の代理業務は認められていません。	社会保険労務士法第2条第1項から第4項及び第2条の2第1項	対応不可	特定社会保険労務士に対する裁判所での民事調停の代理権の付与については、紛争解決手続代理業務の実態を踏まえ、特定社会保険労務士の能力担保が必要であり、慎重な検討を要します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)	
271030019	27年7月21日	27年8月20日	27年10月30日	先端的な医療技術の臨床試験手続きの効率化	先端的な医療技術の臨床試験手続きについて、以下のような手続きを効率化し、合理的かつ迅速な開発促進に繋げる検討をお願いします。 1.in vivo遺伝子治療臨床研究の効率化 in vivo遺伝子治療臨床研究については、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」に従い実施されているところですが、多施設共同臨床研究の場合、全施設で同一の申請や変更が求められています。一方、先進医療では、主医療機関がフルパッケージの申請を行えば、協力医療機関の申請は簡素化され、申請内容の変更も主医療機関の当院への変更報告のみで対応可能です。in vivo遺伝子治療臨床研究について、多施設共同研究が効率的に行えるような指針の整備を検討いただけますでしょうか。 2.再生医療等製品に該当する医療技術や「先進医療」に適用する際の手続きの効率化 再生医療等製品に該当する医療技術や「先進医療」に適用する際は、厚生労働大臣の臨床研究の実施の了承を必要とし、先進医療申請が必要とされます。当該了承後の先進医療申請が求められています。2つの当局申請を併列で対応する必要があります。また、重篤な有害事象報告等、各種の類似報告を2つの当局申請に対し対応する必要があります。in vivo遺伝子治療臨床研究について、多施設共同研究が効率的に行えるような指針の整備を検討いただけますでしょうか。 3.複合医療の治験申請等の効率化 医薬品及び医療機器のそれぞれ単体では医療技術としては成立せず、双方が併存することにより、医療技術が提供される複合医療の治験の場合、同一実施計画にせよ、医薬品及び医療機器のそれぞれの治験計画書が必要とされます。このような複合医療の場合、治験計画書を一本化し、治験実施できるような制度改革はできないものでしょうか。海外の多くは、1実施計画=1治験申請で対応しており、当局側で医薬品と医療機器のチーム審査が実施されていると思います。 当局側も企業側も、同一実施計画に対し、2つの治験計画書の対応や管理が求められている状況かと思えます。複合医療の治験申請や対応について、重複しているものを解消し、効率化が図れば、更なる迅速開発が可能になるのではと考えています。 複合医療の治験申請等の効率化をご検討いただけますでしょうか。	民間企業	厚生労働省	1.in vivo遺伝子治療臨床研究の効率化 in vivo遺伝子治療臨床研究については、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(平成27年厚生労働省告示第22号、以下「旧指針」といいます。)により、その適正な実施を図ってきたところですが、今般、旧指針に代えて、平成27年8月12日に「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」(平成27年厚生労働省告示第344号、以下「新指針」といいます。)を策定し、同年10月1日より施行することとしました。 新指針においては、多施設共同臨床研究の実施を想定し、新たに多施設共同臨床研究を総括する総責任者の定義及びその責務を規定するとともに、多施設共同臨床研究における審査体制等について、一つの倫理審査委員会による一括した審査を求めることができる規定及び厚生労働大臣に意見を求める際も同様、一括した審査を求めることができる規定を追加しました。 なお、今年9月末までは旧指針が適用されますが、旧指針下において多施設共同臨床研究を実施する場合、協力研究機関が既に承認された主協働機関と同一のプロトコルで実施の申請を行う時は、厚生労働大臣は、同一性を確認の上、申請から30日以内にその可否を回答することとしており、手続きの簡素化を図っています。また、変更時の報告については、主研究機関が共同研究機関の変更内容を取りまとめの上、一括して報告していただいても構いません。	1.in vivo遺伝子治療臨床研究の手続きの効率化 2.再生医療等製品に該当する医療技術や「先進医療」に適用する際の手続きの効率化 3.複合医療の治験申請等の効率化	1.in vivo遺伝子治療臨床研究の手続きの効率化 2.再生医療等製品に該当する医療技術や「先進医療」に適用する際の手続きの効率化 3.複合医療の治験申請等の効率化	1.in vivo遺伝子治療臨床研究の手続きの効率化 2.再生医療等製品に該当する医療技術や「先進医療」に適用する際の手続きの効率化 3.複合医療の治験申請等の効率化	1.in vivo遺伝子治療臨床研究の手続きの効率化 平成27年8月12日に「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」を策定し、同年10月1日より施行することとしました。指針においては、多施設共同臨床研究の実施を想定し、多施設共同臨床研究について、厚生労働大臣による一括した審査を求めることができる規定を追加するなど、多施設共同臨床研究が効率的に行えるような整備を行いました。	
271030020	27年8月17日	27年9月16日	27年10月30日	資金移動業者に開設された労働者のペイロール・カード口座における資金の支払及び受領を可能とする規制改革	我が国は東日本大震災からの復興に加え、東京五輪開催に向け建設業界を中心に人材不足が深刻化し、更にはアルバイト人材が著しく流動化・増加する傾向にある。このような変化に伴い、雇用者である企業にとって、給与支払口座の登録・変更、振込に関する業務負荷及び銀行振込手数料負担が大きな課題となりつつある。 また、外国人労働者雇用の要件が高まる中、多くの外国人は、訪日後直ぐに銀行口座の開設ができないため、銀行振込に代替する給与支払方法の整備が求められている。 上記諸問題を解決するために、日本においてもペイロール・カード(給与支払カード)による資金支払ができるよう規制緩和を提案する。 ペイロール・カードは雇用企業とカード発行会社間での入金データの授受により資金支払が完結するため、労働者口座への振込手数料は不要である。このため、多数のアルバイトおよび臨時雇用者を抱える企業にとっては、資金支払に関する事務処理や費用の削減になる。また、労働者の銀行口座開設は不要であるため、外国人労働者に対してすぐに発行ができるのも利点である。 ペイロール・カードによる資金支払は次の方法で行われる。 労使双方が資金決済法に基づく(資金移動業者(カード発行会社)との間で資金支払の資金移動に関する契約を締結 労働者は資金移動業者において口座開設し(本人確認)、ペイロール・カード付与 雇用者は資金移動業者に依頼して、労働者の口座に対して資金相当額を入金 労働者はペイロール・カードを利用して、ATMでの現金引き出し、当該決済サービスマークのある国内外店舗での支払い(含インターネット)が可能 資金支払いの方法は労働者の任意選択が可能 労働基準法24条1項は、資金の支払について、現金または「銀行その他の金融機関に対する、預金等への振込みを原則としているため(通貸しの原則)、資金移動業者口座へ入金による資金支払をすることができない。資金決済法は、銀行と並んで、資金移動業者に資金移動サービス提供を認めるもので、労働基準法もそれに準じた改訂が必要である。また、同法施行規則7条の1に定める「全額払の原則」も妨げになっており改革を要する。米国では10年以上前からペイロール・カードが主に臨時雇用者を利用して、雇用の活性化・多様化に効果をおよぼして、我が国でも同様の規制改革を希望するものである	民間企業	厚生労働省	労働基準法第24条第1項において、資金は、通貨によって支払うことを原則としており、資金移動業者の口座に資金を入金することは認められておりません。	労働基準法第24条第1項 労働基準法施行規則第7条の2第1項第1号	対応不可	労働基準法第24条第1項により資金は通貨によって労働者に支払うことが原則となっていますが、労働者の利便性を踏まえつつ、労働者の資金の保護が損なわれることのない範囲における例外として、銀行等の金融機関の預貯金の振込み、一定の要件を満たす証券給付口座への振込による資金支払いが認められております。 これらについては、それぞれ金融機関法令における嚴格な規制により労働者の資金が保護されており、特に、については、当事者である労使の代表を含めた協議を経て一定の要件の下認めることとします。 資金移動業者に開設された労働者のペイロール・カード口座における資金の支払いは、制度上、少額(100万円以下)の資金の移動に係る為替取引に限られていることや、資金移動業者が破綻した場合、供託等で保全されていたとしても、資金が全額保全されないケースもあり得ることから、資金の支払い先として課題があると考えられるため慎重な検討が必要です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271030021	27年8月18日	27年9月16日	27年10月30日	直接審査支払に係る健康保険組合事務の合理化について	当健康組合では、厚生労働省保険局長通知(保発第0110001号平成19年1月10日「健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」)に基づき、平成20年11月より、特定の保険薬局から請求された調剤報酬に関する審査及び支払の事務を、支払基金に委託することなく自ら行っている(以下、当該行為を「直接審査支払」といふ)。 直接審査支払における保険薬局・健康保険組合の実務については、効率・安定的に運用されているところであるが、直接審査支払に新たに参加する保険薬局の登録手続きが健康保険組合側の大きな事務負担となっている。 具体的には、直接審査支払に新たに参加する保険薬局が出現すると、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」)宛に「調剤報酬に係る直接審査支払に関する保険者届(開始・変更)」の提出が義務付けられており、直接審査支払への参加薬局が増加傾向にある現況においては、毎月、全参加健康保険組合が、新規の参加薬局登録の為に、当該届を作成、提出しなければならない事態となっている。 更に、直接審査支払に参加している全ての健康組合・保険薬局は、「レセプト」という共通のプラットフォームを利用していることから、当該届における「保険薬局情報」に記載する内容は、毎月、全参加健康保険組合同一の内容であるにも拘わらず、各々の健康組合毎に同届を作成、提出しなければならない1事態となっている。 直接審査支払においては、そのメリットを拡大享受するために、参加健康組合数の更なる増加が待たれるところながら、斯かる事務負担の存在は、その阻害要因となっている。更に、調剤レセプトと同じ「医科レセプト」においても、同様の手続きが強制されることから、医科レセプトにおける直接審査支払実施の妨げの一つにもなっているものと懸念する。 保険医療機関・薬局の新規参加情報等について、支払基金に届出する必要性は認めにくく、当該内容に関する届出義務の撤廃を要望する。	トヨタ自動車健康保険組合	厚生労働省	現在、健康保険組合が調剤報酬の「直接審査支払」を行う場合には、開始する月の3か月前の末日までに、健康組合の住所地に所在する支払基金の支部あてに「調剤報酬に係る直接審査支払に関する保険者届」を提出することになっています。 本届出の提出については、健康保険組合を代理する健康保険組合連合会と支払基金との間で締結される契約書に定められています。 直接審査支払に該当する調剤レセプトが保険薬局から支払基金へ誤って請求された場合、保険者の一時的な該当薬局への二重払いが発生すること及び再審査による調整等における事務処理が煩雑になることから、支払基金において事前に情報を把握し、受付の段階でシステムチェックを行い請求誤りの防止をしているとのことです。		事実誤認	当該届出の取扱いについては、厚生労働省保険局長通知(保発第0110001号平成19年1月10日「健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」)において規定されているのではなく、健康保険組合を代理する健康保険組合連合会と支払基金との間で締結される契約書に定められているものであり、国が取り決めを行い、制約を設けているものではありません。
271030022	27年8月22日	27年9月16日	27年10月30日	特定社会保険労務士制度について	個別労働紛争が高止まりを見せる中、特定社会保険労務士が一貫して解決できるよう社会保険労務士法を改正すべきである。具体的には簡易裁判所等の訴訟代埋権を認めるべきである。	個人	厚生労働省	特定社会保険労務士の業務として、簡易裁判所等での訴訟代埋業務は認められています。	社会保険労務士法第2条第1項から第4項及び第2条の2第1項	対応不可	特定社会保険労務士に対する簡易裁判所等での訴訟代埋権の付与については、今後、それに必要な特定社会保険労務士の能力担保の状況や紛争解決手続代埋業務の実態を把握するなど、慎重な検討を必要とします。
271030023	27年8月24日	27年9月16日	27年10月30日	調剤報酬直接審査支払の事務手続一部廃止の要望について	【要望】 直接審査支払を実施している健康保険組合(以下、「健保」)において、直接審査支払の実施に合意する薬局が増減する際、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」)に「調剤報酬に係る直接審査支払に関する保険者届(以下、「保険者届」)を書面で提出することが義務付けられているが、この保険者届の提出不要を要望します。 【規制の現状】 直接審査支払に合意する薬局の増減があった場合、各健保は直接審査支払を開始する3か月前の末日までに増減があった全ての調剤薬局名・薬局コード・都道府県コードを支払基金に書面で提出している。支払基金の窓口は健保がある都道府県の支払基金とされており、健保毎に提出の窓口が異なる。 現状では、毎月、直接審査支払の実施に合意する薬局が増え、毎月末までに支払基金に対し「保険者届」を提出している。また、直接審査支払のプラットフォーム「レセネット」を利用して直接審査支払を実施している健保は全て同じ内容の「保険者届」となっているにも拘わらず、それぞれの健保が、各々同じ内容の「保険者届」を提出している。 【要望理由】 直接審査支払の実施に合意する薬局が増え、健保はほぼ毎月「保険者届」を作成し書面で提出しているが、健保にとってこれが大きな事務負担となっている。また、薬局が直接審査支払の実施に合意しても、保険者届を提出してから実施開始が3か月後になるというルールがある為、機動性を十分に発揮できない。 今後、診療報酬(医科・歯科レセプト)の直接審査支払を検討する場合でも、調剤と同様に本件事務負担が予想され、実施の足糧となる可能性が高い。 また、新たに直接審査支払の開始を検討している健保も、事務負担が多いという事で実施に消極的になる可能性が高い。	日本アイ・ピー・エム健康保険組合	厚生労働省	現在、健康保険組合が調剤報酬の「直接審査支払」を行う場合には、開始する月の3か月前の末日までに、健康組合の住所地に所在する支払基金の支部あてに「調剤報酬に係る直接審査支払に関する保険者届」を提出することになっています。 本届出の提出については、健康保険組合を代理する健康保険組合連合会と支払基金との間で締結される契約書に定められています。 直接審査支払に該当する調剤レセプトが保険薬局から支払基金へ誤って請求された場合、保険者の一時的な該当薬局への二重払いが発生すること及び再審査による調整等における事務処理が煩雑になることから、支払基金において事前に情報を把握し、受付の段階でシステムチェックを行い請求誤りの防止をしているとのことです。		事実誤認	当該届出の取扱いについては、厚生労働省保険局長通知(保発第0110001号平成19年1月10日「健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」)において規定されているのではなく、健康保険組合を代理する健康保険組合連合会と支払基金との間で締結される契約書に定められているものであり、国が取り決めを行い、制約を設けているものではありません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271030025	27年9月11日	27年9月16日	27年10月30日	特定社会保険労務士制度の改善	個別労働紛争を司法の分野でも一貫して解決できるようにするため、司法型ADRである民事調停の代理権を特定社会保険労務士に認めべきである。	個人	厚生労働省	特定社会保険労務士の業務として、裁判所での民事調停の代理業務は認められていません。	社会保険労務士法第2条第1項から第4項及び第2条の2第1項	対応不可	特定社会保険労務士に対する裁判所での民事調停の代理権の付与については、今後、それに必要な特定社会保険労務士の能力担保の状況や紛争解決手続代理業務の実態を把握するなど、慎重な検討を必要とします。
271120003	27年9月11日	27年10月13日	27年11月20日	大都市部における認可保育所の幼保連携型認定こども園への移行の促進	・具体的内容 大都市部において、歴史ある私立認可保育所が今回の子ども子育て支援法の主旨に賛同し、地域のニーズも踏まえて、幼保連携型認定こども園に移行したいと考えても、大都市特有の土地確保の難しさ、高額な土地価格のため、既存施設の園庭の面積が基準に届かず、移行できない、については現行の保育所認可基準となさう緩和していただきたい。 ・提案理由 大都市部における認可保育所の幼保連携型認定こども園への移行の際、既存施設からの移行特例が認められているが、当協会の会員(887施設)へのアンケート調査では回答を得た407施設のうち563施設が園庭の基準を満たしていない為移行することができないとの結果が出た。更に該当施設のうち3割の2割は、従来は必要面積基準を満たす園庭があったが、待機児解消の為、園庭を狭めて施設を建築、改築をしたことにより基準に満たなくなった施設が存在する。また、全国の待機児童のうち3割が東京の待機児童であり、8割以上が大都市部に集中している状況であるが、この地域においては園庭増設の為の土地等の取得が大変困難である。特に土地に関わる部分は、法人や施設がどんなに努力しても解決できない部分であり、土地の要件のみが原因で幼保連携型認定こども園に移行できないという基準では、大都市部に所在する園庭のない認可保育所にとっては選択が狭められる結果となっている。待機児解消のため、殊更多額の借金をして園庭を狭め、園舎を大きく建てて定員を増やすなどの努力をしてきた施設が、今回の基準において、結果的に移行したくても移行できないという現状もある。 大都市部に所在する現に適正に運営されている認可保育所が、幼保連携型認定こども園へ移行できないことのないよう、大都市特例や特区等の対応により、園庭基準について保育所認可基準に準ずる緩和措置を提案する。	(一社)東京都民間保育園協会 厚生労働省	幼保連携型認定こども園の基準等については幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成27年内閣府文部科学省・厚生労働省令第1号)に定められています。基本的には幼稚園と保育所の基準の高い方を引き継ぐこととしており、園舎と同一もしくは隣接した位置に、以下の基準を満たす園庭を設置する必要があります。 (参考) 最低面積:下記1、2のいずれか大きい方に3を足したものの 1 2学級以下の場合 330+30×(学級数)㎡ 2 3学級以上の場合 400+80×(学級数)㎡ 3 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積 なお、平成27年3月31日以前より運営されていた保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、園庭の面積については保育所認可基準面積が適用される特例が設けられています。また、園庭の位置については、2歳児分の必要面積に限り、一定の要件を満たした代替地を算入することができる特例が設けられています。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月二十日内閣府文部科学省・厚生労働省令第1号)第6条第1項及び第5項 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日通知、府政共生第1104号、2文科初第891号、児童発第118第2号)3の(3)及び(4)	対応不可	園庭の位置については、幼保連携型認定こども園が児童福祉施設である一方で、学校として幼児教育を行う施設でもあることに鑑み、教育的観点(子どもが主体的に自らの意思で自由に利用できる身近な環境の実現等)から、園舎と同一もしくは隣接した位置に設置する必要がありま。なお、ご指摘のような事例については、保育所型認定こども園に移行することが可能であると考えられます。	
271120004	27年9月25日	27年10月13日	27年11月20日	資金移動業者が開設する口座への送金による資金の支払を可能とする旨の労働基準法施行規則7条の2の改正	労働基準法施行規則7条の2の改正により、労働者の同意を得た場合には、資金移動業者が開設する口座への送金により、資金を支払う事を可能とする旨を規定する事を提案する。 資金の支払方法については、現在、労働基準法24条1項は、資金の通貨払いの原則を定めるが、労働基準法施行規則7条の2は、使用者は、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預貯金口座へ振込の方法、証券会社の証券総合口座への振込の方法によって、資金を支払う事ができると定めている。 一方、平成22年4月1日より施行された資金決済に関する法律(以下「資金決済法」といふ)においては、銀行以外の事業者も登録を行う事で、銀行と同様に、送金を扱う事ができるとされており、現在、資金移動業者として40社が登録され、各種資金移動サービスが実施されている。 資金移動業者のサービス形態においては、口座(アカウント)を開設して、利用者のATM等からの引き出しを可能とし、商品・サービス等の代金への充当を可能とし、他の利用者に対する送金の送金可能とする事ができる。 近年、電子マネーの普及等により決済方法の多様化が進み、資金移動業者を通じた送金・決済の利用額も増加している。それに伴い、欧米においては給与を上記口座に蓄金させて、カード等で引き出し、商品・サービス等の代金への充当等を可能とするペイロールカードが現に提供されている。日本でも、クレジットカードを有さない利用者でも、上記カード等の提供が行われれば、ATM等で出金するほか、Visaやマスターカード等の取扱加盟店での商品・サービス提供を受ける事ができるから、利用者利便に資するものとしてサービス導入の需要が高まっている。 資金移動業者は法律上銀行と同様に送金を取り扱う事ができる事業者となっているうえ、決済未了の資金は、法律上定められる資産保全方法によって100%保全されているため、これを給与の支払方法の一つとしたとしても、労働者保護に欠けるものではない。キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を掲げる政府の政策とも合致する(「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦」77頁) したがって、通貨払いの原則の例外として、資金移動業者が開設する口座への送金の方法で、資金支払を可能とするよう改正を要望する。	株式会社Kort Valuta 厚生労働省	労働基準法第24条第1項において、資金は、通貨によって支払うことが原則としてあり、資金移動業者の口座に資金を入金することは認められておりません。	労働基準法第24条第1項 労働基準法施行規則第7条の2第1項第1号	対応不可	労働基準法第24条第1項により資金は通貨によって労働者に支払うことが原則となっており、労働者の利便性を踏まえつつ、労働者の資金の保護が損なわれることのない範囲における例外として、銀行等の金融機関の預貯金への振込み、一定の要件を満たす証券総合口座への払込による資金支払いが認められております。これらについては、それぞれ金融関係法令における厳格な規制により労働者の資金が保護されており、特に、については、当事者である労働者の代表を含めた議論を経て一定の要件の下認めるとしたものです。資金移動業者に開設された労働者のペイロール・カード口座における資金の支払いは、制度上、少額(100万円以下)の資金の移動に係る為替取引に限られていることや資金移動業者が破たんした場合、供託等で保全されていたとしても、資金が全額保全されないケースもあり得ることから、資金の支払い先として課題があると考えられるため慎重な検討が必要です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271130006	27年10月21日	27年11月9日	27年11月30日	輸出貿易管理令の対象品目から血漿分画製剤を外す	<p>要望内容 血液製剤(輸血用製剤、血漿分画製剤)は輸出入貿易管理令の対象品目になっていますが、国内自給の推進、安定供給体制の確保、献血の有効利用の観点から、私達は血漿分画製剤を輸出入貿易管理令の対象から外すことを要望します。</p> <p>(1) 規制の現状 昭和41年の輸出入貿易管理令の改正において、輸出入承認が必要な貨物に血液製剤が追加されました。その背景は当時、ベトナム戦争に日本の血液が軍需上の目的で使用されることへの倫理上の問題として国会で議論され、その結果、厚生省と産産省で協議し、「当分の承認を停止する」とされた経緯があります。その後、自衛隊の持ち出しや、人道的な事では一部承認されていますが、現在は国内自給の確保のためとして実質的に輸出、或いは在庫として国内に一旦輸入した製品は海外に輸出できない状況にあります。</p> <p>(2) 要望理由 ① 私達は血液法で定められた安定供給の確保、国内自給の推進の観点から、国内原料血漿を海外に一旦輸出し、海外自給工場で製剤化して日本に輸入する事業モデルを検討する事を提案しています。これは国内自給が促進されるとともに、常時だけでなく危機時に、国内製造拠点だけに依存した安定供給リスクを軽減できます。更に、血液代替製剤の供給拡大に伴い、製剤の原料血漿として有効利用されない国内原料血漿が増加しています。これを有効利用し、新興国で製剤が無くて死んでいる患者に寄付、或いは低価格で輸出供給する国際貢献モデルを日本で検討する事を提案しています。しかし、国は国内自給と安定供給の観点から輸出は認めない方針を堅持しています。その理由は国内自給を根拠に輸出を認めないという、我々が国内自給を推進する観点から提案している事と同じ理由で輸出を認めないという矛盾した状況にあります。現状を継続する事は国民、献血者の不利益になるとともに倫理的な問題が有ります。血液法と輸出入貿易管理令を関連付けて国内事業者を保護する政策を継続した結果、外資企業の一部が血液事業から撤退するとともに、新規入りを阻害しています。これは血漿分画製剤事業全体が弱体化し国際競争力の低下を招いています。</p> <p>(3) 要望が実現した場合の効果 国内自給は向上し安定供給リスクが軽減されます。更に国際貢献ができます。産業振興と国際貢献の観点で国内血漿分画製剤事業の強化を図ることができま。</p>	民間団体	厚生労働省 経済産業省	<p>血漿分画製剤の輸出は、「外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき(輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第2条により、経済産業大臣の承認が必要となっています。その適用は、「輸出貿易管理令の運用について、(輸出注意事項12第98号)及び「血液製剤の輸出承認について、(輸出注意事項12第98号)によって、自衛隊の持ち出しや人道的支援等の一部の例外措置を除き、「承認」は停止されています。</p>	<p>「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(血液法)」の基本理念として、「血液製剤は、国内自給(国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。以下同じ。)が確保されることを基本とする」と掲げられています。(血液法第3条第2項) 輸出入貿易管理令の対象品目から血液製剤(血漿分画製剤)を外し、国外への輸出を可能とすることに關しては、 現時点では血漿分画製剤について国内自給が達成されていないこと 血液法の趣旨と相反する可能性があること(業界と同様に人体から製造される血漿分画製剤が市場性を理由に国境を越えて売買されることに対する倫理的問題、国内の無償による献血者の理解を得られないという問題) 国内事業者は国内自給のため、国内の需要を優先するのが第一と考えていること などから、慎重な検討が必要と考えています。</p>	検討を予定	<p>一方で、血漿分画製剤を輸出できないことが国内事業者の事業効率に大きな影響を与えていることが考えられ、国内事業者の競争力を強化し、将来の国内自給を達成するためには、輸出の規制のあり方を含めた、血液事業全体の将来像を検討することが必要と考えております。</p> <p>血液法第9条では、厚生労働省は「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」(基本方針)を定めており、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要があれば変更することとしています。</p> <p>現行の基本方針に関する再検討を平成28年度から開始する予定ですので、その中で、ご提案の内容を含め輸出の規制のあり方については、関係省庁、関係部局、製造販売業者、日本赤十字社(血液事業本部)、医療関係者、血液製剤に関する業被害者等の関係者と調整しながら検討を進め、厚生労働省の審議会等の意見も聴取しながら、平成30年度までに結論を得て、基本方針の変更を反映する予定です。</p> <p>経済産業省は上記基本方針や厚生労働省の審議会等の結果を踏まえ、関係省庁や関係部局等と調整し、必要に応じて輸出入貿易管理令等の規制の改正を検討してまいります。</p>
271215003	27年10月16日	27年11月9日	27年12月15日	圧力容器構造規格の強化計算における腐れ代の見直し	<p><提案の具体的内容> 第一種圧力容器の開放検査周期認定に係る余寿命算出において、構造規格上の必要最小板厚から腐れ代を除いた値で計算することを認める。</p> <p><提案理由> 圧力容器構造規格に基づいて製作を行う際、必要最小板厚を計算する際に腐れ代1mmを加える規定があるため、製作最小板厚は、計算式による厚さ+1mmとなる。また、保全を行うときの必要最小板厚についても、計算式による厚さ+1mmとされている。一方で、高圧ガス保安法の特定設備検査規則では、製作時の必要最小板厚は計算式「腐れ代」であるが、保全を行うときの必要最小板厚は計算式による厚さとなり、腐れ代は含まれない。第一種圧力容器は連続運転認定に合格すれば4年連続運転を行うことができ、認定検査において耐圧部の余寿命は1.5倍の6年以上を求められる。余寿命を算出する際に計算式+1mmを基準にして計算することになるが、腐れ代1mmのために、6年以上の余寿命を確保できないケースが生じたときは、検査周期は2年に短縮してしまう。腐れ代は、将来の減肉を見込んだ製作時の余裕代であり、使用開始後も常にその値を確保する必要はないと考えられる。</p>	石油連盟	厚生労働省	<p>ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第75条第1項ただし書きに基づいて、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号、以下「法」といいます。)第41条第2項の性能検査時に第一種圧力容器の冷却及び掃除をしないことができる開放検査周期認定については、平成20年3月27日付け基発0327003号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」により適用しているところですが、当該適用では第一種圧力容器の余寿命を「腐食・磨耗に対する余寿命診断が実施され、構造規格上の最小板厚に対する母材の余寿命が、開放検査後の運転を開始した日又はしようとする日から起算して6年以上あることが確認されていること。」等により評価しています。</p> <p>なお、法第42条の規定に基づき、第一種圧力容器については、厚生労働大臣が定める規格(圧力容器構造規格)を具備しなければ製造・算し、又は設置してはならないことになっており、圧力容器構造規格(平成15年厚生労働省告示第196号)第11条等において最小板厚を「板に生じる圧力と板の許容引張力とが等しい場合の厚さ(計算式による厚さ)+腐れ代(1mm以上)」と規定しています。</p>	<p>ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第40条第1項及び第75条第1項ただし書きに基づいて、性能検査時にボイラー及び第一種圧力容器(以下「ボイラー等」といいます。)の冷却及び掃除をしないことのできる開放検査周期認定については、平成20年3月27日付け基発0327003号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」により適用しているところである。</p> <p>このうち、開放検査周期に係る認定の要件として、耐圧部に損傷が発生し補修したボイラー等については、補修後4年ごとに2回以上、開放検査(ボイラー等の冷却及び掃除、圧力検査)の際に、当該耐圧部を検査し、損傷が再発生していないことを確認していること、を満たすこととされています。</p>	検討を着手	<p>第一種圧力容器の開放検査周期認定に係る余寿命算出における腐れ代の取扱いにつき、見直しを検討しているところです。</p>
271215004	27年10月16日	27年11月9日	27年12月15日	ボイラーおよび第一種圧力容器の開放検査周期に係る認定制度の見直し	<p><提案の具体的内容> ボイラーおよび第一種圧力容器の開放検査周期(6年又は8年)に係る認定に関し、耐圧部補修を実施した場合の要件を見直す。</p> <p><提案理由> ボイラーおよび第一種圧力容器の開放検査周期(6年又は8年)に係る認定を取得する場合、耐圧部に損傷が発生し補修したボイラー等については、補修後4年ごとの開放検査を2回以上経なければならぬという要件がある。石油コンクリートにおける実施例として、ボイラー及び第一種圧力容器は高圧ガス設備と同様の溶接補修、耐圧試験及び耐圧試験後の非破壊検査等を行っており、管理方法に共通しているため、補修後4年以内の開放検査を2回実施するといった要件を高圧ガス保安法と同様の要件(補修後4年以内の開放検査1回)に見直し頂きたい。</p>	石油連盟	厚生労働省	<p>ボイラー及び圧力容器安全規則第40条第1項ただし書き及び第75条第1項ただし書きに基づいて、性能検査時にボイラー及び第一種圧力容器(以下「ボイラー等」といいます。)の冷却及び掃除をしないことのできる開放検査周期認定については、平成20年3月27日付け基発0327003号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」により適用しているところである。</p> <p>このうち、開放検査周期に係る認定の要件として、耐圧部に損傷が発生し補修したボイラー等については、補修後4年ごとに2回以上、開放検査(ボイラー等の冷却及び掃除、圧力検査)の際に、当該耐圧部を検査し、損傷が再発生していないことを確認していること、を満たすこととされています。</p>	<p>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく開放検査周期認定基準においては、時間に依存して進行する損傷(クリープ損傷、熱疲労亀裂、水素浸食等)のうち、高圧ガス保安法(昭和26年法律204号)に基づく基準における開放検査周期に係る認定の対象外となっている特定の損傷(損傷の再発の危険性の高い熱疲労亀裂や、クリープ損傷と水素浸食が同時に発生している損傷等)を補修したボイラーについても認定対象としています。</p> <p>補修時の耐圧検査において、補修のための溶接等が適切に施工されているかを確認することはできませんが、時間に依存して進行する損傷の再発については確認することができないため、補修後1年ごとに2回以上開放検査を行い、安全性を担保する必要があります。</p> <p>したがって、補修後4年ごとの開放検査を2回実施するといった要件を高圧ガス保安法に基づく基準と同様の要件(補修後4年以内の開放検査1回)に見直しした場合、時間に依存して進行する損傷の再発によるボイラー等の破損等を防止することが困難となるため、ご提案を受け入れることは困難です。</p>	対応不可	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ×:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271215005	27年10月16日	27年11月9日	27年12月15日	石綿工事申請窓口の一本化	[提案の具体的な内容] 石綿工事申請窓口を一本化する。 [提案理由] 石綿に係る工事実施において、労働安全衛生法に基づく申請と大気汚染防止法に基づく申請を行っているが、同一内容を申請している。申請手続き業務の効率化のため、申請窓口を一本化してほしい。	石油連盟	厚生労働省 環境省	労働安全衛生法第88条第3項の規定により、事業者は、建設業等に属する事業の仕事で一定のもの(耐火建築物等で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事等)を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。 また、石綿障害予防規則第5条の規定により、事業者は、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業や、石綿等の封じ込め又は削り込みの作業を行うときは、あらかじめ、所定の様式による届出書に当該作業に係る建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。(ただし、労働安全衛生法第88条第3項の規定による届出をする場合においては、適用されません。) 一方、大気汚染防止法第18条の15の規定により、特定粉じん排出等作業(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業)を伴う建設工事の発注者又は自主施工者は、所定の様式による届出書により、作業の方法等を当該作業の開始の日の14日前までに都道府県等に届出をしなければならないこととされています。 平成26年6月1日から施行された改正大気汚染防止法により、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者が、解体等工事の施工者から工事の発注者又は自主施工者に変更されました。	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第3項 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第5条 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15	対応不可	届出の窓口については、単に受理するのみではなく、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は労働者の石綿ばく露防止の観点から労働基準監督署において、また、大気汚染防止法に基づく届出は一般大気環境への石綿飛散防止の観点から自治体環境部局において、それぞれ適切な対策が計画されているか確認し、不十分な場合には必要な指導を行うものであり、審査を行う主体や審査の内容も異なります。したがって、共通又はいずれかの窓口のみにおいて一括して受理することは困難です。 なお、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出の義務対象者は工事を施工する事業者である一方、平成26年6月1日から施行された改正大気汚染防止法により大気汚染防止法に基づく届出の義務対象者は主に解体等工事の発注者に変更されており、多くの場合、2つの届出は異なる義務対象者によって行われるものです。	
271215006	27年10月16日	27年11月9日	27年12月15日	石綿工事申請に係る特別の認可	[提案の具体的な内容] 石綿工事に関して、至急補修を要する場合は申請から工事までの期間を短縮可能とする。 [提案理由] 石綿に係る工事実施において、工事開始日の14日前までに労働安全衛生法に基づく申請と大気汚染防止法に基づく申請を行う必要があるため、腐食で漏洩した箇所と同様の腐食環境にある類似設備(配管等を至急点検したい場合において、作業の届出から点検開始までに最低14日間を要し、速やかに点検を開始することができない)、また、定期整備中に石綿に係る工事が発生した際、申請から工事開始までの必要期間のために、工程が長期化するケースがある。以上の理由から、至急補修を要する等の場合は、必要日数を短縮できる措置を講じてほしい。	石油連盟	厚生労働省 環境省	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号、以下「安衛法」という。)第88条第3項の規定により、事業者は、建設業等に属する事業の仕事で一定のもの(耐火建築物等で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事等)を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。 また、大気汚染防止法第18条の15の規定により、特定粉じん排出等作業(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等の特定建築材料が使用されている場所において建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業)を伴う建設工事の発注者(建設工事の注文者(他の者から請け負ったものを除く。をいう。))又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、省令で定める様式に必要な書類を記載し、省令で定める必要な書類を添付した上で、都道府県知事(政令で政令市長に届出することとなっているものは政令市長)に届出をしなければならないこととされています。 なお、大気汚染防止法第18条の15第1項ただし書に「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。」と規定しており、この様な場合については、大気汚染防止法第18条の15第2項の規定に基づき、速やかに都道府県知事に届出することとされています。	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第3項 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15	現行制度下で対応可能	建築物等の安全管理上、補修のための工事を緊急に行う必要がある等の場合、労働安全衛生法第88条第3項に基づく工事の計画の届出については、個別の届出を受理した労働基準監督署において、事態の緊急性に鑑み、速やかに審査し、安全衛生上問題がないと判断される場合には、計画の届出後14日を経過しない間に工事を開始することが可能となっております。 なお、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第5条に基づく届出は、あらかじめ所轄労働基準監督署長に提出することとされていますが、必ずしも14日前までに提出しなければならないこととはされていません。 また、大気汚染防止法第18条の15に定める届出の対象は、特定粉じん排出等作業(以下「石綿除去作業」という。))に対して課しているものであり、事前調査や機器の点検など石綿除去作業以外の作業は、届出の対象外となります。 なお、大気汚染防止法第18条の15第1項ただし書において、「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。」と規定しており、このような場合には、大気汚染防止法第18条の15第2項の規定に基づき、速やかに都道府県知事に届出ることにより、作業を行うことが可能となっております。	
271231011	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日	容器包装リサイクル法制度の見直しについて	現行の容器包装リサイクル法においては、容器包装製造・利用事業者が、該当年度に使用する特定容器包装の使用量を見込んで(=再商品化義務量の算定)、指定法人へ再商品化委託申請を行っている。 この現状に対し、「見込み量に基づく再商品化委託申請・委託金負担」から「製造・使用の実績量に基づく再商品化委託申請・委託金負担」へと、容器包装リサイクル法制度を変更したい。 この変更により、商品や容器包装の価格に再商品化委託料金額が反映され、商品を仕入・購入した時点で再商品化委託費用の負担が完了し、再商品化委託金は上流の容器包装製造事業者が支払うという、より効率的で公平な制度に繋がると考える。なお、本件は指定法人と特定事業者との契約・支払方法を問題としたものではない。	(一社)日本フロンチャージン協会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	容器包装リサイクル法では第11条から第13条までに特定事業者の再商品化義務が規定されており、第14条に基づき特定事業者は再商品化義務量の全部または一部の再商品化にして指定法人と、再商品化契約を締結し、当該契約に基づき(自らの責務を履行したと、委託した量に相当する量について)再商品化したものとみなされます。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第12条、第13条、第14条 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令第2条	事実誤認	社の再商品化義務量の算定にあたっては、「見込み量に基づく再商品化委託申請・委託金負担」ではなく、当該年度の「特定事業者の前事業年度実績」に基づいて算出されております。	
271231012	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日	容器包装リサイクル法における新たなインセンティブの導入について	現行の容器包装リサイクル法では、再商品化義務量算定の際、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量、特定容器包装使用量より差し引いて申請可能な、量的な面でのインセンティブ制度が導入されている。 しかし、再商品化された素材を用いた容器包装を使用し商品製造・販売、又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用し商品製造・販売しても、容器包装リサイクル法上、自らインセンティブ制度はなく、通常の容器包装の使用として扱われている。 そのため、再商品化された素材を用いた容器包装を使用した場合(特に、国内の素材)、又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用した場合、容器包装リサイクル法上のインセンティブ(算定係数を差を設ける等)制度を新設していただきたい。 これにより、コストが係る「容器包装の質的な面における環境配慮」が促進されると考える。	(一社)日本フロンチャージン協会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	容器包装リサイクル法は一般廃棄物の減量を目的として、特定事業者に対し再商品化の義務を課すものです。特定事業者が自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装は、一般廃棄物として排出されないため、そもそも再商品化義務量の算定対象とならず、インセンティブ制度ではありえません。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第11条、第12条、第13条	事実誤認	容器包装リサイクル法は一般廃棄物の減量を目的としており、また、「容器包装の質的な面」の差異に応じて算定係数を差を設けるインセンティブ制度は、他の特定事業者の負担を本来負うべき再商品化義務量以上に増加させることにもなるため、新設できません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280115003	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	柔道整復及びあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの業務を併せ行う施設を開設する際、柔道整復師法施行規則第18条及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第25条の基準に従い、それぞれ6.6平方メートル以上の専用の施術室が必要となり、それぞれに施術室の室面積の7分の1以上に相当する部分の外気開放または、これに代わるべき適当な換気装置が必要となる。 既存物件等で開設する場合や既開設の施設が追加で業務を併せ行うとする場合、既存の室を分割し、それぞれの専用の施術室を設けることになるが、必要な外気開放の面積の確保や換気装置の設置ができず、構造設備基準を満たせないため、開設ができないことがある。 そこで、 1. 柔道整復及びあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの業務を併せ行う施設の場合、1室をもってそれぞれの専用の施術室(柔道整復及びあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう共用の施術室)として認められないものか？ 2. 施術者が1人の場合で、1室をもってそれぞれの専用の施術室として認められる場合の面積の基準は6.6平方メートル以上でよいのか？ 3. 施術者が複数人の場合で、1室をもってそれぞれの専用の施術室として認められる場合の面積の基準は6.6平方メートル以上でよいのか？	地方自治体	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第20号)第18条において、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師や柔道整復師の施設所の構造設備基準が定められており、施設所は6.6平方メートル以上の専用の施術室を有すること、施設室は室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得る等等とされています。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第25条第1号及び柔道整復師法施行規則第18条第1号に定める「6.6平方メートル以上の専用の施術室を有すること」の規定については、両法に基づく(免許を両方保持する同一人のみが施設を行う場合は、施設所における施術室を兼用できる(6.6平方メートル以上の1つの施術室を両法の施設室として兼用できる)ものと解されます。施設所が複数あり、鍼灸マッサージと柔道整復の施設が同時に行われる場合は、各々の施設室(6.6平方メートル以上)が必要となります。				
280115004	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	確定給付企業年金における脱退一時金の支給未請求状態の取扱いの明確化	【提案の具体的内容】 確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は施設が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。当該者について、脱退一時金の支給の繰下げを認めていただきたい。 【提案理由】 確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は施設が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。 一方で、上記該当者が老齢給付金の支給要件を満たした場合には老齢給付金を支給しなくてはならないとも考えられる。上記該当者が老齢給付金を希望する場合、繰下げの申し出ができないため、支給要件を満たすまでの間は脱退一時金を請求しないうままの状態(未請求状態)となるが、この間に時効により脱退一時金が失効する場合もあり、同時に老齢給付金の支給権が失効する可能性もある。このような未請求状態は法令上規定されておらず不明確であるため、支給権保護の観点から明確化を要望するもの。 なお、事業所等が実施事業所でない(なる。当該事業所等に係る積立不足はその事業所等の一括提出によって清算されるため、当該積立不足を他の事業所に負担させることはない。また、確定給付企業年金側の管理コストや、支給額に対する措置利息が予定を下回った場合等、将来的に発生する費用負担については、脱退一時金の支給要件を満たした人(死亡したとき及び使用される事業所等が実施事業所でなくなったときは除きます)が繰下げの申し出をする時にも生じ得るものであり、当該費用負担は該当者が所属する実施事業所に寄らず、特別給金等で全事業所が負担している。	(一社)信託協会	厚生労働省	脱退一時金は、加入者が死亡以外の理由によって加入者の資格を喪失し、かつ、規約で定められた脱退一時金の支給要件を満たすことになったときに支給されます。脱退一時金の支給要件を満たすには(死亡したとき及び使用される事業所等が実施事業所でなくなったときは除きます)、事業主等に脱退一時金の全部または一部の支給の繰下げの申し出をすることができると規約で定めることが出来ます。	確定給付企業年金法第27条第3項、第41条第4	対応不可	実施事業所でなくなった者に係る確定給付企業年金側の管理コストや、支給額に措置利息が発生することなども勘案した上で、慎重な検討が必要であると考えます。	
280115005	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	中退共済の前から実施する確定給付企業年金および確定拠出年金への解約手当金の移換	【提案の具体的内容】 中小企業退職金共済契約者が中小企業者でない事業主となり共済契約が解除された際に、当該共済契約者が共済契約解除後三月以内に確定給付企業年金または確定拠出年金を実施した場合は、解約手当金を確定給付企業年金または確定拠出年金に移換することが可能とされている。 一方で、共済契約の解除前から実施している確定給付企業年金、確定拠出年金には、解約手当金を当該確定給付企業年金に移換することが不可とされているが、これを可能としていただきたい。 【提案理由】 共済契約の解除は共済契約者の選択ではなく(中小企業者でない事業主となったことによるものであり、また被共済者の老後の所得確保の観点に鑑み、共済契約の解除前に確定給付企業年金を実施している場合についても解約手当金を確定給付企業年金および確定拠出年金に移換することを可能としていただきたい。	(一社)信託協会	厚生労働省	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への資産移換は、共済契約者が、中小企業者でない事業主となった後に、確定給付企業年金制度を実施する場合に認められています。	中小企業退職金共済法	対応	第189回通常国会で成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案」に確定給付企業年金や確定拠出年金への資産移換の要件を見直すことが盛り込まれており、今後、具体的な要件を労働政策審議会の場で検討してまいります。	
280115006	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金制度を実施する場合における計算基準日の設定要件緩和	【提案の具体的内容】 厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金を実施する場合における計算基準日について、代行返上の場合と同様に、確定給付企業年金実施日前1年6ヶ月以内の厚生年金基金の事業年度末日とする取扱いも認めていただきたい。 【提案理由】 年金財政に与える計算基準日から制度実施日までの期間の影響は、厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金を実施する場合と代行返上と変わらないと考えられるため、厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金を実施するケースにおける計算基準日についても、代行返上と同じレベルまで設定要件を緩和していただきたい。本提案が認められれば、財政計算結果確定の早期化により、余裕をもちた制度検討・説明を行うことが可能となり、厚生年金基金の円滑な制度移行に繋がることが期待される。	(一社)信託協会	厚生労働省	存続厚生年金基金が代行返上を行った際の、財政計算における掛金の額は、以下のいずれかを計算基準日とすることになっております。 ・代行返上後の確定給付企業年金を実施することとなる日前1年以内のいずれかの日 ・当該存続厚生年金基金の事業年度の末日(確定給付企業年金を実施することとなる日前1年半以内に限る) 一方、通常の確定給付企業年金の新規設立の際の、財政計算における掛金の額は、以下の計算基準日とすることとなり、上記の後の選択が認められておりません。 確定給付企業年金を実施することとなる日前1年以内のいずれかの日	確定給付企業年金法施行規則第49条第1号 改正前確定給付企業年金法施行規則第49条第3号	対応不可	代行返上をした際には、代行返上前の厚生年金基金と代行返上後の確定給付企業年金には、同一集団であり代行部分以外は基本的に共通しているという明確なつながりがありますが、解散して新規設立する場合には、両者に当該つながりが保証されないため、財政計算日も通常の新規設立と同様の基準により行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115007	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	基金型確定給付企業年金の設立認可の申請手続きの緩和	<p>【提案の具体的内容】 複数の事業主が共同で設立する基金型確定給付企業年金において、代表事業主を設け、当該代表事業主が申請者として設立認可申請を行うことを認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 公的年金制度の健全化及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、基金型確定給付企業年金を新設し、厚生年金基金の残余財産を交付する事例が増加しており、新設の際の手続きの簡素化を趣旨として認めていただきたい。 また、理事長選任までの間は、申請者が理事長とみなされることとなり、全事業主を申請者とする現状においては、理事長とみなされる者が複数名(場合によっては数百名)存在することとなる。基金設立当初において、理事長の職務を円滑に遂行するためにも、認めていただきたいもの。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	規約型の確定給付企業年金を複数事業主で実施しようとする場合、事業主の代表を定め、当該代表が規約の承認の申請を行うこととなっています。 一方、基金型の確定給付企業年金を複数事業主で実施しようとする場合、基金の設立の認可について、規約型と同様の規定は存在しません。	確定給付企業年金法第14条、確定給付企業年金法施行規則第11条	対応不可	基金型の確定給付企業年金を複数事業主で実施しようとする場合、全ての事業主が基金設立に主体的に関与する必要があることから、慎重な検討が必要だと考えます。
280115008	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	規約型確定給付企業年金における統合後の制度存続等	<p>【提案の具体的内容】 規約型確定給付企業年金の統合について、基金型確定給付企業年金の合併あるいは規約型確定給付企業年金に基金型確定給付企業年金を移行する場合と同様に、統合後の制度存続を可能としていただきたい。(分割も同様。) 上記取り扱いが不可の場合は、規約型確定給付企業年金のすべての加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を、確定給付企業年金法第79条に基づき他の規約型確定給付企業年金に移転する取り扱いを可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 基金型確定給付企業年金の合併の場合、被合併基金の一つを存続基金とし、他方を承継する変更が可能とされている。この場合、制度変更として規約の一部変更を行い、別途積立金がある場合は引き継ぎを確保が可能となり、存続基金に非継続基準抵触に伴う特別掛金の拠出がある場合はこれを継続することとなる。規約型確定給付企業年金に基金型確定給付企業年金を移行する場合や、その逆の場合も同様の取り扱いとなる。 規約型確定給付企業年金の統合の場合、被合併制度はいずれも存続が認められないため、制度変更ではなく(制度新設と取り扱う必要がある。よって、規約の一部変更ではなく全部を新たに定め、別途積立金がある場合はこれを全額取り崩すこととなり、非継続基準抵触に伴う特別掛金の拠出は廃止となってしまう。これは、相対的に規模が大きい規約型確定給付企業年金が小さい規約型確定給付企業年金と統合する場合であっても同様となる。手続き等が煩雑となるだけでなく、健全な財政運営を継続する支障となることもあるため、基金型の合併等との整合性の観点からも、提案の取り扱いを求めるもの。 確定給付企業年金法第74条に基づく規約型確定給付企業年金の存続を前提とした制度統合を可能とする。もしくは確定給付企業年金法第79条に基づく確定給付企業年金の権利義務移転による統合を可能とすることにより、基金型同様の別途積立金の取扱いを可能とすることは妥当であると考えられる。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	基金型の確定給付企業年金(以下、本項目で「基金」といいます。)が合併するときには、新たに基金を設立する他、1つの基金を存続させて消滅した他の基金の権利義務を承継する方法が認められています。また、基金が分割するときには、基金を存続させた上で、一部を分割で設立された基金の加入者とし、権利義務を承継する仕組みとなっています。 一方、規約型の確定給付企業年金においては、統合時にも分割時にも現行の規約はその効力を失うことになっています。		対応不可	基金型においては法人格を持っていることもあり、会社の合併と同様に吸収合併と新設合併の2つの合併方式を採用していますが、規約型においては法人格を持たない規約そのものが制度の主体であり、統合の際に吸収という方法はそぐわないと考えています(分割についても同様)。また、規約の統合に際して、別途積立金を取り崩して掛金を下げる必要が生じうる点について、今後導入を予定しているリスク対応掛金の下では、統合の際にも掛金を維持することが可能となる予定です。
280115009	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	厚生年金基金、確定給付企業年金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し	<p>【提案の具体的内容】 設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所、以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、「提案理由」に記載する(1)～(3)が認められている。(3)の計算方法において、(2)により計算する額と比較する額に、(1)により計算する額とすることを可能としていただきたい。すなわち、(1)により計算する額と(2)により計算する額のいずれか大きい額とする方法を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所、以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、下記(1)～(3)が認められている。 (1)特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加算した額(継続基準上の積立不足額)を基に計算する方法 (2)非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法 (3)特別掛金収入現価を基に計算する額と(2)により計算する額のうちのいずれか大きい額とする方法(ただし、特別掛金収入現価を基に計算する額の方が大きい場合は、(1)により計算する額とすることが可能)</p> <p>(1)の計算方法においては、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることが可能である。 一方で、(3)の計算方法においては、「(1)により計算する額」>(2)により計算する額>特別掛金収入現価を基に計算する額、となる場合、(2)により計算する額が一括徴収する掛金額となり、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることができない。 より大きい額を一括徴収する額とし、設立事業所の減少による企業年金の財政運営への影響をより軽減することに資する(3)の計算方法の性質に鑑みると、このように、(3)の計算方法において(2)により計算する額と比較する額のみ、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味できないことは合理的ではない。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所、以下同じ。)が減少する場合において、当該減少に伴う他の設立事業所の事業主の掛金が増加する時は、当該設立事業所の事業主は、厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるもの(算定した額を掛金として一括拠出する必要があります。厚生労働省令で定める計算方法のうち、特別掛金収入現価を基に計算する額と、非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法のいずれか大きい額とする方法とした場合において、の額の方が大きい場合は、繰越不足金等のその他の不足を加算することが可能となっています。	厚生年金基金規則第32条の3の3第1項確定給付企業年金法施行規則第88条の2第1項	検討に着手	厚生労働省令で定める計算方法のうち、特別掛金収入現価を基に計算する額と、非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法のいずれか大きい額とする方法とした場合において、繰越不足金等のその他の不足を加算することを可能とするよう、関係機関等との調整を踏まえ、省令で措置する予定です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115010	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	<p>【提案の具体的内容】 確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は以下(1)(2)のいずれか低い率とされている。 (1)前回計算基準日以降最も低い下限予定利率 (2)老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率 (3)として、資格喪失時の(1)の率を追加し、当該予定利率は(1)-(3)のいずれか低い率としていただきたい。(厚生年金基金の加算部分も同様)</p> <p>【提案理由】 資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうるため。</p> <p>【例】50歳：資格喪失し脱退一時金2号対象となる。 60歳：老齢給付支給要件を満たす。老齢給付に代えた一時金を取得する。 という前提を考える。</p> <p>また、下限予定利率：<50歳時>2.0%、<60歳時>2.5%、資格喪失から老齢給付支給要件充足時までの積立利率：0%とし、60歳時点まで財政計算を実施しているとする。 資格喪失時一時金：100万円(=2.0%ベースの年金現価)、老齢給付支給要件充足時一時金：100万円、資格喪失時設定の60歳以降給付年金額：10万円(換算率2.0%ベース)</p> <p>60歳において一時金を取得する際に「確定給付企業年金規則第24条の3第1号イ」の率を算出すると、2.5%となる。このとき、年金額が10万円のままの場合、一時金が100万円のままでは、確定給付企業年金規則第24条の3第1号イおよび確定給付企業年金法施行令第23条の規定に抵触してしまう。(2.5%ベースでの年金現価<100万円のため)</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は、(1)前回の財政計算基準日以降の最も低い下限予定利率、(2)老齢給付金の支給開始要件を満たしたときにおける(1)の率のいずれか低い率となっています。	確定給付企業年金法施行規則第24条の3、厚生年金基金の設立要件について、「平成元年3月29日(平成元年3月29日)年数第23号(年数第4号)第2、4、10(6)	検討に着手	繰り下げ後の一時金額が資格喪失時の一時金に相当する額以上の額を確保できるよう、関係機関との調整を踏まえた上で、予定利率の規制を緩和する方向で、命令で措置する予定です。	
280115011	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について	<p>【提案の具体的内容】 確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を廃止し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により、本人に一時に支払うことは可能であるが、当該額を企業年金連合会への移換について認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 確定給付企業年金制度の終了・解散と同時に企業型年金の資産管理機関へ移換する場合は、企業年金連合会への移換が認められているが、加入者にとってみれば、上記の一時に支払われる額は、一部制度が終了したことによる分配金として考えられ、各加入者に対し柔軟な選択権を設定可能とする観点から、当該者についても移換可能としていただきたい。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望する者に対しては、当該移換相当額を一時に支払うことができますが、当該一時金を企業年金連合会に移換することはできません。	確定給付企業年金法施行令第54条の2、厚生年金基金令第4条の4	検討に着手	希望する者に対しては、関係機関との調整を踏まえ、確定給付企業年金から企業型年金への移換相当額を企業年金連合会へ移換することを可能とする方向で、政令で措置する予定です。	
280115012	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	確定給付企業年金制度(厚生年金基金制度)から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手続きについて	<p>【提案の具体的内容】 確定給付企業年金の積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合(制度終了・解散の場合を除く。)の同意手続きは、次の通りとなっている。 <確定給付企業年金法第82条の2第2項> (1)企業型年金移換対象者の1/2同意 (2)企業型年金移換対象者以外の1/2同意 要望内容 (2)の同意を不要とさせていただきたい。(厚生年金基金制度についても同様。)</p> <p>【提案理由】 平成23年12月26日付の確定給付企業年金法施行令の改正により、企業型年金への移換に際し、積立金のうち企業型年金への移換に係る部分と移換相当額の差額のみ一括拠出すればよいことと緩和された(従来は制度全体の不足を解消する必要があった)。 そもそも(2)の同意は、企業型年金へ移換する原資を移換対象者以外の者にも確保したうえで、企業型年金へ移換しないことについて行うものと考えられ、本施行令の改正により企業型年金移換対象者以外の者は、企業型年金へ移換する原資が確保されていない状態(積立不足がある状態)が許容されることになったことにより、本施行令の改正以前と同様の意味での同意手続きは不要と考えられる。上記の他、積立金の変動により掛金に影響を受ける可能性があるために同意を取得することが考えられる。確定給付企業年金に残留する者として同様のケースとして以下のケースが想定されるが、いずれも確定給付企業年金に残留する者からの個別同意は必要とされていない。 事業所脱退に伴い、他の確定給付企業年金へ権利義務移転するケース 事業所脱退に伴い、給付を行うケース 上記同ケースとも、確定給付企業年金施行規則第88条の2に基づき一括拠出を行った上で事業所脱退することとなり、残留する者にとっては、積立金の変動による影響を受けるという観点では、企業型年金へ移換を行う場合と同様である。 よって、当該観点からも(2)の同意は必ずしも必要とは考えられず、緩和を要望するもの。</p> <p>今般の厚生年金保険法等の改正に伴い、総合型確定給付企業年金(例：100事業所、10,000人)の設立が想定されるが、当該総合型確定給付企業年金において、一部の実施事業所が会社再編等により事業所を譲渡する場合において、確定拠出年金への移換を希望した場合であっても、(2)の同意取得(例：99事業所、9,900人)が困難となるケースが想定される。当該規制緩和が円滑な移行につながるものと考えており、その観点からも要望するもの。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	厚生年金基金、確定給付企業年金の積立金の一部を企業型確定拠出年金の一部に移換する場合、(1)厚生年金基金、確定給付企業年金の一部を移換する場合、企業型確定拠出年金移換対象者の2分の1の同意及び企業型確定拠出年金移換対象者以外の2分の1の同意、(2)厚生年金基金、確定給付企業年金を解散・制度終了する場合、移換対象者が一部かつ企業型確定拠出年金移換対象者の2分の1の同意及び企業型確定拠出年金移換対象者以外の2分の1の同意が必要とする。	確定給付企業年金法第82条の2第2項、厚生年金保険法第144条の5第2項	検討に着手	現在継続審議となっている「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」において、確定給付企業年金の積立金の一部を移換する場合の、企業型確定拠出年金移換対象者以外の2分の1の同意については、その使用される加入者の全てが移換加入者以外である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合には、当該実施事業所については当該同意を要しないよう、措置することとしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115013	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	確定給付企業年金制度における個人単位の権利義務移転・承継手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】 (現状の規制について) 確定給付企業年金法施行令第49条第2号に定める個人単位の権利義務移転・承継においては、発生の都度、認可/承認申請を行う必要がある。認可/承認申請の際し、事業主や労働組合等の同意、基金型の場合は代議員会での議決等の手続きが必要となる。 あわせて、給付減額となる場合は給付減額に関する同意も必要となる。 (要望内容について) 規約においてあらかじめ定めた特定の企業年金制度間で権利義務移転承継であるため、発生の都度の認可/承認申請は不要としていただきたい。 また、規約に定めた内容に沿った運営であるため、代議員会での議決や労働組合等の同意も不要としていただきたい。 あわせて、給付減額の有無の判定は不要とし、権利義務移転承継に係る本人同意のみ取得することとしていただきたい。 なお、権利義務移転・承継のスキームで手続きの簡素化が難しい場合は、脱退一時金相当額の移転における加入者期間の要件(※規約で定める老齢給付金を支給されるための加入者期間を満たしていないこと)を削除することもあわせて検討していただきたい。</p> <p>【提案理由】 昨今、企業グループ内での人材交流が増加しており、個人単位の権利義務移転・承継が増加している。当該事象が発生の都度、認可/承認申請が必要となり、手続きが非常に煩雑であるため、企業グループにおける人材交流の負担が高いのが現状である。 企業の競争力維持・強化のためには、グループ企業間での円滑な人材交流は必須であり、手続きの簡素化が望まれているところである。 「中途脱退者」の「脱退一時金相当額の移転」においては、本人が希望することを前提に認可/承認申請等の手続きが不要となる。個人単位の権利義務移転・承継においても、当該手続きと同様に簡素化されるのが望ましい。 給付減額の同意に関しては、予め規約に定めてあること、権利義務移転承継の本人同意は取得することから、不要としていただきたい。 なお、同一確定給付企業年金制度内におけるグループ間の移動の場合は、過去分のみを保証すれば給付減額の判定は不要とされている。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	<p>出向等に併じ、確定給付企業年金の実施事業所に使用される加入者の一部の給付の支給に関する権利義務を他の確定給付企業年金が承継することを規約に定めている場合には、厚生労働大臣の承認・認可を受けて権利義務の移転をすることができます。</p>	確定給付企業年金法第79条、確定給付企業年金法施行令第49条第2号、第50条	検討に着手	<p>転籍等に併じ、事業所が変わった場合に個人単位で権利義務承継を行う場合については、加入者等の同意を得ることとされており、現在継続審議となっている「確定給付企業年金法の一部を改正する法律案」において、加入者等の同意を得た場合には厚生労働大臣の承認・認可を不要とすることとしています。</p>	
280115014	27年10月15日	27年10月23日	28年1月15日	既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移転	<p>【提案の具体的内容】 確定給付企業年金の中途脱退者は、確定給付企業年金法第2条に規定する企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得したときに、確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移転を申し出ることができることとされている。 従って、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者については、脱退一時金相当額の移転を申し出ることが出来ないが、当該者についても移転を申し出ることが可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 企業年金制度の再編等に伴う事業所脱退など本人の選択の余地なく中途脱退が少なからず生じている現在の状況を踏まえ、企業年金の通算により老後の所得確保を推進する観点から、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者について、脱退一時金相当額の移転を申し出ることが可能としていただきたい。</p>	(一社)地方信託協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金の脱退一時金相当額の申出は、確定給付企業年金の資格取得した日から起算して3月を経過する日まで期間に限り行うことができる。</p>	確定給付企業年金法第82条の3第1項、確定給付企業年金法施行令第54条の6	検討に着手	<p>関係機関との調整を踏まえ、既に確定給付企業年金に加入している場合であっても確定給付企業年金の脱退一時金相当額の確定給付企業年金への移転を可能とする方向で、政令で措置する予定です。</p>	
280115015	27年10月19日	27年11月9日	28年1月15日	社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを届出等で済むよう簡素化していただきたい。	<p>(具体的内容) 社会福祉法人の利便性向上のため、当該法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを届出等で済むよう簡素化していただきたい。</p> <p>(理由) 社会福祉法人の財産を銀行単独で担保設定する場合、当該法人の申し出であっても、所轄庁の事前の承認が必要である一方、届が出されている独立行政法人福祉医療機構が関与する場合は、不要であるといった優遇措置が存在していること等から、銀行資金調達が取進されるケースが見受けられる。 社会福祉法人はその公共性が高い点から一定の所轄庁との関与は必要であると思われるが、高齢化の進展を踏まえ、社会福祉事業への円滑な資金供給の必要性は増えている。 担保提供の妥当性及び必要性等については、社会福祉法人の理事要件(親族等の特殊関係者の制限)等により、相応に考慮されて決定されていると考えられることから、本件については、所轄庁への届出等で済むよう手続きを簡素化していただきたい。(以上)</p>	(一社)第二地方銀行協会	厚生労働省	<p>社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に経営していくことが求められるため、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉法第25条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないこととしています。 このため法人存続の基礎となる基本財産を処分し、又は担保に供する場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得ることが必要としています。</p> <p>一方、独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合、独立行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して担保に供する場合、独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉施設の維持・存続という目的に即して融資が行われることが明らかであり、また、同機構において、所轄庁と同等の審査が行われること等から、所轄庁の承認を不要としています。</p>	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第25条 社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日法律第89号、社理第2618号、老老第794号、児発第908号)	対応不可	<p>社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を安定的、継続的に経営していくことが求められるため、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉法第25条において、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないこととしています。 このため、このような法人存続の基礎となる基本財産を担保に供する場合には、所轄庁の承認にからしめることとし、担保提供の目的の妥当性・必要性、方法の妥当性(償還計画、担保提供優先)等をあらかじめ確認することとしています。 これを届出した場合、担保提供の目的の妥当性・必要性、方法の妥当性等を確認し、担保することができないため、承認を要することする必要があります。</p> <p>一方、独立行政法人福祉医療機構については、独立行政法人福祉医療機構法第3条第1項において、社会福祉事業に係る施設の設置等に必要な資金の融通を行い、もって福祉の増進を図ることを目的とする法人として位置づけられ、国の福祉政策と密接に連動して長期・安定・低利の政策融資を行っています。 独立行政法人福祉医療機構に基本財産を担保提供する場合には、こうした法律に規定されている独立行政法人福祉医療機構の目的・事業内容を踏まえれば、社会福祉施設の安定化・維持・存続、社会福祉法人の存続基盤の維持という目的に即した融資が行われることは明らかであること。 実際、独立行政法人福祉医療機構は、行政の各種計画に照らした事業の妥当性・必要性、補助の予定等を所轄庁から意見徴求をした上で、さらに担保提供の目的の妥当性・必要性、方法の妥当性等について所轄庁の承認と同等の審査を行っていること。 独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉事業に係る施設の設置等に必要な資金の融通をもち、福祉の増進を図ることを目的とするので法律の規定に基づき、社会福祉施設等の維持・継続を最優先の課題として融資を行っており、国としてはこの政策融資を財政的に支援していること等から、独立行政法人福祉医療機構は、融資先が経営不振に陥ったからといって担保物件を直ちに処分しないことが確実な金融機関であることから例外的に所轄庁の承認を不要としていることとします。</p> <p>なお、理事の親族等特殊関係者の制限は、社会福祉法人に求められる高い公益性に鑑み、同族支配の禁止を徹底することとしているものであり、基本財産の担保提供の目的の妥当性・必要性、方法の妥当性(償還計画、担保提供優先)を担保することとは関係がありません。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280115019	27年10月27日	27年11月9日	28年1月15日	医薬品医療機器等法に係る諸手続きの合理化	<p>【具体的内容】 医薬品医療機器等法に係る諸手続きを合理化(一)の都道府県に対して行った諸届出について他都道府県への当該届出の回付、都道府県ごとに異なる書式の統一化等)すること。</p> <p>【提案理由】 医薬品医療機器等法に係る役員変更等の諸届出について、許可販売業者は許可を得ている都道府県すべてに対し諸届出を行う必要があり、事業者に過重な負担が生じている。例えば、古物営業法では、役員変更等の届出を一つの公安委員会に行えば、他の公安委員会に当該届出が回付されており、医薬品医療機器等法の諸届出についても、同様の取扱いとすること。</p> <p>都道府県ごとに異なる書式の統一化等について、現状は、届出書式が都道府県毎で定められており、許可業者は、各種届出を行う前に、それぞれの書式を入手して、それぞれの記入要領を確認しながら作成している。同一の法体系の中で、都道府県ごとに様式が異なることは極めて不合理であり、様式の統一化ができない場合であっても、一の都道府県の様式に従って作成した各種書式であれば、当然に法令の要件を満たすものであり、他の都道府県がこれによる申請等を認めない合理的理由がない。</p>	(公社)リース事業協会	厚生労働省	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号、以下「法」という。) また、高度管理医療機器等営業所管理者やその他厚生労働省で定める事項について変更を行う場合には変更届を提出する必要がある。</p> <p>また、高度管理医療機器等営業所管理者やその他厚生労働省で定める事項について変更を行う場合には変更届を提出する必要がある。</p> <p>これらの届出にあたり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号、以下「施行規則」という。) また、申請書の様式を定めており、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長に対しこれらの様式に従い届出を行うこととなっています。</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第1項、第2項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第174条、第176条</p>	対応不可 事実確認	<p>医療機器は営業所において貯蔵、保管等を行わなければならないが、これらが保健衛生上支障なく適切に行われるためには、それを取り扱う営業所ごとに一定の設備基準に適合すること、申請者が欠格事項に該当しないこと及び実際に管理する管理者等の設置が必要であり、営業所ごとに判断する必要があります。変更届を一の都道府県等に提出したものを他の都道府県等に回付してもらうことは、各都道府県等に新たな負担を求めるため、対応は困難です。また、変更届の処理にかかると行政事務の適切な執行のためには処理の際に元々ある許可等の内容と照合する必要もあることから、ご提案の対応は困難です。</p> <p>届出様式は施行規則に基づいて国が定めているため、様式は統一されています。記入欄については各自自治体がその事務処理を適切に行えるよう工夫しているものと認識しておりますが、一律に指導することは困難であるが、なる、必要事項が記載されていない場合は、原則として、都道府県等においても手続の受付、審査が行われていると思料されることです。</p>	
280115020	27年10月27日	27年11月9日	28年1月15日	医療機器リースの入札	<p>【具体的内容】 国・地方自治体設立の医療機関向け医療機器賃貸の競争入札においてリース会社が医療機器を保守受託する場合は、修理業の許可取得業者に再委託することにより入札参加要件を満たすことができる様、医療機関へ指導すること。 保守料代理回収については、「修理業の許可」は不要。</p> <p>【提案理由】 国・地方自治体設立の医療機関向け医療機器賃貸の入札案件において、医療機器賃貸借契約の内容に保守委託も含まれ、委託内容に修理を含むこと(いわゆるメンテナンス付リース)が条件として見受けられるが、薬事法の「医療機器の修理業の許可」を受けないリース会社は、当該案件の入札参加を断念せざるを得ないことがある。</p> <p>しかしながら、実態として、リース会社の役割はファイナンス機能の提供が主体であり、保守は「修理業の許可」を取得する専門業者が医療機関より別契約にて受託していることが一般的である。リース会社が医療機器の保守受託する場合、修理業の許可取得業者に再委託する形態を契約書上明確にすれば、入札参加要件を満たしていると考え、人命に多大な影響を与える「医療機器の修理業の許可」を定める法律の趣旨は大いに理解できるが、上記記載の通り、リース会社の主な役割はファイナンス機能提供であり、修理業務ではない。リース会社における「修理業の許可」取得会社は限定されており、未取得会社のリース会社が「新たに許可を取得するには多大なコストがかかり現実的ではなく、当該取引の普及促進、ならびに公正かつ自由な経済活動の妨げとなっている。</p>	(公社)リース事業協会	厚生労働省	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号、以下「法」という。) また、高度管理医療機器等営業所管理者やその他厚生労働省で定める事項について変更を行う場合には変更届を提出する必要がある。</p> <p>また、高度管理医療機器等営業所管理者やその他厚生労働省で定める事項について変更を行う場合には変更届を提出する必要がある。</p> <p>これらの届出にあたり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号、以下「施行規則」という。) また、申請書の様式を定めており、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長に対しこれらの様式に従い届出を行うこととなっています。</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の3</p>	事実確認	<p>医療機器の修理業を行う際には法令や各種通知を遵守することが重要と考えます。なお、単なる修理の取次を行う場合は医療機器修理業の許可は不要であることは平成17年3月31日付け「医療機器の販売及び賃貸業の取扱等に関するQ&Aについて(その1)」(厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室事務連絡)にてお示ししているところです。</p> <p>なお、国・地方自治体設立の医療機関において医療機器の調達を賃貸で行う場合、その入札条件や仕様については各調達医療機関で規定するものと理解しております。</p> <p>また、「販売契約等の相手先の医療機関等、医療機器販売業者等及び実際に修理を行う修理業者の三者間において、修理された医療機器の安全性等についての責任が当該修理業者にあること及びそれぞれの権利義務関係を文書によって明確にし、上で修理の受託を行う場合には、当該医療機器販売業者等については法第40条の3に基づき修理業の許可を必要とし、(「医療機器修理業の取扱等に関するQ&Aについて(その2)」平成13年2月28日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室事務連絡)とお示しているところです。</p>	
280115021	27年10月27日	27年11月9日	28年1月15日	SPCが医療機器を貸与等する場合の取扱	<p>【具体的内容】 SPC(特別目的会社)のアセットマネジメント会社が医療機器の貸与及び販売業の許可を得ることにより、当該SPCが医療機器の貸与及び販売を行うことができる旨を明確化すること。 SPCがアセット・リースにより、医療機関等に対して、医療機器をリースする場合は、SPC及びSPCのアセット・マネジメント会社は貸与業の許可が不要である旨を明確化すること。</p> <p>【提案理由】 今後は医療分野における資金調達が多様化や事業のアウトソーシング化に伴い、SPCから医療機器の賃貸を受けるようなビジネスが増加していく可能性が有ると考える。(特に粒子線治療装置のような高額機器を使用するケース) 医薬品医療機器等法ではSPCのような「バーカンパニー」が医療機器を賃貸することは想定しておらず、貸与業者自身が営業所、営業管理者を設置することになっている。SPCのアセット・マネジメント会社が設置要件を満たすことで、SPCからの賃貸を可能にするといった緩和が実行されれば今後取組が普及していくものと考えられる。</p>	(公社)リース事業協会	厚生労働省	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号、以下「法」という。) また、高度管理医療機器等営業所管理者やその他厚生労働省で定める事項について変更を行う場合には変更届を提出する必要がある。</p> <p>また、高度管理医療機器等営業所管理者やその他厚生労働省で定める事項について変更を行う場合には変更届を提出する必要がある。</p> <p>これらの届出にあたり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号、以下「施行規則」という。) また、申請書の様式を定めており、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長へ管理医療機器の販売又は貸与業の届出をあらかじめ行った者でなければ、業として管理医療機器を販売し、授与し、若しくは貸与し、又は販売、授与若しくは貸与の目的で陳列してはならないことを定めています。</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3</p>	対応不可	<p>医療機器を販売、貸与を業として行う場合、保健衛生上その取扱い注意を払う必要があることと安全対策をより一層推進していくことから、許可や届出の制度を必要としており、構造設備が厚生労働省令で定める基準に適合していることや申請者が欠格事項に該当しないこと、管理者の設置を求めているところです。このような要件を満たすことが重要であり、一定の規制を行っていることです。</p> <p>従って、このような要件を満たすことができない限りSPC(特別目的会社)は医療機器貸与及び販売業の許可を取得することが困難と考えます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115022	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	診療放射線技師が巡回健康診断でX線照射する際、多数の者、1人へは出さない規制の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>「放射線技術者法」第26条第2項本文では、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射等の業務を行ってはならないとされています。また、同項ただし書では、この例外として、以下のいずれかの場合に該当するときは、病院又は診療所以外の場所であっても、その業務を行うことができるとされています。</p> <p>医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して一定の強度のエネルギーを有するエックス線を照射する場合</p> <p>多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査、コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。このために一定の強度のエックス線を照射する場合</p> <p>医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して一定の強度のエネルギーを有するエックス線を照射する場合</p> <p>多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に一定の強度のエックス線を照射する場合(この場合を除く。)</p>	<p>診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項本文では、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射等の業務を行ってはならないとされています。また、同項ただし書では、この例外として、以下のいずれかの場合に該当するときは、病院又は診療所以外の場所であっても、その業務を行うことができるとされています。</p> <p>医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して一定の強度のエネルギーを有するエックス線を照射する場合</p> <p>多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査、コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。このために一定の強度のエックス線を照射する場合</p> <p>医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して一定の強度のエネルギーを有するエックス線を照射する場合</p> <p>多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に一定の強度のエックス線を照射する場合(この場合を除く。)</p>	<p>診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項</p>	<p>対応不可</p>	<p>人体に対する放射線の照射は、人体に対して大きな影響を及ぼすものであるため、診療放射線技師がその業務を行うに当たっては、原則、緊急時の対応体制等が整っている病院又は診療所において行うことが求められています。</p> <p>ただし、多数の者への健康診断を一時に行う場合など、実態として、病院又は診療所以外の場所でも、人体に対する放射線の照射を行わざるを得ないことから、多数の者への健康診断を一時に行う場合に該当するものとして、例外的に、病院又は診療所以外の場所での診療放射線技師がその業務を行うことが例外的に認められています。</p> <p>例えば、会社や学校で、多くの者に対して短時間で健康診断を行う必要がある場合等は、実態として、病院又は診療所以外の場所でも健康診断を行わざるを得ないことから、多数の者への健康診断を一時に行う場合に該当するものとして、例外的に、病院又は診療所以外の場所での診療放射線技師がその業務を行うことを認めているところです。</p> <p>一方、「少数の者」を対象とする健康診断は、病院又は診療所においても十分に対応可能であると考えられ、病院又は診療所以外の場所での診療放射線技師がその業務を行う必要性が認められないことから、これを例外的に認めることは困難です。</p> <p>なお、「多数の者」を対象とする健康診断において、キャンセル等により、結果として、少数の者しか受診しなかったような場合であれば、診療放射線技師がその業務を行ったとしても、直ちに診療放射線技師法第26条第2項の規定に違反するものではないと考えます。</p>		
280115037	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	退職手当制度に係る退職一時金の確定拠出年金制度への移行	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>「確定拠出年金制度を導入する企業が、確定給付企業年金又は退職手当制度に係る退職一時金の全部又は一部を確定拠出年金へ移行する場合は、確定拠出年金法第54条において認められている。一方、加入者単位で、確定拠出年金への移行が認められているのは、確定拠出年金法第54条の2において、「確定給付企業年金の脱退一時金相当額」、「専任厚生年金基金の脱退一時金相当額、ならびに」企業年金連合会の規約で定める積立金、のみと定められており、「退職手当制度に係る退職一時金」の移行は認められていない。</p> <p>【具体的要項内容】</p> <p>・退職手当制度に係る退職一時金について、加入者単位で、確定拠出年金への差を可能としたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・我が国においては、退職一時金制度を導入する企業が全体の約75%を占めるなど、広く退職一時金が普及している。しかしながら、退職一時金は預貯金のみで運用されているケースが多い状況である。</p> <p>・退職一時金の確定拠出年金制度への移行は、公的年金を補充する確定拠出年金制度の更なる普及に資するものであり、個人の効果的な資産形成にも繋がりが得るものと考えられる。</p> <p>また、我が国の家計部門における金融資産約1,700兆円のうち、その多くを占める預貯金の一部が、投資信託等の運用資産にシフトされることにより、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることも期待できる。</p>	<p>退職手当制度に係る退職一時金の確定拠出年金制度への移行</p>	<p>確定拠出年金法第54条、第54条の2</p>	<p>対応不可</p>	<p>確定拠出年金と他の制度のポータビリティを考慮に当たっては、各々の制度の趣旨や税制上の取扱いに配慮する必要があるため、実施の可否も含めて慎重な検討が必要とする。</p>		
280115038	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出手続きの緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>「確定拠出年金制度」では、確定拠出年金法附則第2条の2及び第3条において、原則として60歳までの中途引出手続き(脱退一時金の支給)が認められていない。</p> <p>・例外要件として、「15万円以下の小額(確定拠出年金法施行令第59条第2項)」、「通算拠出期間3年未満もしくは50万円以下」、「25万円以下で継続して個人型運用指図者であった者(確定拠出年金法施行令第60条第2項)」が認められているが、「外国籍加入者」であることを要件とした中途引出手続き(脱退一時金の支給)は認められていない。</p> <p>【具体的要項内容】</p> <p>・確定拠出年金制度の外国籍加入者が、当該企業を退職し日本を出国した後に再来日の予定のない場合、同制度の中途引出手続き(脱退一時金の支給)要件として認めいただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・企業のグローバル化の進展に伴い、近年、日本で労働する外国籍労働者は増加傾向。</p> <p>・外資系企業のみならず国内企業においても、少子高齢化等を背景として外国籍労働者の雇用は拡大している。</p> <p>・一方、現行の確定拠出年金制度においては、外国籍加入者が退職した場合においても、要件を満たさない場合には、原則として60歳まで中途引出手続き(脱退一時金の支給)を行うことができず、手数料を支払わなければならない。</p>	<p>確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出手続きの緩和</p>	<p>確定拠出年金法附則第2条の2及び第3条</p>	<p>検討を予定</p>	<p>社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、脱退一時金の支給を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115040	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	資金の計算事務等の委託に伴う資金の支払についての取扱の拡大	【制度の現状(現行規制の概要等)】 資金の支払については、使用者による直接払いを確保する為に、使用者自ら管理する使用者の口座から行われる振込に限定されている。 【制度的要望内容】 ・使用者が資金の計算事務等を委託している際、委託先が資金管理等で密接な関わりがある場合においては、委託先の口座からの振込事務(振込代行)を可能にしたい。 【要望理由】 ・フランチャイジーは、フランチャイザーの提供する仕組みにより勤怠管理を行い、給与計算を委託している。フランチャイジーは日々の売上をフランチャイザーに送金しているケースでは、業務省力化の観点より、預託している売上金より資金支払を行うニーズが顕在化している。 ・業務上密接な関わりがあり、純然たる第三者への委託ではない。 ・一般的には大手企業への委託であり、むしろ資金未払いとなる可能性は低減されるものと考え、	都銀懇話会	厚生労働省	資金は、使用者が労働者に直接支払うものであることを当然の前提としており、使用者が第三者に資金相当額を支払ったとしても、使用者が労働基準法第24条の義務を果たしたことにあらず、ご提案のような取扱いとは認められておりませぬ。	労働基準法第24条第1項	対応不可	使用者が第三者に資金相当額を支払ったにもかかわらず、第三者が労働者に資金を支払わなかった場合など、使用者と第三者との争いに労働者が巻き込まれる懸念があり、対応は困難であると考えます。
280115053	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	日雇派遣の原則禁止の見直し	【具体的内容】 適正な雇用管理(例えば、日雇専門の派遣元責任者を確保すること、安全衛生管理体制や教育の徹底を図ることを義務付けるなど)を前提に日雇派遣の原則禁止を見直すべき 【提案理由】 「2014年度経団連規制改革要望への政府回答状況等」によると、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との回答であることから、早急に同部会で具体的な検討をすべきである。については、以下のとおり要望する。 労働者派遣法では、労働者の雇用の安定を図るため、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する日雇労働者を原則禁止している。例外として、雇用機会の確保が困難な場合等(高齢者、専従学生、副業として従事する者、主たる生計者でない者)を定めている。 しかしながら、短期的に働きたい、短期的に労働力を確保したい、など労使双方にニーズがあることに加えて、家計補助のために働く主婦層や、就職活動中のつなぎ収入を得るために日雇派遣を利用していた求職者の多くが、年収制限が足かせとなり就業機会を喪失しているため、適正な雇用管理を前提に日雇派遣の原則禁止を見直すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれない業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合、雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、日雇労働者についての労働者派遣は禁止されています。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4第1項 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第28条の3	検討に着手	日雇派遣の原則禁止については、平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。
280115054	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	グループ企業内派遣規制の廃止	【具体的内容】 グループ企業内派遣規制を廃止すべき 【提案理由】 「2014年度経団連規制改革要望への政府回答状況等」によると、「平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討」との回答であることから、早急に同部会で具体的な検討をすべきである。については、以下のとおり要望する。 労働者派遣法では、労働市場における需給調整機能が果たされるように、グループ企業内の派遣会社が当該グループ企業に派遣する割合を8割以下に制限している。 しかしながら、グループ企業内の派遣事業者であるが故に、派遣先の経営実態や組織事情を熟知し、高度な就労マッチングや就労状況の詳細な把握が可能となるほか、グループの福利厚生施策の利用がしやすいなど、派遣労働者にとってのメリットの大きさを考慮すべきである。この規制により、グループ全体で抱える専門知識を有した人材を、一時的にせよ派遣として受け入れる形で活用することが困難となっていることは問題である。とりわけ技術者については、一定の企業グループの下でトレーニングやOJT等を行い、様々な場で経験を積むことが、一企業においてスキルアップを図るよりも効果的である場合が多く、こうした規制の存在は、労働者の技能の向上を妨げるだけでなく、企業の競争力低下を招く恐れがある。 また、労働条件の引き下げに派遣が使われるといった悪質なグループ派遣は排除されるべきだが、子会社の派遣会社が、グループの退職者以外(外部労働市場)から派遣社員を採用し、親会社およびそのグループの企業に対して業務の緊需に応じて登録型の派遣をすることは、適正な需給調整機能を果たしているにも関わらず、一律に規制されることは問題である。 さらに、いわゆる企業城下町などにある子会社には、グループ外の企業を派遣先として開拓することが困難である。 その他、「100分の80」という数字の根拠が薄弱であることに加え、連結決算を採用しているか否か、採用している会計基準を採用しているかによって「関係派遣先」の範囲が異なるといった問題も抱えており、グループ企業内派遣規制は廃止すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	グループ企業内の派遣割合の規制については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図るとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っているところである。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2	検討に着手	グループ企業内の派遣割合の規制については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っていくこととした。 なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。 これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115055	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	離職後1年以内の労働者派遣の禁止の撤廃	【具体的内容】 離職後1年以内の労働者派遣の禁止を撤廃すべき 【提案理由】 「2014年度経団連規制改革要望への政府回答状況等」によると、「平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討」との回答であることから、早急に同部会で具体的な検討をすべきである。ついては、以下のとおり要望する。 労働者派遣法は、派遣会社が離職後1年以内の人と労働契約を結び、元の勤務先に派遣することを禁止している。自らの意志で離職した者や有期契約で短期就業をした者まで対象としているため、就業希望者のニーズに反しており、労働者保護にならないばかりか、就業機会そのものを阻害していることから、法の趣旨に反する規制であり、撤廃すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	離職後1年の労働者についての労働者派遣の禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っているところである。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第33条の5、第40条の3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第33条の10	検討着手	離職後1年の労働者についての労働者派遣の禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っていることとしました。 なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。 これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。	
280115056	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	労働契約申込みなし制度の撤廃	【具体的内容】 採用の自由、労働契約の合意原則の観点から問題があるため、労働契約申込みなし制度を撤廃すべき 【提案理由】 一定の違法派遣に該当した場合、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす「労働契約申込みなし制度」が本年10月1日から施行されている。 国会審議においても指摘されたように、本制度は労働契約の合意原則に反するとともに、憲法で保障された採用の自由を阻害するものである。また、派遣先の違法性の判断について、偽装請負に関しては各労働局、指導官による見解の相違が予測されるほか、同制度が適用とならない当該事項に該当することを知らず、かつ、知らなかったことについて過失がなかったときについては、派遣先がそれを立証することは困難である。 したがって、労働契約の申込みなし制度は、撤廃すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働契約申込みなし制度については、平成24年の労働者派遣法改正により、平成27年10月1日から施行されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っているところである。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の6	検討着手	労働契約申込みなし制度については、平成24年の労働者派遣法改正により、平成27年10月1日から施行されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っていることとしました。 なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。 これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。	
280115057	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	派遣労働者を特定することを目的とする行為の適切な運用	【具体的内容】 一定のルールの下、派遣元の雇用責任を前提に、最低限の「事前打合」が行えるようにすべき 【提案理由】 今後の労働者派遣制度の見直しの論点として、引き続き労働政策審議会労働力需給制度部会で検討していくべきである。ついては、以下のとおり再々要望する。 労働者派遣法は、労働者派遣(紹介予定派遣を除く)の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならないとされている。 しかしながら、派遣スタッフはミスマッチを防ぐために自らの意志で事前に職場環境を確認したい。また、「派遣先は派遣スタッフを直接指揮命令し、第三者から使用者責任を問われる可能性があることから派遣スタッフの適性を事前に直接把握したい」という意向は妥当なものである。スキルや職場環境の確認等を中心とした、必要最低限の「事前打合」が行えるような必要措置を講じるべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣制度では、労働者派遣(紹介予定派遣の場合を除く)の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づき労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならないこととしている。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第6項	【措置概要前段】 現行制度下で対応可能 【措置概要後段】 対応不可	【前段】 労働者派遣制度では、労働者派遣(紹介予定派遣の場合を除く)の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づき労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為を行うことにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の意に沿わない派遣労働者が派遣元事業主にも雇用されないこととなるなど、結果的に労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が派遣労働者の採用に介入することとなる。 職業安定法で禁止されている、労働者供給事業に該当するおそれがあること 派遣労働者の雇用機会を狭めるおそれがあることから、労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならないこととしています。 なお、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問等(は雇い入れの送付等)を行うことは、派遣先によって派遣労働者を特定することを目的とする行為が行われたことには該当せず、実施可能です。 また、業務に必要な技術や技能の水準を指定するため、技術・技能レベル(取得資格等)と当該技術・技能に係る経験年数などを記載するいわゆるスキルシートの送付等については、個々の派遣労働者の特定につながるものでない限り、派遣労働者を特定することを目的とする行為に該当しないため、これらの措置によりミスマッチを防ぐことは可能と考えています。 このように提案については基本的に現行制度下で対応可能と考えます。 【後段】 上記以外の事前打合については、その内容が必ずしも明らかでないため、対応不可と考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280115058	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	障害者雇用納付金制度の改定	<p>【具体的内容】 障害者雇用において法定雇用率を下回る場合、障害者一人あたり一律で5万円を納付することが定められているが、障害者の雇用率に応じて金額を段階的に減額するべき</p> <p>【提案理由】 障害者雇用納付金制度は、障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るため、法定雇用率を下回る企業から納付金を徴収し、法定雇用率を達成した企業に対して調整金を支給している。具体的には、法定雇用率(2.0%)を下回る場合に徴収される納付金は、法定雇用者数に不足する障害者数一人あたり、一律5万円(常用労働者100人超200人以下の企業は4万円)となっている。</p> <p>法定雇用率が2.0%を下回る場合は、障害者の雇用率が何%であっても納付金は一律であるため、法定雇用率を下回っている企業にとって、障害者の雇用を促進しようというインセンティブが働いていない。</p> <p>法定雇用率を下回る場合に、雇用率に応じて納付金を段階的に減額する仕組みとなれば、企業が障害者雇用を高めるインセンティブとなることが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	障害者の雇用の促進等に関する法律 第49条 第50条、第53条、54条、第55条	対応不可	<p>障害者雇用促進法では、障害者を雇用することはすべての事業主の共同の責任であるとする社会連帯の理念の下、その共同責任の分担割合は平等であるべきとする考え方に立って、雇用率制度による雇用義務が課せられています。納付金制度では、雇用率未達成の事業主からその不足に応じて納付金を徴収し、雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に調整金を支給することで、事業主の経済的負担の平準化を図ることをしています。</p> <p>納付金の額については、障害者を通常雇用する場合に健常者に比して特別に必要とされる費用の額の平均額を基準として定め、これを各企業の過不足数に応じて計算するものです。すなわち、雇用率未達成企業の事業主に対して、その不足している障害者を雇っていれば掛かっていたであろう費用を納付金として徴収しているものです。</p> <p>こうした経済的負担の平準化を図るという制度趣旨に鑑み、企業の実雇用率に応じて金額を変動させるインセンティブや懲罰的な仕組みとすることは困難と考えますが、現在でも不足数に応じて納付金の額は増減することから、障害者雇用に向けた一定のインセンティブは働くものと考えられます。</p> <p>また、企業の実雇用率に応じて金額を変動させる仕組みとすることは、企業規模が小さいほど一人の不足による率の低下が大きくなり、追加的に負担すべき一人当たりの納付金額が高いものとなります。大企業に比して中小企業に対し、より懲罰的な色彩となる制度となる恐れがあることも留意が必要と考えます。</p> <p>今後とも、本納付金制度のほか、事業主指導や各種助成金制度の活用等を通じて、障害者雇用の促進に取り組んでまいります。</p>		
280115059	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	過半数組合のない企業等の就業規則の作成・意見聴取・届出手続きの簡素化	<p>【具体的内容】 全社で同一の内容である就業規則の作成する際の意見聴取については、各事業場の過半数代表者の信任を得た者を全社の過半数代表者とし、その者への意見聴取のみでこれを可能とすべき。なお、制度の活用を防ぐため、事前に各事業場の過半数代表者に就業規則の変更内容を開示し、意見表明の機会を設ける。その意見をもとに、信任された全社代表が最終的な意見を取り纏め、届出を行う際の意見内容とする。また、届出は本社一括での届出を認めるべき。</p> <p>【提案理由】 ・就業規則が全社で同一である場合、現在は「全社規模の労働組合が存在し、かつ「それぞれの事業場の労働者の過半数がその労働組合の組合員である」場合に限り、本社で労働組合本部に意見聴取すればよいが、これらの条件が満たされない場合は、事業場ごとに組合支部への意見聴取が義務付けられている。</p> <p>近年、労働法関係の法改正が相次いでおり、製造業を中心とした集団型よりも、社員の働き方など個別対応型への検討(フレックスタイム制など)が増加している。それに伴い、「労働意欲」を条件に柔軟な改定が認められつつあるが、「労使の対等代表制」は「過半数組合」に限定される傾向にある。労働組合の組織率は低下してきており、過半数組合は一部の企業に集中しているが、「全社の過半数代表(事業場の過半数代表が信任した者)への意見聴取が認められれば、過半数組合を持たない多数の企業においても積極的に改正法の措置を活用できるものと考えられる。</p> <p>導入要件が簡素化することで制度導入を検討する企業が増加し、多様な働き方を求める労働者のニーズにも応えることができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働基準法第90条第1項、労働基準法施行規則第6条の2第1項、同条第2項、第49条。	対応不可	<p>就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出るに当たっては、同一企業であっても、事業場毎に意見聴取し、過半数代表者が署名又は記名押印した意見書を添付することが法的に義務づけられています(労働基準法第90条第1項、労働基準法施行規則第6条の2第1項、同条第2項、第49条)。</p> <p>そのため、全社の過半数代表者のみが署名又は記名押印し、事業場毎の過半数代表者の署名又は記名押印を省略するという取扱いが法令に違反するため、認められておりません。</p> <p>また、上記の取扱いを前提とした就業規則の一括届出については、そもそも全社代表のみの意見聴取をもって、就業規則を届け出ること自体が認められていないため、現行制度において、対応することはできません。</p> <p>なお、昭和39年1月24日基収9243号は、本社において、支社なども含め全ての事業場に適用される就業規則を作成し、当該会社の労働組合本部の長の意見を聴取することにより、当該労働組合が事業場の過半数を占めている事業場の意見聴取を行わないことを認めておりますが、当該通達が適用される場合においても、事業場の過半数で組織している労働組合がない場合には、別途事業場毎に意見聴取等を行う必要がある。全社の過半数代表者のみの意見聴取等をもって、所轄労働基準監督署長に就業規則を届け出することは認められておりません。</p>		
280115060	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	就業規則による労働条件の変更ルールの見直し	<p>【具体的内容】 過半数労働組合との合意または過半数組合がない場合には労使委員会の労使決議等を条件に、変更後の就業規則の合理性を推定することを労働契約法に明文化すべき。</p> <p>【提案理由】 企業が人事・賃金制度を見直す際、就業規則の変更について、その合理性の判断は裁判所に委ねられているが、裁判所の判断を予測することは極めて困難である。もとより、何が合理的であるかは労働者の感じ方によって変わるところであり、企業労使が話し合いながら、多様な労働者の利害調整を進め、理解を得て合意することが労働者の公正な処遇確保にも有効である。</p> <p>本件が労働契約法に明文化されることにより、雇用就労形態の多様化が進むなかでの集団的な話し合いと合意のプロセスによる公正処遇に向けた取組を広げることや、個別労働紛争発生予防に効果があると期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働契約法第9条及び第10条において、使用者は、労働者と合意することなく就業規則の変更により労働契約の内容である労働条件を労働者の不利益に変更することはできない一方で、「就業規則の変更」という方法によって労働条件を変更する場合において、使用者が変更後の就業規則を労働者に周知させたこと及び就業規則の変更が合理的なものであることという要件を満たした場合には、労働契約の変更についての合意の原則の例外として、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによることという法的効果が生じると規定しています。	対応不可	<p>労働契約法第10条本文は、確立された判例法理に沿って、就業規則の変更が合理的なものであるか否かを判断するにあたっての考慮要素として「労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況」を例示したものです。</p> <p>具体的に、就業規則の変更が合理的であるか否かについては、最終的には、司法判断がなされますが、その是非については、労働組合等との交渉の状況のみならず、就業規則の変更に係る諸事情が総合的に考慮されるべきものです。したがって、ご提案の内容のみをもって変更後の就業規則の合理性を担保することは困難です。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115061	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	「菓子製造免許」の規制緩和について	市場の活性化を含めて、「菓子製造免許」について規制内容の見直しについて検討いただきたい。現在、コンビニエンスストア等のカウンター販売商品の中で、「ドーナツ」等があるが、店舗にて加工する場合には「菓子製造免許」の許諾が必要となる。しかし、加工についても、本格的に生地から製造するものから、「砂糖をかける/チョコ」を乗せるまで様々であり、規制が緩和すれば更に価値の高い商品の提供ができる可能性があると考え。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	食品衛生法第51条	その他	菓子製造業等、公衆衛生上影響の著しい営業を営もうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされています。許可が必要な営業にあたるか否かは、都道府県等が食品の調理・加工・製造方法を勘案し、条例等に基づき業態毎に判断していると承知しています。	
280115062	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	冷凍生地の中心温度必達の条件緩和について	パン等の冷凍生地(一度パンを成型した後、冷凍させた生地)を解凍して焼き上げる場合、該当する商品の届温(中心の温度)が85℃以上という規定があるが、これを「生地のみ」という規制に緩和(又は文面追加)していただきたい。例えば、「あんぱん」等は、あんこを生地で包んでから焼き上げるため、現在ではあんこ自体も中心温度が85℃まで焼き上げる必要がある。あんこは熱が伝わり難いため、あんこの中心温度を上げるために、生地を必要以上に焼かなくてはならず、生地から水分が抜けすぎてしまう状況が発生している。加熱が必要な原料と、生食が可能な原料とで分けると良いと考え、明確な明文化をしてもらいたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省		事実誤認	食品衛生法に基づく(冷凍食品の規格基準については、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生告示第370号)にて定められております。加熱後摂取冷凍食品であって、凍結させる直前に加熱されたもの以外のもの規格基準について、中心部の温度に関する規定はありません。	
280115063	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	冷凍食品を業務用レンジで加熱し提供する際の調理行為の緩和について	冷凍食品を業務用レンジで加熱し提供することを調理行為とならないよう緩和していただきたい。現在、冷凍食品を業務用レンジで温めることが、調理行為となる自治体(東京都)がある。冷凍食品の多くは家庭で消費されるが、値段とメニュー性から店舗での加熱を依頼される場合も少なくない。将来的なフードロス対策と全国のコンビニエンスストアにて冷凍食品を業務用レンジで温め提供することでお客様の利便性向上に繋がると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	食品衛生法第51条	その他	食品衛生法では、公衆衛生上影響の著しい営業の営業許可に係る要件については都道府県等が地方自治法上の自治事務として条例で定めることとしています。なお、「提案の具体的内容等」にある、店舗における購入した食品の加熱については、東京都によると、「購入者が自ら加熱するために、販賣者が電子レンジ設置し貸与する」場合は、サービス行為と捉え、飲食店営業の許可を要しないものと判断していることとです。	
280115064	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	揚げ処理中の油脂劣化に関する規制の見直しについて	計測の負担軽減及び計測の徹底といった観点から、揚げ処理中の油脂劣化を示す指標として「極性化合物」を取り入れていただきたい。昭和54年に厚生労働省から出された「弁当及び惣菜の衛生規範」において、揚げ処理中の油脂劣化を示す指標として「酸価」が定められており、現状に合っていないと考える。また、「2.5」という値も根拠が不明確であり、現況に合っていないと考える。更に、「極性化合物」は油脂劣化を総合的に評価できる上、「極性化合物」の値を簡易に測れる計測器があることから、世界的には「極性化合物」が一般的な指標として使われている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	弁当及びそうざいの衛生規範(昭和54年6月29日付け環食第161号厚生省環境衛生局食品衛生課長通知 最終改正:平成7年10月12日衛食第188号;衛乳第211号;衛化第119号)	現行制度下で対応可能	油脂劣化を示す指標である「酸化」は、現在も一般的な指標として使われています。「弁当及びそうざいの衛生規範」は、国民の食生活に密着した食品であって、加熱等の処理をすることなくそのまま摂取される弁当及びそうざいについて、その製造等における衛生管理の確保及び向上を図ることを目的に、営業者による自主的な衛生管理の指針として「弁当及びそうざいの衛生規範」について(昭和54年6月29日付け環食第161号厚生省環境衛生局食品衛生課長通知 最終改正:平成7年10月12日衛食第188号;衛乳第211号;衛化第119号)を示しています。	
280115065	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	二酸化塩素の食品添加物としての使用規制緩和について	二酸化塩素の食品添加物としての使用を規制緩和していただきたい。現在は、次亜塩素酸Naにて食品(生野菜)の殺菌処理を行っているが、有機物と反応した際のトリハロメタン生成の問題や、塩素臭の長時間残量等の問題が生じている。一方で、二酸化塩素においては、上記2点について、優位性があり、加えて、次亜塩素酸Naより、低濃度下において、抗菌スペクトルも広く、特にウイルスの不活化にも優位性がある。日本国内での他法と比較しても、水湯法では消毒目的として、使用法の規制の下、使用が許可されている。また、米国EPAやFDAにおいても、野菜類の殺菌において、使用方法を明確にした上で認可が出ている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	食品衛生法第10条、食品衛生法第11条、食品安全基本法第24条	対応不可	食品添加物の指定や規格基準の改正については、諸外国と同様に、要請者から提出される毒性試験等の資料を踏まえて安全性を確認する必要があり、事業者から当該資料を添えて要請がなされれば、指定等に向けた手続きを行うこととなります。なお、審議内容や手続の流れについては、厚生労働省及び食品安全委員会のホームページに公表されています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115066	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	労災保険料のメリット制の条件の見直しについて	<p>労災保険料のメリット制の条件の見直しを検討いただきたい。</p> <p>一括有期事業については確定保険料額が100万円以上、この条件を見直し、コンビニエンスストアにおいてもメリット制の対象とすることで労災事故に対する安全へのモチベーションの一部になると考える。</p> <p>コンビニエンスストアは小売業であるため、労災保険料率は3.5/1,000と他業種に比較し低くなっている。しかし、保険料を増減する制度(メリット制)の対象外であり、10年間労災事故がなくとも労災保険料の減額にならない。</p> <p>(労災保険料のメリット制の条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100人以上の労働者を使用 ・20人以上100人未満の労働者を使用する事業のうち災害係数0.4以上 ・災害係数 = 労働者数 × (労災保険率 - 非業務災害率) 	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	<p>一括有期事業に係るメリット制の適用要件は、以下の要件を同時に満たしていることが必要です。</p> <p>Ⅰ事業の継続性</p> <p>連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日現在において、労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過している一括有期事業であること。</p> <p>Ⅱ事業の規模</p> <p>確定保険料の額(非業務災害率に属する部分の額を含む。)が40万円以上である(平成23年度以前は100万円以上であること)一括有期事業であること。</p> <p>継続事業のメリット制適用要件は、以下の要件を同時に満たしていることが必要になります。</p> <p>Ⅰ事業の継続性</p> <p>連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日現在において、労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過していること。</p> <p>Ⅱ事業の規模</p> <p>基準となる3月31日の属する保険年度から過去に遡って連続する3保険年度中の各保険年度において、次のいずれかの要件を満たしていること。</p> <p>(1) 100人以上の労働者を使用する事業であること。</p> <p>(2) 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、当該労働者の数に当該事業に係る基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数(災害係数)が0.4以上の事業であること。</p>	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(第12条第3項)同法施行規則(第17条第2項及び同条第3項)	事実誤認 対応不可	<p>一括有期事業とは、労働保険の事務手続き上、2以上の小規模な有期事業(建設工事等)を一つの事業と見なすものであり、一般的にコンビニエンスストアのような小売業は、継続事業に該当します。</p> <p>従って、一括有期事業のメリット制適用要件は、コンビニエンスストアのメリット制の適用に影響しません。</p> <p>メリット制は、事業主の災害防止努力の結果の下、労災事故の発生状況に応じて、労災保険料を増減させる仕組みです。</p> <p>この制度の運用に当たっては、同じ業種の事業主個々の災害防止努力の結果を適正に評価する必要がありますが、偶然発生した労災事故の影響を生じさせないことが望ましいことから、一定の規模等の要件を設けております。</p> <p>小規模の事業においては、無災害の状況が災害防止努力によるものか、労働者が少ないために災害が起こっていないのかを評価することが困難なため、現行の適用要件を設けているところです。</p>
280115067	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	労災保険の特別加入(任意)の加入条件について緩和していただきたい	<p>労災保険の特別加入(任意)の加入条件について緩和していただきたい。</p> <p>労働保険の加入事業所自体が通常の手続きの一部として、普通に特別加入(任意)を可能にするべきであると考えます。</p> <p>コンビニエンスストアのオーナーの労災(特別加入)の加入条件は、労働保険事務組合に事務委託することが条件となっている。</p> <p>特別加入が任意加入という点については、従業員と使用者の観点から妥当であると考えますが、加入するに当たり、事務組合の加入が条件であることに限定することに疑問を感じる。</p> <p>コンビニエンスストアは事務組合に委託することは少ないと思われる。</p> <p>事務組合の費用が非常に高額であり、労災保険料以上の事務組合費用を徴収されるケースもある。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	<p>労働者災害補償保険制度は、労働基準法に基づく事業主の災害補償責任を担保することを基本とする制度であり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされていますが、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて保護することが適当である者について労働者とみなし、業務災害及び通勤災害について保険給付等を行うために特別加入の制度を設けています。</p> <p>特別加入については、類型ごとに一定の要件を定めていますが、中小事業主の特別加入については、厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業の事業主であること、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものであることを主な要件としています。</p>	労働者災害補償保険法第33条第1号	対応不可	<p>労働保険事務組合は、中小事業主の労働保険事務負担の軽減を図ることで、労働保険の適用の促進及び適正な労働保険料徴収の確保を図るために設けられているものです。</p> <p>中小企業事業主の特別加入にあたっては、事務組合の加入を要件とするので、当該事業場の労働保険の適用促進及び労働保険料徴収の確保を担保しているものです。</p> <p>両制度を一体として運営することで、保険制度としての確実性を高めているものであり、制度の円滑な運営のためには必要不可欠となっているところであり対応は困難です。</p>
280115068	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金の限度額の撤廃	<p>(提案内容)</p> <p>現状、企業型確定拠出年金の限度額は、確定拠出年金以外の企業年金ありの会社では27,500円/月(他の制度がなければ55,000円/月)と制限されている。企業型確定拠出年金の導入は進んでおり、年金のポータビリティが一定程度確保しているが、限度額を超える部分は確定給付型の年金として維持せざるを得ない。また、確定給付型の企業年金は一般に20年勤務してはじめて年金として受け取ることができる制度が多く、雇用の流動化を阻害する一因となっている。企業型確定拠出年金の限度額を撤廃し、雇用の流動化をさらに進めるべきである。</p> <p>(提案理由)</p> <p>(a)規制の現状</p> <p>企業型確定拠出年金の限度額は、確定拠出年金以外の企業年金ありの会社では27,500円/月(他の制度がなければ55,000円/月)と制限されている。</p> <p>(b)要請理由</p> <p>昨今、ダイバーシティの重要性が喧伝されているが、日本企業にとって最重要のダイバーシティは、キャリアやバックグラウンドのダイバーシティである。例えば、同じ組織内(例えば設計部署)に、材料の分ける設計担当、営業経験のある設計担当、製造技術に強い設計担当等、いろいろなタイプの設計担当を抱えることで組織で様々な問題に対処できる可能性が広がる。日本企業では、自社生え抜きの人材だけでは不十分で、他社のプロフェッショナルをコラボレーションさせて多様性を高めていくことが、昨今のより複雑な問題に対処するスピードを高めることにも今後の日本企業の競争力を高めるために重要である。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果</p> <p>民族的に多様性がなく、強固なナショナルカルチャーに支えられた日本企業が、多様な情報を獲得して、問題解決のスピードを高めるかきは、キャリアのダイバーシティを高めることである。要望内容は、これだけの施策で雇用の流動化が一気に進むとは思われないが、現行規制は雇用の流動化を妨げる一因にはなっているものと思われる。将来の社会保険に不安がある中、ここで働く方が将来的に企業年金を給付される制度にする必要がある。</p>	(公社)関西経済連合会	厚生労働省	<p>企業型確定拠出年金は、他の企業年金がない場合は月額5,000円、他の企業年金を併用している場合は月額27,500円等の拠出限度額が設けられています。</p>	確定拠出年金法第20条、確定拠出年金法施行令第11条	検討を予定	<p>社会保険審議会企業年金部会の議論において、拠出限度額を含めた企業年金の拠出時、給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115069	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	「組換えDNA技術応用食品の安全性」対象から高度精製製品の除外	<p>【提案の具体的内容】食品等の製造に遺伝子組換え微生物を利用しているも、最終製品である添加物や食品が高度に精製されているものについては、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査」の対象外とすることが合理的である。</p> <p>【提案理由】 現在、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品及び添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性の添加物、いわゆる「高度精製添加物」を国内で流通させるためには、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方(平成17年4月28日食品安全委員会決定)」に従って安全性審査を受ける必要がある。また、組換えDNA技術応用食品のうち、同じ高度に精製された非タンパク質性の食品、いわゆる「高度精製食品」は、「最終産物に組換え体を含む食品」と同様、本則に則って審査をされ、「遺伝子組換え食品」として安全である、との認可を受けることとなる。しかし、高度精製添加物及び食品が上記のように申請の対象となったり、「遺伝子組換え食品」としての扱いを受けることは諸外国では大変稀であり、実際EUや米国では遺伝子組換え食品としての規制対象外である。TPPによる国際的流通の加速化が予想される中、遺伝子組換え技術応用食品とそうでないものの違いを検出することが高度精製食品では困難であるため、意図しない違反が生じたり、国際競争力が削がれる等の懸念もある。従って、国際ハーモナイゼーションの観点から高度精製食品および添加物は遺伝子組換え食品の審査対象から外すことが好ましい。申請対象外の変異誘導(非組換え)株であっても遺伝子の塩基配列とその結果の代謝に変化が生じるといふ点は組換え株と同じで、むしろ変異育種のほうがランダムに変異が導入される。変異育種株を用いて製造された添加物及び食品の安全性の担保は従来より各企業の責任において行われているが、組換えDNA技術を用いて作成された株では変異点が明確であり、変異の代謝に及ぼす影響の予測がより容易になると考えられる。以上のことより、組換えDNA技術を用いて製造された高度精製添加物及び食品は遺伝子組換え食品としての規制の対象から外すことが望ましいと考える。</p>	国際アミノ酸科学協会	厚生労働省	食品衛生法	対応不可	食品安全委員会の安全性の確認をせずに、組換えDNA技術を用いて製造された高度精製添加物及び食品を遺伝子組換え食品としての規制の対象外とすることは、人の健康に害を及ぼす恐れのある食品が摂取されることとなり、認められません。 なお、食品安全委員会の安全性の確認がなされた高度精製添加物と同等の品目に係る安全性審査の取扱いについては、12月11日理事「食品衛生審議会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品調査会において議論を開始しました。	
280115070	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金における支給要件の緩和	<p><提案の具体的内容> ・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく(支給要件を緩和すること) ・上記要望が実現しない間も、企業型から個人型への移行者で、第3号被保険者等個人型に提出できない者の中途脱退要件について、資産額の基準を現行基準から少なくとも100万円以下に引き上げるとともに、請求可能期間の要件を撤廃すること ・また、退職時の企業型での中途脱退要件について、資産額の基準を現行の1.5万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げること</p> <p><提案理由> ・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則60歳に到達するまで支給不可。 (2)資産が極めて少額(1.5万円以下)である場合は、支給可能。 (3)企業型から個人型への移行者で、個人型年金加入者となる資格がない場合は、資産が少額(50万円以下)かつ加入資格喪失後2年以内であれば支給可能。 (4)継続個人型年金運用指図者であった、資産額が少額(25万円以下)の場合は、支給可能。 ・確定拠出年金における脱退一時金の支給要件は極めて制限されており、同じ(老後の所得確保を目的とする年金制度である)確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることが不整合となっている。 ・今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。 ・第189回通常国会に提出された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(当法案は継続審議中)」にて、当該支給要件はさらに制限される予定であるが、上記のとおり、確定拠出年金の普及のためには、支給要件の緩和が必要である。</p>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金法 附則第2条の2及び第3条	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、脱退一時金の支給を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。	
280115071	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定給付企業年金における支給要件の緩和	<p><提案の具体的内容> ・65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすること ・50歳未満の退職者について、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすること</p> <p><提案理由> ・現在、老齢給付金は、60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したときまたは、50歳以上65歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職したときに支給されることとされている。 ・そのため、定年年齢が65歳超の場合は、在職中の年金開始となる。また、現在、50歳0ヶ月で退職した場合は、即座に年金開始が可能であるが、49歳11ヶ月で退職した場合は、60歳まで年金開始できない。 ・このように、所得が確保できている在職中の年金開始や、公的年金の支給開始前の退職直後に年金開始できないことは、公的年金とあわせて老後の所得を確保することを担う企業年金の役割を阻害する要因となっている。 ・特に、50歳未満退職者の50歳～60歳の間における老後の生活資金としての年金支給ニーズは高く、退職の発生時期によって年金開始時期を制限されることは早期退職を利用等の自由な人生設計を阻害する要因となっている。また、企業内の円滑な制度運営の観点からも50歳以上の退職者との均衡を図る必要がある。 ・これらの要件の緩和は、確定給付企業年金の普及促進に資すると考えられる。</p>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金法第36条	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、支給開始年齢を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115072	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力化適用	<提案の具体的内容> ・中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった時のみに限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること <提案理由> ・現状、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得確保の役割を果たしている。 ・そのような中、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時のみに認められている。 ・企業のアライアンスが活発化している現状においては、中小企業者が合併や事業譲渡などの組織変更を行なうケースも多い。 ・中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併した場合などにおいて、その合併などに伴い中小企業者に該当しなくなった場合を除いて、確定給付企業年金の掛金に解約手当金を充当することができず、退職金の事前積立金のスムーズな引継のニーズに対応できていない。 ・また被共済者にとっては、合併時などの退職時以外に解約手当金として返還されてしまうことになり、退職時所得としての本来の役割を果たせない状況となっている。 ・確定給付企業年金の制度変更時には労使合意を前提とする規制があるため、不当に被共済者の不利益になることは考え難い。 ・なお、合併等の事実があった場合における中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力化適用については、第189回通常国会に提出された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」(当法案は継続審議中)に盛り込まれており、早期の実現をお願いしたい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への資産移換は、共済契約者が、中小企業者でない事業主となった後、確定給付企業年金制度を実施する場合に認められています。	中小企業退職金共済法	対応	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行については、第189回国会に提出され、継続審議扱いとなった確定拠出年金法等の一部を改正する法律案において、合併・分割・事業譲渡等の場合について資産移換を可能とする措置を盛り込んであります。
280115073	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化	<提案の具体的内容> ・確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限について、特段の事情によって、翌月末日までに掛金を納付できなかった場合には、次回の納付時に2～3ヶ月分の納付を認める等の弾力化を図ること <提案理由> ・現在、企業型では、毎月の掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付することとされているが、事業主の置業外のシステムトラブルや制度運営者の方の事務疎忽等により当月分の掛金が翌月末日までに資産管理機関に納付できない事態が生じた場合、当月分の掛金提出は行われず加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要である。 ・また、既に確定拠出年金を実施している事業所が合併等により組織再編を行う場合において、確定拠出年金規約の申請手続きに期間を要し合併日等の属する月の末日までに規約が承認されないときは、合併日等の属する月分の掛金提出は行われず、加入者に不利益が生じることとなる。このような場合においては、合併日等に遡及した規約の承認とともに、掛金の納付期限の弾力化が必要である。 ・納付期限が翌月末日に限定され何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的であるため、上記の要因で掛金提出が行われないことによる加入者の不利益回避の観点から弾力化が必要である。 ・本要望は、確定拠出年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金においては、D C法第19条及び第20条に基づき、各月につき、政令で定める拠出限度額に範囲内で事業主や加入者が掛金を拠出できるとされています。	確定拠出年金法第19条、第68条	対応	掛金の拠出単位については、第189回国会に提出され、継続審議扱いとなった確定拠出年金法等の一部を改正する法律案において、月単位から年単位に改める措置を盛り込んであります。
280115074	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法の弾力化	<提案の具体的内容> ・確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法について、確定給付企業年金と同様に、事業主は掛金を年1回以上定期的に払い込むことが可能となるよう弾力化を図ること <提案理由> ・企業型では事業主は、一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限の範囲内で各月につき掛金を拠出することとされている。 ・一方で、確定給付企業年金では事業主は規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出することが認められている。 ・本要望の実現により、他の年金制度との整合性を図ることは、確定拠出年金の普及促進、事業主の収納事務の効率化および運営コストの削減に資すると考えられる。 ・なお、本要望については、第189回通常国会に提出された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」(当法案は継続審議中)に盛り込まれており、早期の実現をお願いしたい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金においては、D C法第19条及び第20条に基づき、各月につき、政令で定める拠出限度額に範囲内で事業主や加入者が掛金を拠出できるとされています。	確定拠出年金法第19条、第68条	対応	掛金の拠出単位については、第189回国会に提出され、継続審議扱いとなった確定拠出年金法等の一部を改正する法律案において、月単位から年単位に改める措置を盛り込んであります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115075	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略	<提案の具体的内容> ・受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金の規約制定・変更手続きにおいて、労働組合等の同意手続の省略を可能とすること <提案理由> ・現在、受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金であっても、確定給付企業年金を実施または変更しようとするときは、特に軽微な変更を除き、労働組合等の同意を得て確定給付企業年金に係る規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける等の手続きを執らなければならないとされている。受給者は労働組合の組合員等とは直接的に関係がないO・B・Oであるため、労働組合等は同意に際し判断がつかないなど、閉鎖型確定給付企業年金を実施または変更する障害となることが想定される。 ・本要望は、確定給付企業年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	閉鎖型の確定給付企業年金であっても、通常の確定給付企業年金と同様に、規約制定・変更手続きを際行の際は、労働組合等との同意が必要である。	確定給付企業年金法第3条	対応不可	受給者のみで構成される閉鎖型の確定給付企業年金における規約制定・変更手続きについては、直接的に従業員に関わるものではないが、制度の実施は企業の判断によるものであり、また、積立不足が生じた場合には、事業主は掛金の追加拠出が必要となる等、企業経営に影響を及ぼし、従業員の雇用等にも間接的に影響する可能性があることから、意思決定には労使合意が必要である。 仮に、労使合意を不要とし、代わりに受給者の同意を必要とするか否か、その場合、通常の確定給付企業年金の意思決定における受給者の関わり方はどうするのか等、制度の根幹に関する検討が必要となり得る。
280115076	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和	<提案の具体的内容> ・企業型年金において選定されている運用商品を除外する場合の手続きについて、企業型年金規約で定めるところに従って、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより除外することを可能とすること <提案理由> ・現在、確定拠出年金法第26条において、運用商品を除外する場合、原則として、当該運用商品を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。 ・しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負荷から、運用商品の除外は殆ど実施されていないのが実情である。 ・一方、長期にわたる確定拠出年金の運営においては、運用商品の選定後の金融市場動向など様々な事情により運用商品を除外することが加入者等にとっても利益となる場合がある。 ・また、確定拠出年金制度の実施から10年以上が経過し、運用商品にかかる費用(例:投資信託の信託報酬)が下がるとともに新たな運用商品を追加する一方、既存の運用商品の除外が実施されない結果、遂に多数の運用商品が提示されることで加入者等の混乱をきたす恐れがあることから、実施事業主の期には運用商品を除外したいというニーズがある。 ・運用商品の除外につき、加入者等からの同意取得を原則としつつも、労働組合等の同意による除外も可能とすることで、事業主や加入者等にとって使い易い制度となり、制度の円滑な運営に資するものと考えられる。 ・また、本要望は、第166回通常国会に提出された被用者年金一元化法案において、確定拠出年金法の改正内容として盛り込まれていたものである。(当該法案は審議未了廃案) ・なお、第189回通常国会に提出された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」(当該法案は継続審議中)に、運用商品を選択している加入者等の3分の2以上の同意を得ることにより、同法案の施行日後の掛金にかかる部分について除外することを可能とすることが盛り込まれているが、本要望は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより、運用商品を除外することを可能とすることを求めるものである。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金における運用商品の除外については、確定拠出年金法第26条に基づき、その商品で運用する者全員の同意を得ることとされています。	確定拠出年金法第26条	対応不可	確定拠出年金における運用商品の除外については、実施事業所を退職し運用を継続している者等も含めた当該方法で商品が運用している者の意見を十分に尊重する必要がある。実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより、運用商品を除外することを可能とする要件緩和は困難である。
280115077	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定給付企業年金・存続厚生年金基金の財政運営についての弾力化	<提案の具体的内容> ・継続基準に抵触した場合において、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式を可能とすること <提案理由> ・決算に基づく(財政検証において、継続基準に抵触した場合は、財政計算を行い、不足金を全て解消することとなっている。 ・継続基準の財政検証は、あくまで積立水準が一定の範囲(許容繰越不足金)を超えて不足していないか検証するものであること、また、少なくとも5年ごとに財政再計算を実施し、不足金をすべて解消することとなっていることから、継続基準に抵触した場合の財政計算においては、解消すべき不足金について、許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式が合理的である。 ・なお、平成21年7月27日付で、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が発出され、平成24年3月31日までの期間の日を基準日とした継続基準に抵触した場合の財政計算については、下方回廊方式が認められていた。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	厳しい経済情勢等を考慮し、平成24年3月31日までの間、掛金基準に抵触し、掛金を再計算する場合、過去勤務債務の額から許容繰越不足金を控除して特別掛金を算定することができる措置を講じていたが、現在は措置は講じられていません。	確定給付企業年金法第59条、第60条、第61条、第62条、確定給付企業年金法施行規則第16条、厚生年金基金令第39条の2、 「厚生年金基金の財政運営について、の一部改正等について(平成21年7月10日年保07110号)」	対応不可	下方回廊方式は、厳しい経済情勢等を考慮し、平成24年3月31日までの間に限り講じられていたものであり、実際には解消すべき不足金額を認識せず掛金額を算定するものであることから、財政の健全性確保の観点から認め難いことは困難である。
280115079	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	信用組合も生協法に基づく共済代理店との締結を可能とするよう範囲の拡大を要望する	本会は、本提案を3年連続提出しているが、改正法附則第38条にあるとおり、法の施行の状況について検討を加えていたき法律の改正を希望する。 御承知のように、信用組合は現在共済代理店が認められている労働金庫と同様相互扶助を理念とする協同組織の金融機関である。地域に根ざした事業活動を行う信用組合が、新たに生協法に基づく共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行うことで、貯蓄・融資だけでなく(万一の際の保障(共済)を加えることとなり、(ら)しの中の多面的で密接に関係する様々なニーズに対する一元的な相談や豊富なサービスの提供が可能となる。また、信用組合にとっても保険だけでなく(本法律に基づく)共済の代理店締結を可能とすることは、経営の選択肢が広がることになる。	(一社)全国信用組合中央協会	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、労働金庫、自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令第2条、同施行規則167条、同施行規則附則第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところである。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることから、共済代理店になれることができる者として規定されて、信用金庫については異なる扱いとされたことである。本件については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき設定する見直し周期に沿って、今後とも議論していくことになり得る。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115081	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	<提案の具体的内容> ・規約の変更等において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、掛金に係る規定の条項の移動等、確定給付企業年金では認められている実施事業所の増加に伴う変更等)こと ・確定給付企業年金と同様に、被合併法人から合併後存続する法人に、制度を実施する事業主の地位を承継できる措置等を講ずること <提案理由> ・企業型の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。 ・これまでも、平成26年4月の確定拠出年金法施行規則の改正などにより、届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。 ・なお、平成27年6月30日に閣議決定された規制改革実施計画では「確定拠出年金の規約の変更手続きの更なる緩和について、その個別の手続きをそれぞれ精査した上で検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。」とされており、早期の実現をお願いしたい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	平成26年4月1日施行の確定拠出年金法施行規則の改正により、届出事項に、事業主負担又は加入者等が負担する事務費の額又は割合が増加することを追加。条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項に事業主掛金額の算定方法を追加。法令の改正に伴う変更に係る事項(事業主掛金及び加入者掛金の額に係るものうち実質的な変更を伴うものを除く)を追加いたしました。さらに、については、労使合意が不要な届出となりました。	確定拠出年金法第5条	検討を予定	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成26年厚生労働省令第20号)において、一部の規約変更承認申請事項を届出事項に簡素化したところです。 確定拠出年金における規約については、労使の合意に基づき、厚生労働大臣の認可を受け予定されるものであり、規約に変更を加える場合には、基本的には厚生労働大臣の認可が必要であるところ、実務的な観点にも鑑み、可能なものについては届出のみで可能としております。 更なる手続きの緩和については、その個別の手続きをそれぞれ精査した上で検討をしていきたいと考えております。	
280115083	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定給付企業年金から確定拠出年金への移行要件の弾力化	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の企業型の個人別管理資産に移換することができる者(移換加入者)となる者のうち、半数超が移換相当額を一時金で受取ることができること、制度移行を可能とすること <提案理由> ・現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となる者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。 ・また、移換加入者となる者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができるとされている。 ・これにより、移換加入者となる者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることが希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生しうる。 ・移換相当額を一時金で受取ることが希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時金で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となる者の半数以上の同意があれば、制度移行を可能とすべきである。 ・本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものだと考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の実施事業主等が確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金に移行する場合、確定給付企業年金の加入者のうち企業型確定拠出年金に積立金を移換する対象となる者の2分の1以上の同意が必要である。	確定給付企業年金法第82条の2、確定給付企業年金法施行令第54条の2	検討に着手	第14回社会保障審議会企業年金部会において、DC移行に係る同意をした者についても一時金での受け取りを可能とする方向で検討することとされており、これに従い、関係機関と調整を進めます。	
280115084	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	厚生年金基金の解散手続きの簡素化	<提案の具体的内容> ・厚生年金基金の解散が円滑に進むよう、解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化(例えば、特例解散制度等における解散認可申請前の記録突合の効率化、解散認可書類の一つである責任準備金明細の簡素化)を図ること <提案理由> ・厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、厚生年金基金の解散・他の企業年金制度への移行は、特例措置が適用される法施行(平成26年4月1日)から5年の間に集中することが想定される。 ・同法においては、基金の解散決議等に必要同意基準の緩和等の措置が図られているが、基金の解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化は図られていない。 ・基金の解散を円滑に実施するためには、意思決定のための要件を緩和するだけでなく、解散認可申請等に係る諸手続きを効率化・簡素化することによって、基金関係者の負担を軽減することが求められる。 ・本要望は、より円滑な解散手続きの実現に資するものと考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	厚生年金基金の解散認可申請に係る手続きについては、「厚生年金基金の解散及び清算について、等において、定められているところです。	通知「厚生年金基金の解散等及び清算について」	対応	厚生年金基金の解散認可申請に係る手続きについては、「厚生年金基金の解散及び清算について、の一部改正について(平成26年3月24日)」において、簡素化を図ったところです。なお、解散認可申請前の基金記録と同一記録の突合において、従来は不一致が全て無くなるまで行っていたものを、一度突合して不一致がある場合であって、基金において当該記録を修正した場合分は、解散認可申請をすることができるようとしたところです。(自主解散型基金等の解散に關する特例について(平成26年3月24日))	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115085	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定給付企業年金から確定拠出年金へ移換の申出にかかわる要件の緩和	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金から確定拠出年金への移換一時金相当額の移換の申出にかかわる「移換先制度加入3ヶ月以内」の要件を廃止すること <提案理由> ・確定給付企業年金から確定拠出年金への移換一時金相当額の移換の申出は、確定拠出年金加入3ヶ月以内であることが要件となっている。 ・一方で、厚生年金基金から確定拠出年金への移換の申出については、その要件は無い。 ・制度間の平仄の観点から、確定給付企業年金からの移換先制度加入3ヶ月以内の要件は廃止されることが望ましい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金への移換一時金相当額の申出は、確定拠出年金の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までの間に限って行うことができます。	確定給付企業年金法第82条の3第1項、確定給付企業年金法施行令第54条の6	検討に着手	関係機関との調整を踏まえ、既に確定拠出年金に加入している場合でも確定給付企業年金の移換一時金相当額の確定拠出年金への移換を可能とする方向で措置する予定です。	
280115086	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定給付企業年金の給付設計の弾力化	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金における給付設計の要件を緩和すること(例えば、脱退一時金の支給にかかる加入者期間の要件を緩和すること、支給要件該当性の判断に用いる加入者期間について休職期間を控除する取扱いを認めること) <提案理由> ・確定給付企業年金における脱退一時金は、加入者期間3年を超える支給要件とすることは認められておらず、退職金規程において勤続期間3年超の支給要件を設けている企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することが必要となる。 ・また、確定給付企業年金における給付の支給要件該当性の判断に用いる加入者期間から、休職期間を控除することは認められておらず、退職金規程において支給要件として勤続期間から休職期間を控除している企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することや休職により確定給付企業年金から脱退する設計とすることが必要となる。 ・これらの規制は、確定給付企業年金が退職金制度の円滑・確実な運営のために活用される現状を踏まえ、退職金制度から確定給付企業年金への移行を阻害する要因になっている。 ・本要望は、より一層の企業年金制度の普及促進に資するものと考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	(脱退一時金の加入者要件について) 厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施しようとするときは、労使の合意の元で規約を定める必要がある。確定給付企業年金法第41条第3項は、規約において三年を超える加入者要件を定めてはならない旨を規定している。 (加入者期間について休職期間を控除する取扱いを認めること) 08の加入者については、確定給付企業年金制度について(年発平成14年3月29日)において、「休業等期間の全部又は一部が労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていないなど加入者としていないに合理的な理由がある場合には、当該「休業等期間の全部又は一部」に該当する従業員を加入者となし得ることが認められている。一方、規約型確定給付企業年金規約例(平成19年7月12日付事務連絡)において、加入員とする場合にあっては、支給要件該当性の判断に用いる加入者期間について同期間を控除する取扱いは認められていない。	確定給付企業年金法第41条第3項、規約型確定給付企業年金規約例(平成19年7月12日付事務連絡)	対応不可 検討を予定	(脱退一時金の加入者要件について) 脱退一時金の加入者要件については、加入者保護の観点から、一定期間制度に加入した者に対しては給付を行うべきという趣旨で設けられた要件であり、このような法律の趣旨に鑑みれば、現行の制度を前提とした場合には、緩和を認めることは困難です。 (加入者期間について休職期間を控除する取扱いを認めること) 現状においても休業中の者を加入者とし取扱いは可能であり、こうした場合、退職前の休業時に脱退一時金が支払われることから、加入者資格や脱退一時金等の支給のあり方も考慮しながら検討する予定です。	
280115087	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定給付企業年金の一時金給付額の制限の緩和	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金の一時金として支給する額の上限の計算にかかる下限予定利率の要件を緩和すること <提案理由> ・法定の下限予定利率が、年金規約に定めた一時金を年金に換算する利率を超えた場合、当該下限予定利率で算定した一時金として支給する額の上限が、年金規約上の一時金給付額を下回るようになる。 ・その際には、年金規約に定めた年金に換算する利率を下限予定利率以上とする規約変更が必要となるが、過去の一定期間の市場金利の趨勢にもとづき変動する下限予定利率によって、労使合意にもとづき(給付水準が変動することは望ましくない)。 ・労使で定めた年金規約にもとづき(権利義務関係を尊重する観点から、当該制限が緩和されることが望ましい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は、(1)前回の財政計算基準日以降の最も低い下限予定利率、(2)老齢給付金の支給開始要件を満たしたときにおける(1)の率のいずれか低い率となっています。	確定給付企業年金法施行規則第24条の3、厚生年金基金の設立要件について、(平成元年3月29日企年発第23号、年発第4号)第2、4(10)(6)	検討に着手	関係機関との調整を踏まえ、繰り下げ後の一時金額が資格喪失時の一時金に相当する額以上の額を確保できるよう、予定利率の規制を緩和する方向で、措置する予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115088	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化	行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件の税務関連の照会を受けている)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認しながら可能な限り迅速かつ適切に各寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する回答を行っている。 行政機関からの照会文書の様式の統一、及び電子化が図られれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りを貢献することができる。例えば、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。 また、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べべき者に対する支援の早期化が可能となる(なお、昨年度、警察庁・国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、統一状況をフォローしている状況であり、総務省との間では、様式の統一に向けて検討を進めている状況)。	(一社)生命保険協会	警察庁 総務省 厚生労働省	【警察庁】 現在、警察においては、捜査の過程で、保険契約の有無・内容(契約日、保険種類、保険金額等)等について、法令に基づき捜査関係事項照会書を送付し、関係生命保険会社に対し照会を実施しています。 【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語・書式など)については法令上の規定がないため、各自自治体委ねられています。 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自自治体委ねられています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。 【厚生労働省】 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは(第78条の規定の施行のために必要であると認めるときは、要保護者等の情報(氏名、住所又は居所、資産及び収入の状況等)について、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること、銀行等の関係人に対して報告を求めることができます。なお、要保護者が急迫した状況にある等やむを得ない場合には、当該調査結果が揃わずとも保護の決定を行うことができるとしています。 また、平成27年度から当該調査に係る照会文書の様式については、統一化されたものが使用されているところです。	【警察庁】 刑事訴訟法第197条第2項 【総務省】 検討に着手 検討に着手 【財務省】 照会様式 の統一 化・現行 制度下で 対応可能 【厚生労働省】 生活保護法第29条 検討に着手	【警察庁】 照会の電子化について、生命保険協会と協議したところ、照会の電子化を行う場合、高度なセキュリティ対策が必要となり、現状の警察からの照会件数であれば電子化よりも、現在のAXを使用した照会方法の方が効率的である等の理由から、照会の電子化に係る検討については見送るといって結論で調整済みです。 【総務省】 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の一統化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。 照会文書の依頼事項に関する用語 照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)」とされており、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会からは平成27年度中に結論を出す方針と聞いている。 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)」については、「関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保険・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する」とされ、実施時期については、平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)とされていることから、書式等の統一化に係る全国税務協議会における検討状況を踏まえ、検討を行う。	
280115089	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	介護保険被保険者証への要介護状態区分等の履歴記載	介護保険被保険者証に、過去の要介護認定履歴を記載いただきたい。具体的には、介護保険法施行規則第26条で定める様式第一号について、身体障害者手帳の交付履歴、欄のように、過去の要介護状態区分等、認定年月日、認定の有効期限を記載する欄を設け、様式第一号改正後の要介護認定の更新・変更に伴い新たに交付される被保険者証については当該項目を記載いただきたい。 保険会社が販売する介護保険商品の中には、公的介護保険制度における要介護認定を受けた場合に保険金を給付する保険商品がある。当該保険商品の加入者から保険金請求があった場合、保険金支払要件への該当有無および当該時点の特定は、顧客の介護保険被保険者証に記載されている要介護状態区分等・認定年月日・認定の有効期間の記載より行っている。 一方で、要介護認定は更新が予定されており、また、要介護状態区分等の変更等も生じうる。その際、新たな被保険者証が交付されるが、当該新たな被保険者証には更新・変更前の認定年月日や要介護状態区分等、過去の認定履歴が表示されないため、対象被保険者が保険金請求時点で所持している被保険者証の記載事項のみでは、保険金支払要件として保険会社が定める要介護等級以上の状態に該当した時期を特定することができない。 保険会社としては、顧客が、請求時の被保険者証に記載の認定年月日より前から保険金支払要件に該当していたのであれば、当該時期を特定し適切に超過徴収分の保険料を返金等するため、顧客に過去の認定履歴を確認するよう依頼している。しかし、過去の被保険者証は更新時に自治体に提出されており、顧客は自治体で要介護認定の履歴を照会したく場合がある。当該照会には、本人又は成年後見人以外は回答が得られないことが多いが、本人は要介護状態で照会が困難なケースもある。 被保険者証に過去の要介護認定履歴が記載されれば、所定の要介護認定を受けた時期を介護保険被保険者証で確認可能となるため、更新・区分変更起因する認定時期の確認作業が不要となり、顧客や自治体、保険会社の負担を軽減できる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	介護保険法第27条・28条・29条・32条・33条・33条の2 介護保険法施行規則第26条	対応不可	被保険者証への要介護(支援)状態区分の記載は、介護サービスを行う事業者が介護保険給付の請求を行う際、請求時の要介護(支援)状態区分を確認する等のために必要であるため行っているものです。被保険者証は、指定居宅サービスを受ける方が日常的に携帯し、事業者に提示をするものであるため、その記載事項は最低限とすべきであり、介護保険に係る用途以外の用途のために、被保険者に係る過去の情報を被保険者証へ記載することは好ましくないと考えます。 また、要介護(支援)認定申請を行った被保険者に対しては、認定結果を通知すること(介護保険法第27条第1項等)としており、被保険者は当該通知書にて自身の過去の要介護(支援)状態区分を確認することが可能です。以上の理由より、被保険者証への要介護(支援)状態区分の履歴の記載は行わないこととすることをご理解いただきたく存じます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115090	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、加入者に不利益にならない変更等)とともに、届出・申請書類および届出・申請手続の簡素化(例えば、規約変更理由書、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、定年延長のみ等の給付額が減少しない変更については減額決定を省略、厚生年金に提出する申請書類数を一律1セットにする等)を図ることその他の制度運営上の手続きについても、届出で足りる範囲を拡大すること(例えば、個人単位の権利義務移転の実施等)確定給付企業年金の規約の事業主、従業員との理解を促進するため、規約記載事項の簡素化を図ること 確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成27年3月末時点で既に約14,000件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考える。これまでも標準的な事務処理の整備、規約例の整備等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。なお、平成20年12月には届出で足りる規約変更内容の拡大および一部の添付書類の簡素化が図られ、平成22年4月には事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成24年1月および平成26年4月の確定給付企業年金法施行規則の改正により届出事項の拡大等が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。確定給付企業年金の規約は、退職金規程等の事業主の規程と比較すると大変複雑であり(規約例では95条)、事業主、従業員の十分な理解が難しい。規約記載事項を給付に関する事項のみとする等、簡素化を図り、事業主、従業員の十分な理解を促進する。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の規約変更においては、軽微な変更を除き厚生労働大臣の承認・認可が必要で、軽微な変更は届出、一部、届出で不要とするものもあります。	確定給付企業年金法第6条、第7条、第16条、第79条、第79条、第107条、第110条の2	その他	手続簡素化はこれまでの改正でも措置を行っており、必要な措置は今後も行っていく予定です。	
280115092	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	各市区町村の保育所入所にかかる各種証明書の統一化	【提案の具体的内容】 保育所入所にかかる証明書(就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等)について、市区町村毎に提出が求められているフォームについて以下事項の統一、または市区町村共通の汎用フォームの提供。 ・必要記入項目(入所要件) ・項目定義(一例：就労証明書の場合、「勤務時間」の定義が、通常の所定労働時間が、短時間勤務利用者の場合は短時間勤務時間か等、定義・注意事項が市区町村ごとに異なる) 【提案理由】 保育所入所にかかる各種証明書について、現状では各市区町村ごとに異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なる。 そのため、証明書の記入・発行にあたり、フォームごとに異なる必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件づつ行う必要がある。企業側にも多大なロードがかかっている。 今後、育児をしながら仕事をすると見込まれる人がさらに増加すると見込まれ、保育所入所証明書発行件数も増加すると考えられるため、保育所整備と共に各市区町村でフォームを統一化することで、利用者のスムーズな入所手続き・企業側のロード削減に繋がると考える。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市区町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。 保育の必要性認定に当たっては、事由(保護者の就労、疾病など)、区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しています。 しかしながら、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細認定を行うなど、各市区町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただくことが不可欠です。	子ども・子育て支援法 児童福祉法	検討を予定	上記の通り、保育の必要性認定に当たっては、国が基準の一部をお示していますが、その運用においては、保育の実施主体である市区町村が地域の実情にかんがみて、適切に実施いただいていると認識しています。そのため、証明書の項目等の統一については、慎重に検討する必要がありますと考えています。	
280115093	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金の柔軟な拠出限度額の設定および拠出限度額の引上げ	【提案の具体的内容】 ・現行の定額ではなく、確定拠出年金制度のみで退職金の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額を設定することを要望する。 ・企業型・個人型ともに拠出限度額を更に引き上げることが要望する。 【提案理由】 今後、公的年金制度で中長期的に給付水準の調整が行われることが見込まれる中、公的年金を補充する役割として、勤労者の老後の所得確保に係る自助努力を促進するために、拠出限度額を更に引き上げることが必要である。 ・多くの企業で、昇給や昇給に伴い掛金を増やしている実態を鑑み、現行の定額設定ではなく、例えば給与等に比例する等、確定拠出年金制度のみで退職金の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額の設定を可能とするべきであると考え、(確定拠出年金を実施している一部の企業では、拠出限度額の規制により、確定拠出年金で賄えない分については、給与等に上乗せして前払いを行ったり、退職一時金・確定給付型年金制度で給付するなどの調整を行っている現状もある。)	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金は、他の企業年金がない場合は月額5,000円、他の企業年金を併用している場合は月額2,750円月の拠出限度額が設けられています。個人型確定拠出年金では、月額6,8万円(第二号被保険者の場合は月額2,3万円)の拠出限度額が設定されており、	確定拠出年金法 第20条、確定拠出年金法施行令第11条	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、拠出限度額を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115094	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金のマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	<p>【提案の具体的内容】 企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限とする現行の規定を撤廃することを要望する。 【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという制限は、公的年金の補完として、加入者が老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・マッチング拠出の普及および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、本規定は撤廃すべきであると考える。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	マッチング拠出について規約で定める場合については、DC法第4条第1項第3号の2の規定に基づき、加入者の掛金拠出額が、事業主の掛金拠出額を超えてはならないものとされています。	確定拠出年金法第19条、第20条	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、マッチング拠出を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。
280115095	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ	<p>【提案の具体的内容】 個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とすることを要望する。 【提案理由】 ・企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められているとおり、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている(65歳まで引き上げされている)。また、公的年金の支給開始年齢も65歳である。 ・老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とするべきであると考える。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	個人型年金加入者は、死亡したときや他の企業年金等の加入者対象者となったとき等を除き原則として60歳に達したときに加入者資格を喪失することとなっております。	確定拠出年金法第62条	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、支給開始年齢を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。
280115096	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	退職一時金(課税後)の個人型確定拠出年金への移換	<p>【提案の具体的内容】 退職一時金(課税後)を個人型確定拠出年金へ移換することを可能とすることを要望する。 【提案理由】 ・現状、退職一時金制度しかなかった者は、退職一時金を将来の年金に積み立てたくとも、個人型に持ち込むことができない。そのため、退職一時金(課税後)を移換できないことは、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・退職一時金の移換を可能とすることで、加入者の運用資産が増加するだけでなく、手数料負担も軽減されるため、個人型確定拠出年金制度の普及を促進する一助になると考える。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	退職手当制度に係る資産の移換については、企業型確定拠出年金の実施事業所が退職手当制度に係る試算の全部又は一部を当該企業型確定拠出年金に移換する場合について、認められます。	確定拠出年金法第54条	対応不可	確定拠出年金と他の制度のポータビリティを考慮した当たっては、各々の制度の趣旨や税制上の取扱いに配慮する必要がある。実施の可否も含めて慎重な検討が必要である。
280115098	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和	<p>【提案の具体的内容】 中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施することを要望する。 もしくは、 ・脱退一時金の支給要件(資産額・加入期間の制限など)の更なる緩和 ・中途引き出しを可能とする措置 をすることを要望する。 【提案理由】 ・年金支給開始年齢までは長期間となるにも関わらず、加入者が将来中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合などには、年金資産の中途引き出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある。(現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。) ・加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引き出し要件を更に拡大することが必要と考える。また、他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和および中途引き出しを認めるべきと考える。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、60歳前の中途引き出しは認められません。	確定拠出年金法附則第2条の2及び第3条	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、脱退一時金を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115099	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し	<p>【提案の具体的内容】 通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施することを要する。</p> <p>【提案理由】 今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の助けになると考え、公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであると考え、</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金は、原則として通算加入者期間が10年以上の場合支給可能となっています。加入期間が10年に満たない場合は、加入期間に対応する一定の年齢に到達した場合に支給が可能となります。	確定拠出年金法第33条	検討を予定	社会保険審議会企業年金部会の議論の整理において、脱退一時金を含めた企業年金の提出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。	
280115100	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	「企画業務型裁量労働制の本社一括届出化」	<p>【提案の具体的内容】 各事業場単位で労使委員会を設置し決議を行っているが、本社一括の決議を可とする。これにより、異動・転勤などで対象労働者の事業場が変更となる場合において、改めての同意取付を不要とする。</p> <p>【提案理由】 「企画業務型裁量労働制」は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の1以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にのみ労働時間を適用できることになっている。 「同一企業であれば決議内容に大きな違いはなく、各事業場で個別に届出・同意取付を行うことは非効率的である。 決議および届出が一括で可能となることや、事業場が変更となる場合の同意取付が不要となることによって、企画業務型裁量労働制に関連する手続きが大幅に簡素化され、導入企業の増加が期待される。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	「企画業務型裁量労働制」は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にのみ労働時間を適用できることになっています。	労働基準法	その他	平成27年2月13日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」において、企画業務型裁量労働制の労使委員会決議の本社一括届出を認める等が盛り込まれております。報告に基づいて第189回通常国会に提出した「労働基準法等の一部を改正する法律案」の成立後、必要な法令上の措置を講じてまいります。(法律事項ではないため、法案の成立後に措置を実施することとなっております。)ただし、本社一括の決議については、事業場ごとの労使委員会において、対象者の労働条件等を審議し、事業場ごとの実情を踏まえて決議する必要があるため、対応することは困難であると考えております。	
280115101	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	「企画業務型裁量労働制の定期報告の本社一括報告化」	<p>【提案の具体的内容】 各事業場ごとの対象労働者の労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、本手続について廃止する、または本社一括の報告を可とする。</p> <p>【提案理由】 「企画業務型裁量労働制」の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内(1回)、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要がある。 「企画業務型裁量労働制」の導入は労使委員会の決議に基づき必要があり、その運営についても労使で不断にチェックが行われている。従って、所轄労働基準監督署長への定期報告は廃止し、労使自治に委ねたとしても、健康及び福祉を確保するための措置の実効性は担保されると考え、また、定期報告が必要であるとしても、報告内容については本社にて管理しているため、各事業場の所轄の労働基準監督署宛に届出を行うことは非効率的であり、本社一括の報告を可能とすべきと考え、 制度趣旨を損なわずにロードの削減が実現でき、企画業務型裁量労働制に関連する手続きが簡素化され、導入企業の増加が期待される。</p> <p>今国会に提出されている「労働基準法等の一部を改正する法律案」において、定期報告の廃止が盛り込まれているが、現時点で法案が成立していないことから要するもの、</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	制度の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内(1回)、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要がある。	労働基準法	その他	平成27年2月13日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」において、6ヶ月後の報告を除く定期報告の廃止等が盛り込まれております。報告に基づいて第189回通常国会に提出した「労働基準法等の一部を改正する法律案」の成立後、必要な法令上の措置を講じてまいります。(法律事項ではないため、法案の成立後に措置を実施することとなっております。)ただし、報告については、当該事業場の対象労働者の労働時間の状況や健康確保措置の実施状況等を事業場ごとに具体的に記載し届け出る必要があるため、本社一括とするのは困難であると考えています。	
280115102	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	「資金構造基本統計調査」のデータ収集方法	<p>【提案の具体的内容】 「資金構造基本統計調査」に関して、現在は各労働基準監督署から各事業所に対して行われているが、これを人事機能を有する組織(もしくは本社の人事部)に対する調査に変更する。</p> <p>【提案理由】 「資金構造基本統計調査」は、各事業所から各事業所に対して依頼する形式で行われている。 各事業所では、人事に関するデータを保有していないため、依頼書を手配し人事機能を有する部署に回送する必要がある。手間・時間的ロス・紛失リスクを抱えている。 労働基準が人事機能を有する部署と直接やりとりすることにより、スムーズなデータ収集が可能となる。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	資金構造基本統計調査は都道府県別に資金等の構造を明らかにする調査であることから、人事機能を有する組織等に調査対象を変更すると都道府県別の資金等を把握できなくなるため、調査対象を変更する事はできません。また、長時間労働者等については事業所単位で管理しているところが多く、事業所に対して調査を行うことが適切と考えますが、把握可能な場合は人事機能を有する組織において調査事業所の代わりに調査票に記入いただくことは差し支えありません。	資金構造基本統計調査規則第8条	対応不可		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115103	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査」の除外	(具体的内容) 食品等の製造に遺伝子組換え微生物を利用していても、最終製品である添加物や食品が高度に精製されたものである場合には、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査」の対象から除外することが合理的であると考え、 (提案理由) 現在、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品及び添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性の添加物、いわゆる「高度精製添加物」を国内で流通させるためには、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方(平成17年4月28日食品安全委員会決定)」に従って安全性審査を要する必要がある。さらに、組換えDNA技術応用食品のうち、同じく高度に精製された非タンパク質性の食品、いわゆる「高度精製食品」は、「最終産物に組換え体を含む食品」と同様、本制に即して審査を要し、「遺伝子組換え食品として安全である」との認可を受けることとなる。しかし、高度精製添加物及び食品のこのような申請の義務化や「遺伝子組換え食品」としての安全性の判断は諸外国では大変稀であり、EUや米国では上述のような高度精製添加物や食品は、遺伝子組換え食品の規制の対象外である。このような国際的背景の中、組換え体によって製造された添加物及び食品の意図しない日本への輸入、あるいは国際競争力が削がれる等が懸念される。国際ハーモナイゼーションの観点から審査対象から外すことが好ましい。これらの製品は高度に精製されているため、遺伝子組換え食品と非組換え食品の違いを検出して規制することは困難である。元来、申請対象外の変異誘導(非組換え)株であっても遺伝子の塩基配列とその結果の代謝に変化が生じるという点は組換え株と同じである。この審査不要な変異誘導株を用いて製造された添加物及び食品の安全性は各企業によって担保され、販売されている。従って組換えDNA技術を用いて製造された高度精製添加物ならびに食品も規制の対象から外すことが好ましいと考える。	日本/バイオ産業人会議	厚生労働省	遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品又は添加物については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)及び組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)に基づき、食品安全委員会の意見を聴いてその安全性の審査を行っています。 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物については、食品安全委員会は、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方(平成17年4月28日食品安全委員会決定)」に従って安全性が確認されたものと判断しています。厚生労働省は、食品安全委員会が安全性を確認する必要があると認められた食品又は添加物は、組換えDNA技術を応用した食品又は添加物に該当しないものとみなしています。 また、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品のうち、高度に精製された非タンパク質性の食品については、食品安全委員会は、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日 食品安全委員会決定)に基づき、安全性評価を行っています。	食品衛生法	対応不可	食品安全委員会の安全性の確認を終了し、組換えDNA技術を用いて製造された高度精製添加物及び食品を遺伝子組換え食品としての規制の対象外とすることは、人の健康に害を及ぼす恐れのある食品が摂取されることとなり、認められません。 なお、食品安全委員会の安全性の確認がなされた高度精製添加物と同等の品目に係る安全性審査の取扱いについては、12月11日第1回「食品衛生法新開発食品調査部会遺伝子組換え食品調査会」において議論を開始しました。	
280115104	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	共済代理店の範囲の見直し	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生への更なる向上につながるかと考えられる。利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加したいと考えている。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、労働金庫、自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規則規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところである。協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができると、共済代理店になれることができる者として規定されて、信用金庫については異なる扱いとされたところである。 本件については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき設定する見直し周期に沿って、今後とも議論していくこととなります。	
280115105	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運用管理業務の禁止の緩和	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による業務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確保を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法100条において、例えば特定の運用商品への投資の勧誘が禁止されることなどが整備されている。 そのため、現状一律の業務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで業務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討したい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の業務は禁止されています。	確定拠出年金法第100条 確定拠出年金運用管理機関に関する命令第10条第1号	検討に着手	営業職員による運営管理業務の兼営については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、「運営業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討」と整理されたところであり、関係機関と協議した上で当該整理に基づき検討を進めてまいります。	
280115106	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	塩付けの非加熱肉と一本針	肉類製品の塩漬けには、数種類の異なる方法がある。一つは、針を刺った塩水の注入法である。このうち最も一般的な工程は、多数の針のついた「スタンプ」を使用する方法である。 現在日本では、非加熱肉製品に対して、「一本針注入法」のみが許可されている。つまり、適切な肉類製品の塩漬けには、注入を回数行わなければならない。費用がかさむことになる。我々の知る限りでは、複数針の使用を禁止している国は他にない。また我々は、複数針注入法を許可しない衛生上のいかなる理由も認識していない。 EBCは、非加熱肉製品に対して複数針注入法が許可されることを要求する。	欧州ビジネス協会	厚生労働省	非加熱肉類製品は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項に基づき「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)」において、「肉肉を塩漬けした後、(ん)理し、又は乾燥させ、かつ、その中心部の温度を63℃で30分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法による加熱殺菌を行っていない肉類製品であって、非加熱肉類製品として販売するものをいう。ただし乾燥肉類製品を除く。」と定義されており、具体的に生(人)等の食品を指します。 非加熱肉類製品の塩漬け工程については、食品、添加物等の規格基準において、「肉肉の塩漬けは、乾燥法、塩水法又は一本針を用いる手作業による注入法(以下「一本針注入法」という。))により、肉塊のまま、食肉の温度も5℃以下に保持しながら、水分活性が0.97未満になるまで行わなければならない」と示しています。 なお、一本針を用いる場合であっても、肉塊表面の微生物が針に付着し食肉内部を汚染することの無いよう衛生的に取り扱うよう注意を行うことが必要です。	食品衛生法第11条第2項	対応不可	非加熱肉類製品は、喫食前に加熱を要さない食品であることから、微生物の汚染をできる限り少ない原料を用い、更に、一定条件の下で塩漬け及び(ん)理し又は乾燥を行うことにより加熱殺菌に代わる微生物制御を行う必要がある食品です。 したがって、衛生確保の観点から、食品衛生法第11条第1項に基づく規格基準を確実に遵守する必要がある。多針を用いた自動注入機による注入法は、食品衛生法第11条第2項違反となります。ただし、多針による注入法が、微生物汚染の恐れが全くないとして科学的なデータ等を提出されれば、御提案について、規格基準の見直しを検討することは可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115107	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金の脱退要件の緩和(ペナルティ課税を前提に任意脱退可能な制度設計とする)	現在継続審査に付されている「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、原則20歳以上の全国民が確定拠出年金制度に加入可能となる一方で、確定拠出年金の脱退要件が厳格化され、個人別管理資産の額が一定額(現行1.5万円)以下の企業型年金加入資格喪失者と保険料免除者以外は脱退一時金を受け取ることができないこととなる。 加入者の中には、不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、例えばペナルティ課税を前提に任意に脱退できるようにするなど、規制のさらなる緩和を検討したい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、60歳前の中途引き出しは認めています。	確定拠出年金法附則第2条の2及び第3条	検討を予定	一般的に、確定拠出年金制度における中途引き出し要件については、高齢期所得の確保という制度の趣旨及び本制度に係る税制優遇措置のあり方を踏まえ、慎重に検討する必要があります。 確定拠出年金の中途引き出し要件を含めた給付時の仕組みのあり方については、昨年6月から実施されている社会保障審議会企業年金部会において議論が行われており、本年一月に取りまとめられた「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」において、給付時の仕組みのあり方について、今後の検討課題とされたことです。 こうした議論を踏まえ、引き続き企業年金部会において更なる検討を加えることとしております。
280115108	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	確定拠出年金運営管理機関の変更事項の簡素化等	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは、変更日から2週間以内に主務大臣に届け出ることとされている。 この中で、法人の場合、役員の名、住所および兼職状況に変更が生じた場合には変更届出を行うことが求められているが、事務負担を軽減するため、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど、金融機関の届出事項の簡素化を行っていただきたい。 また、上記の届出事項の簡素化の実現が難しい場合には、登録事項の変更時における届出期間を現行の2週間以内から延長することや、役員の変更があった場合の変更届出の添付書類から「役員」の住民票の抄本又はこれに代わる書面、を削除すること等により、事務負担の削減を行っていただきたい(特に非常勤役員から住民票等を徴し、2週間以内に届出を行うことが極めてタイトなスケジュールとなっている)。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金運営管理機関の登録を受けるためには、番号、名称及び住所、役員の名及び住所等を記載した登録申請書を提出することとされており、その記載内容に変更が生じた場合は、変更日から2週間以内に主務大臣に届け出する必要があります。	確定拠出年金法第92条第1項	対応不可	運営管理機関の登録をする上で、確定拠出年金法第91条第1項第5号に規定する運営管理機関の役員として相応しくない者がいないことを速やかに確認する必要があるため、届出を廃止することは困難です。
280115109	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	マッチング拠出における加入者掛金の緩和	マッチング拠出の加入者掛金の設定に当たっては、ア、事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、イ、事業主掛金を超えてはならないとされている。 事業主掛金が少額の加入者については、上記ア、の限度額にゆとりがあったとしても、上記イ、の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができないことから、上記イ、の規制を撤廃するよう検討したい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	マッチング拠出について規制で定める場合については、D C法第4条第1項第3号の2の規定に基づき、加入者の掛金拠出額が、事業主の掛金拠出額を超えてはならないものとされています。	確定拠出年金法第19条、第20条	検討を予定	確定拠出年金のマッチング拠出を含めた拠出時の仕組みのあり方については、昨年6月から実施されている社会保障審議会企業年金部会において議論が行われており、本年一月に取りまとめられた「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」において、個人型D Cとの関係の整理を行った上で、企業型D Cのマッチング拠出の規制のあり方について引き続き議論を行っていただくこととされています。 こうした議論を踏まえ、引き続き企業年金部会において更なる検討を加えることとしております。
280215001	27年9月22日	27年10月13日	28年2月15日	出張理美容に係る規制の見直し	出張理美容に係る規制の見直しとして、理美容師法施行令第4条に規定する「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確にすることについて規制改革会議で議論されているところである。 近年、成人式や大学等の卒業式において、貸衣装業者に雇われた出張美容師が大学の教室や周辺ホテルで学生等に対してヘアメイクを施す事例が全国各地で見られており、既存美容室の経営に影響を及ぼしている。貸衣装業者によれば、これが可能である根拠として、美容師法施行令第4条第2号に規定する「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」に該当するとの主張である。 このような行為が拡大しているのは「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」の対象範囲が曖昧なためである。 についてはこのような行為が「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」に該当するかにしても、「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」と同様、その判断基準を明確にしていきたい。また、判断基準の設定にあたっては出張理美容が可能なケースをポジティブリスト化し、曖昧な解釈ができないようにすべきと考え、	個人	厚生労働省	理容師法第6条の2の規定により、理容師は、理容所以外において、その業をすることはできないとされ、同条ただし書きにより、政令で定める特別な事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができることとされています。 同様に、美容師法第7条の規定により、美容師は、美容所以外において、その業をすることはできないとされ、同条ただし書きにより、政令で定める特別な事情がある場合には、美容所以外の場所においてその業を行うことができることとされています。 理容師法第6条の2及び美容師法第7条に定める「特別な事情がある場合」については、それぞれ、理容師法施行令第4条及び美容師法施行令第4条に規定されています。	理容師法第6条の2、理容師法施行令第4条、美容師法第7条、美容師法施行令第4条	対応不可	理容及び美容の施術については、公衆衛生上の観点から理容師法第6条の2及び美容師法第7条に基づき、それぞれ理容所又は美容所で行わなければならないこととされています。 しかしながら、結婚式などの儀式等、理容又は美容の施術が必要な場合において、やむを得ず理容所又は美容所で施術ができないときは、特別な事情がある場合として、当該儀式の直前に限って、理容所又は美容所以外でも施術を行うことを認めているものです。 施術が必要となるような儀式は、地域の風習等により異なるため、特別な事情の対象となる儀式をポジティブリスト化することは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)		
280215002	27年9月24日	27年10月13日	28年2月15日	理美容師法から独立した出張理美容の基準作成	介護保険適用のサービスでさえ人材確保が困難になりつつある現状では通外である出張調髪サービスのこれからの活動はさらに厳しい状態になると考えられます。先日、規制改革会議より出された第3次答申にて「出張理美容に係る規制の見直し」についての検討がなされていた事に合わせて、より充実した出張理美容の基盤(衛生管理や提供可能な施設内容やサービスや入所施設等)の作成が必要であると考えられます。同じような衛生サービスである入浴サービスは介護サービスであるため、在宅・施設等問わず細やかな対応がとれる多様な選択肢がありますが、それと比較しても出張理美容を取り巻く環境が現在の高齢化のスピードに追いついてはと思えません。「疾病やそれを見る人」への対応はもちろん高齢化全体を見据えたうえで、理美容師法から独立した基準を準備すること、多様で質の高いサービスの提供を創出し工夫の一助となるのではないだろうか。	東京都理衛生生活衛生同業組合 江東支部	厚生労働省	理美容師法第6条の2、理美容師法施行令第4条、美容師法第7条、美容師法施行令第4条	現行制度下で対応可能	<p>理美容師及び美容師は、業務独占資格であり、理美容師又は美容師以外の者が業として理美容や美容の施術を行うことは禁止されているため、出張理美容及び出張美容に関する規定も理美容師法及び美容師法に設けられています。</p> <p>近年の高齢化の進展により、介護老人福祉施設などへ理美容師や美容師が出張して行う理美容や美容に関する衛生確保を図るため、平成19年10月に衛生措置の基準として、「出張理美容・出張美容に関する衛生管理要領」を定め、都道府県等に対して通知したところです。</p> <p>また、平成25年12月には、都道府県等の福祉担当部局に対しても出張理美容・出張美容に関する衛生管理についての周知徹底を依頼し、管内の老人福祉施設や在宅等において適切に実施されるよう求めたところです。</p>		
280215003	27年9月24日	27年10月13日	28年2月15日	「地域包括ケアシステム」などでの出張理美容事業計画の取り扱い	介護における現在の出張理美容は日常生活の介護からは切り離されて、ケアプラン作成時に出張理美容を組み込める仕組みや選択肢が整っていません。買い物や入浴、配食サービスのような日常生活の選択肢として確立させるための事業計画として「地域包括ケアシステム」などに取り入れるなど公的な後押しが必要であると考えられます。事業計画での検討事項として参加人数を増やすために、店舗のような保健所への店単位の従業員としての届け出ではなく、免許取得者個人として登録できる届け出先を作り、管理運営してはどうかサービス提供できる人材のデータベースを構築し、利用者が使い易いマッチングの仕組みがある方が良いのではないかと、出張理美容のための届け出先、公衆衛生の知識ある経験者や理美容・介護業界の人材を配置し、サービスの充実を図るために提供者への指導監督の権限を与えたり、理美容業界と介護業界との関係を円滑にする目的を持たせてはどうか活動状況の報告を義務化するなどして、出張調髪サービスの実態や収支の把握も可能にしてはどうか移動理美容車による出張理美容の届け出と活動状況の報告義務化し指導監督の対象としてはどうかサービス提供者が施術中に起こってしまった事故への対応や補償も提供者個人ではなく、公的なものとして用意しておくべきではないか今までフォローしきれなかった未開拓な分野であるため特区のように対象地域を定め、社会実験として事業計画を開始し改善を図り、実効性、安全性、持続性を高めた計画を国の施策とするのであれば、取り組みやすいのではないだろうか。	東京都理衛生生活衛生同業組合 江東支部	厚生労働省	理美容師法第6条の2、理美容師法施行令第4条、美容師法第7条、美容師法施行令第4条	ケアプランの位置づけ現行制度下で対応可能 移動理美容車の指導監督事実誤認 その他対応不可	<p>「ケアプラン作成時に出張理美容を組み込める仕組みや選択肢が整っていない」とご指摘については、制度の概要に記載したとおり既に対応しているところであり、現場において適切に運用いただくよう、今後とも必要な支援を行ってきたいと考えています。</p> <p>理美容師及び美容師は、業務独占資格であり、理美容師又は美容師以外の者が業として理美容や美容の施術を行うことは禁止されているため、出張理美容及び出張美容に関する規定も理美容師法及び美容師法に設けられており、監視・指導は都道府県等が行うこととなっています。</p> <p>近年の高齢化の進展により、介護老人福祉施設などへ理美容師や美容師が出張して行う理美容や美容に関する衛生確保を図るため、平成19年10月に衛生措置の基準として、「出張理美容・出張美容に関する衛生管理要領」を定め、都道府県等に対して通知したところです。</p> <p>また、平成25年12月には、都道府県等の福祉担当部局に対しても出張理美容・出張美容に関する衛生管理についての周知徹底を依頼し、管内の老人福祉施設や在宅等において適切に実施されるよう求めたところです。</p> <p>なお、いわゆる移動理美容車は、それそのものが開設許可を受けた理美容所又は美容所であるため、出張理美容・出張美容に当たりません。</p> <p>理美容や美容のサービス提供の際に生じた事故等による損害については、その原因等に応じて対応する必要があると考えます。</p>		
280215004	27年9月24日	27年10月13日	28年2月15日	施設等内での理美容室開設登録の簡素化	出張理美容の選択肢の一つとして施設内(デイサービスや入所施設等)での出張理美容を充実を考えると、通常の店舗開設届けとは別の「施設内出張理美容室の開設届け」での開設登録を可能にする事が望まれます。施設設計段階から店舗と同等の理美容室を考えている施設は稀であり、個々の施設により作業スペースや流水設備、光量など差があります。安定したサービス提供のためには、作業スペースの確保や衛生管理基準など、施設出張理美容のための基準を定める事が必要であると考えます。また、日によって作業する技術者が違う日もある事から、施設内理美容室に限り、理美容師の開設者とせずに施設事業者を開設者として届けられる事が望ましいと考えます。店舗での通常営業と施設出張理美容とを分けて考え、施設内理美容室としての基準を守った開設登録が可能にすれば現在の店舗開設より簡素化となり、出張理美容の幅も広がりますし無登録で行われている施設での出張理美容の把握・指導監督も期待でき、より充実した選択肢の提供に繋がるとはではないでしょうか。	東京都理衛生生活衛生同業組合 江東支部	厚生労働省	理美容師法第11条、理美容師法第11条	現行制度下で対応可能	<p>既存の入所施設等の多くが専用の理美容室や美容室を持たないことから出張理美容・出張美容のサービスが適切に行われるよう「出張理美容・出張美容に関する衛生管理要領」を定めたところです。</p> <p>なお、入所施設やデイサービスの施設内においては、理美容師法第11条又は美容師法第11条に基づき、都道府県知事等に届出を行い、都道府県知事等の許可を受け、同法第13条の措置を講ずるに過ぎる旨の確認を受けなければなりません。</p> <p>美容所についても同様に、美容師法第11条の規定に基づき、都道府県知事等に対し届出を行い、都道府県知事等の許可を受け、同法第13条の措置を講ずるに過ぎる旨の確認を受けなければなりません。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215006	27年10月24日	27年11月9日	28年2月15日	理美容出張業務に関する規制緩和について	来年度に理美容出張業務の規制緩和が実施されると聞きました。現状では実店舗を持たない事業者は業務を行えない規制を撤廃し、無店舗でも出張業務を行えるようになること。事業者側から見ると、これでは専門学校出て免許取得しただけで出張業務が可能になり技術サービスや安心面で不安を感じます。この点で提案したいのは、業務経験5年以上の有資格者に限る。ドラッグの様に金額補償ができる「賠償責任保険」加入必須。実店舗、若しくは類する事務所を有する事。以上を技術サービスと安心面の水準を保つために理美容出張業務への参入者へ義務付けたいです。よろしくお願いいたします。	個人	厚生労働省	理容師法第6条の2 理容師法施行令第4条 美容師法第7条 美容師法施行令第4条	対応不可	来年度から規制緩和により、実店舗を持たない事業者は業務を行えない規制を撤廃し、無店舗でも出張業務を行えるようになるというは事実と異なりです。 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき(対応については、出張理容・出張美容に関する通知の運用に関して誤解が生じているためと考えられるため、これまでの通知に基づき(運用が適切に行われるよう改めて周知徹底を図ることとしたものです。 理容及び美容の施術については、理容師法第6条の2及び美容師法第7条に基づき、それぞれ理容所又は美容所でなければならぬこととされ、出張理美容業務については、理容師法第6条の2及び美容師法第7条のただし書きに定める「特別な事情がある場合」に限り認められています。 出張理容・出張美容を行う場合は、理容師又は美容師の資格を有する者しか施術を行うことができないものであり、その実施に当たっては、理容所又は美容所と同様に衛生措置を講ずる必要があります。 この様な状況において、さらに業務経験5年以上等の条件を設けて禁止することは困難ですが、引き続き、出張理容・出張美容の衛生や安全の確保を図ってまいります。		
280215007	27年10月27日	27年11月9日	28年2月15日	出張理美容に関する規制緩和(規制改革会議第3次答申を拝見して)	私は出張調剤に個人のお宅にお伺いしてカットを行っている者で、もう50年のキャリアがあります。平成21年1月15日より5回ほどお邪魔してご主人のカットをしているお宅があります。今回の規制緩和の答申を拝見して、どうしたら訪問している消費者が喜んでいただけるか考えました。出張理美容の厚生省課長通達「出張理美容は開設者が対応しているのが望ましい」とされていたが、このたりの通達による「出張理美容に関する規制緩和」は、地方公共団体に対し(実施主体と衛生管理に関する過去の通知の周知徹底)となっており、実地出張に行っている現場からの声として出張調剤は消費者の立場を考慮して、店舗にて営業されている方がベスト と思います。 「免許を持っていればよい」から、実働5年以上(管理理美容師免許取得者)の実績のある現役の方と仕分けしていただきたい。管理理美容師免許はお客様(消費者)を施術するうえで、安心安全のために不可欠な免許です。介助施設等に出張理美容師を配置している会社で募集されている理美容師は休眠理美容師が多いとお聞きしております。 高速10の件もありますが、事故を起こしてから規制を変えらるので、現状としてわりかたの事故を無視しての改革は避けなければいけないと考えます。対象となる消費者のわからない危険を避けてあげるのが行政改革ではないでしょうか、事故が発生したとき改革された委員の方が責任を取られるのですか、それは消費者がかわいそうです。 技術のみでなく接客を含めての面で対応できる技術者を派遣することを、つまり実績のある理美容師の方を消費者の方も望んでいるはずですが、規制改革も大変と思いますが、きめ細やかに消費者目線で検討会をされたい。	個人	厚生労働省	理容師法第6条の2 理容師法施行令第4条 美容師法第7条 美容師法施行令第4条	対応不可	規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき(対応については、出張理容・出張美容に関する通知の運用に関して誤解が生じているためと考えられるため、これまでの通知に基づき(運用が適切に行われるよう改めて周知徹底を図ることとしたものです。 理容及び美容の施術については、理容師法第6条の2及び美容師法第7条に基づき、それぞれ理容所又は美容所でなければならぬこととされ、出張理美容業務については、理容師法第6条の2及び美容師法第7条のただし書きに定める「特別な事情がある場合」に限り認められています。 出張理容・出張美容を行う場合は、理容師又は美容師の資格を有する者しか施術を行うことができないものであり、その実施に当たっては、理容所又は美容所と同様に衛生措置を講ずる必要があります。 この様な状況において、さらに業務経験5年以上等の条件を設けて禁止することは困難ですが、引き続き、出張理容・出張美容の衛生や安全の確保を図ってまいります。		
280215013	27年10月29日	27年11月18日	28年2月15日	食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直し	【具体的内容】 食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる商品が製造するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行において区分されている「種別製造業(そう菜製造業、すし・弁当・調理(ん)製造業、菓子製造業」とは別に、これらの区分を1つにまとめた区分を新設するなど、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直ししていただきたい。 【提案理由】 食品リサイクル法では、食品廃棄物の発生量及び食品循環資源の再生利用率等の状況についての報告が義務付けられており、食品関連事業者は、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出しなければならない。「業種区分ごとの食品残渣量」を把握する為には、残渣を「業種区分」別に仕分けをし計量する必要があるが、同一の工場で複数の製品を製造している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生するため、その分別・計量に非常に困難と手間を要している。例えば、レタスは、サラダとサンドイッチの原材料に使用され、下処理は同時に行われるが、サラダは「そう菜製造業」、サンドイッチは「すし・弁当・調理(ん)製造業」に該当するため、廃棄する際に「日の製造の中どちらの業種で発生したかを決めて、分別・計量している。また、軽微炒めを惣菜と弁当に使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。 実情に伴った区分とすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物の発生抑制及び減量につながることも、工場での作業が減り、効率的な処理が可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	食品リサイクル法では、再生利用率等の推進を図るため、年間の食品廃棄物の発生量が100トン以上の食品関連事業者に対し、毎年、報告することを求めています。 また、食品廃棄物の発生や再生利用率等の状況については、食品関連事業者の発生量と密接な関係をもつ値により業種区分ごとの数値を推計する方法も可能しているところとす。	食品廃棄物等多発生事業者の定期の報告に関する省令	現行制度下で対応可能	食品廃棄物の発生量等は、実測によって、把握いただくことが望ましいと考えますが、事業の形態によっては、実測が難しい場合もあると承知しており、このような場合にあっては「食品廃棄物の発生量及び食品循環資源の再生利用率等実施率に係る測定方法ガイドライン(農林水産省及び環境省作成)」を参考に、年又は月に数回程度の実測を実施した上で営業日数、売上高など食品廃棄物の発生量と密接な関係をもつ値により業種区分ごとの数値を推計する方法も可能しているところとす。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり検討したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280215020	27年10月30日	27年11月18日	28年2月15日	登録販売者試験制度と従事期間について	本年度より第一類医薬品を除く(医薬品が販売できる)登録販売者の試験制度が変更となり、昨年末まで必須であった月80時間以上(連続して12ヶ月以上)の実務経験が免除となった。実務経験がなくとも受験ができることは喜ばしいことであるが、試験に合格後の従事期間に関して大きな問題があると考えられる。試験に合格後、2年間(月80時間以上)の実務証明ができない場合、1人で販売できない(見習い扱い)業者がある。これにより人の生活に密着した医薬品を多くの店舗にて展開するには非常にハードが高くなり、試験に合格したことが、十分な知識を有したと認められたことになるため、実務経験は排除していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	第2類医薬品及び第3類医薬品のみを販売する店舗の販売業者は、その店舗を、自ら又はその指定する者に実際に管理させなければならないとしています。その管理を行う者は、店舗販売業者等において、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に過去5年間のうち2年間の経験を積んだ者としています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第28条	対応不可	登録販売者制度の実効性を確保するとともに、医薬品販売における安全性を確保するため、受験資格としての実務経験を廃止する一方で、医薬品販売に関する知識の取得した者が適切な相談・情報提供が行えるよう指導者の方で2年の経験を積む省令改正を行い、平成27年4月から施行しています。医薬品は、その効能・効果とともにリスクも併せ持ち、適切な情報を伴って始めて医薬品としての有用性を発揮するものである一方、関係する情報は日々変化するとともに、購入する需要者の背景情報や症状等は多様です。一般用医薬品は薬剤師、登録販売者から適切な情報提供が行われ需要者が選択し使用するものであり、適切な情報提供ができるよう、一定の経験を有した者が医薬品を販売している店舗にいるようにしているものであり、ご提案の内容を認めることは困難です。	
280215021	27年10月30日	27年11月18日	28年2月15日	薬機法(旧薬事法)の一部規制緩和について	一般用医薬品の販売方法及び情報提供方法を緩和し、営業時間内での店舗における有資格者の常駐を緩和していただきたい。現在、店舗において一般用医薬品を販売する場合、販売時間内において薬、剤師及び登録販売者又はそれぞれの管理・指導のもとでの一般従事者による対面での販売・授与が義務付けられている。また、一般用医薬品を販売・授与する営業時間内は、薬剤師又は登録販売者が常駐しなければならない。これらの規制により、店舗ごとに数名の有資格者が必要となり、人員確保の困難から医薬品を取り扱う店舗の拡大や24時間販売可能な店舗の設置が難しい状況にある。店舗に有資格者を1名配置すれば、一般従事者への管理・指導を含め、日常的な店舗運営、販売管理は対応可能であると考えられる。また、店舗に有資格者が不在である場合においても、別の場所の有資格者がテレビ電話等で購入者に情報提供を行うことは可能である。加えて、インターネット販売が解禁されており、対面型ではない情報提供が既に行われている。以上の理由から、店舗において常時資格者を配置する必要はないと考えられる。本要望の実現により、一般用医薬品を24時間取り扱う店舗が増大し、消費者の利便性向上に資するものと考えられる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、第一類医薬品は薬剤師に、第二類医薬品及び第三類医薬品は薬剤師又は登録販売者に販売させ、又は授与させなければならない。薬局開設者、店舗販売業者は、店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は配置以外の方法により、それぞれ医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で医薬品を貯蔵し、若しくは陳列することが出来ません。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第28条、第36条の9	対応不可	一般用医薬品については、需要者の選択により使用されるものであることから、不適切な使用による重篤な健康被害等の発生を可能な限り防止するため、販売・授与の際に、リスク区分に応じた薬剤師・登録販売者による一定の関与を義務付けています。このため、実店舗又はインターネット販売の別を問わず、店舗において適切に保管・管理されている医薬品を、当該店舗に勤務する薬剤師・登録販売者が、必要な情報提供等を行った上で販売・授与する仕組みを講じているものであり、ご提案の内容を認めることは困難です。	
280215022	27年10月30日	27年11月18日	28年2月15日	管理医療機器販売申請の簡易化	保健所ごとで異なるフォーマットと提出先の統一化及びチェーン本部としての申請を可能としていただきたい。お客様への使用に伴う説明等が必要のない商品、また、使用によるリスクが比較的低いとされる商品においても、取り扱う際に管理医療機器販売申請が必要になっている。例として、現在、「家庭用、救急医療用バンパイド(キズパワーパッド)」を一部店舗にて取り扱っている。しかしながら、申請時は保健所ごとにフォーマットと提出先が異なっており、取り扱いが可能になるまでの手続きの負担が大きく、取扱店舗に限られている状態である。申請には、店名、住所の他にも営業所の構造(建物の造、床の造、面積)や営業所の平面図の提出、売り場陳列位置の記載が必要となるため、準備に手間がかかっている。チェーン本部としての申請が可能になると、より多くの店舗での迅速な取り扱いが可能になる等、取り扱い店舗の管理が容易になると考える。＜要望が実現した場合の効果＞・機能性の高い商品への要望が高まっている中で、お客様ニーズに対応した商品を各店舗にて取り扱うことで、お客様の利便性の向上が図られる。また、店舗移転や開店・オーナー交代等による一店一店の免許の管理、確認の負担が削減できるというメリットがある。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号、以下「法」という。)、に基づき、管理医療機器(管理医療機器販売業・貸与業を行う場合は各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長等)に対する営業所ごとに管理医療機器販売業・貸与業の届出を行う必要があります。また、法施行規則第163条第2項に届出の様式が規定されており、同条第3項により平面図を添えなければならないこととされており、	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3	事実 対応不可	届出様式は施行規則に基づいて国で定めているため、様式は統一されています。記入欄については申請者がわかりやすく、かつ的確な情報を記載していただければ、各自自治体で工夫しているものと認識していますが、必要事項が記載されていなければ、原則的には都道府県等においても手続の受付・審査を行うものと考えています。なお、添付書類の様式については特段定められておらず、同様と考えます。御指示頂いている「キズパワーパッド」は無菌性を担保し、傷口に貼付することからその品質、有効性及び安全性を確保するため、管理医療機器として指定しております。そのような医療機器については営業所において貯蔵、保管等を適切に行わなければならないことから、取り扱う営業所ごとに一定の設備基準に適合することが必要であり、確認のためには営業所ごとに平面図を添えることが必要と考えられます。届出を受けつける都道府県等が営業所ごとに医療機器の貯蔵、保管等が保健衛生上の支障なく適切に行えることを確認する必要性についてご理解頂きたいと存じます。	
280215023	27年10月30日	27年11月18日	28年2月15日	管理医療機器販売業の届出制度の緩和について(体温計、エレキパン、キズパワー)	家庭用管理医療機器は保健所届出対象から除外する。又は一般医療機器への分類変更を検討していただきたい。医療機器は、高度管理医療機器・管理医療機器・一般医療機器とリスクに応じて分類され、コンビニエンスストアでは最もリスクが低い一般医療機器と管理医療機器の一部である家庭用管理医療機器を取り扱っている。家庭用管理医療機器は、店舗で取り扱うためには営業所(店舗)ごとに保健所へ届出を行うことになっている。コンビニエンスストアで取り扱う家庭用管理医療機器(エレキパンやハイドロコイド素材の備パッド)は、一般家庭でよく普通の生活で使われており、また、コンビニエンスストアでは販売仕番1台程度と在庫もごく少量である。基準緩和されることにより、小売業者や保健所行政での業務効率化が図られると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号、以下「法」という。)、に基づき、管理医療機器(管理医療機器販売業・貸与業を行う場合は各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長等)に対する営業所ごとに管理医療機器販売業・貸与業の届出を行う必要があります。医療機器の分類に関しては、法第2条第5項から第7項に高度管理医療機器、管理医療機器、及び一般医療機器の定義が記載されており、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六年七月二十日厚生労働省告示第二百九十八号。)の別表において指定されています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項から第7項及び第39条の3	対応不可	医療機器については、国際的なルールに基づき、体系へのリスクに応じたクラス分類がなされており、分類に応じた規制がなされています。このうち、管理医療機器に該当する医療機器については、当該医療機器について適切な管理・安全な製品の供給のため、販売等しようとする者に対して都道府県知事等に対して届出を必要としており、その営業所の構造設備基準や品質の確保等についての遵守事項を講じています。ご指摘の管理医療機器に該当する医療機器は、リスクに応じて分類されたものであり、一般家庭で使われていることや販売数量で判断するものではないことから、クラス分類を変更することは困難です。また、当該製品を販売しようとする者に対して、適切な管理等のために遵守事項等を求める観点から、販売等に当たって届出義務を課す必要がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280215024	27年10月30日	27年11月18日	28年2月15日	セルフメディケーションとし薬品()のOT(医薬品)よりお客様へ浸透するための仕組み作りについて	第4類医薬品()の新設、又は、医薬部外品の拡大を検討いただきたい。 一定の条件のもとに、薬剤師又は登録販売者がいなくても販売できる一般用医薬品の新しい分類を想定している。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	疾病の治療や予防に使用されることが目的とされている物又は身体への構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物は医薬品として取り扱われ、人体に対する作用が緩和なものは医薬部外品として取り扱われています。一般用医薬品については、許可を受けた薬局又は店舗において、第一類から第三類までのリスク区分に応じた薬剤師又は登録販売者が販売することになっています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第24条、第36条の7、第36条の9	対応不可	医薬品は、一般的に有益な効果だけでなく副作用を併せ持つものです。医薬品として承認された成分は、単なる物質ではなく、その適正使用や安全性に関する情報を伴い、かつ薬剤師等の複数の専門家が関与してはじめてその目的と機能を発揮するものであり、適切に使用されなければ、健康被害が生じるおそれが高いものです。一般用医薬品については、需要者の選択により使用されるものであることから、適正な使用により生じる可能性のある健康被害に加え、不適切な使用による重篤な健康被害等の発生を可能な限り防止するため、販売・接する際に、リスク区分に応じて薬剤師・登録販売者による一定の関与を義務付けています。国民の安全性を確保する観点から、ご提案の内容を認めることは困難です。
280215026	27年10月30日	27年11月18日	28年2月15日	食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直しについて	食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる商品を生産するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「種別製造業」(惣菜製造業)「すし・弁当・調理パン製造業」(菓子製造業)とは別に、これらの区分を1つにまとめた区分を新設する等、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直しいただきたい。 現行法にてオリジナル商品を生産しているお取引先(食品製造業)では、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出している。 「業種区分ごとの食品残渣量」を把握するためには、残渣を「業種区分」別に仕分けをし計量する必要があるが、同一の工場で複数の製品を生産している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生しており、その分別・計量に非常に困難と手間を要しているためである。 実情に伴った区分とすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物等の発生抑制及び減量に繋がるとともに、工場での作業が減り、効率的な処理が可能となる。 分類することが困難な例 レタスは、サラダとサンドイッチの原材料に使用し下処理は同時に行うが、サラダは「惣菜製造業」、サンドイッチは「すし・弁当・調理パン製造業」に該当するため、廃棄する際に1日の製造の中でどちらの業種で発生したかを決めて、分別・計量している。 分類作業が煩雑な例 野菜炒めを惣菜と弁当に使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	食品リサイクル法では、再生利用等の推進を図るため、年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の食品関連事業者に対し、毎年、報告することを求めています。 また、食品廃棄物等の発生や再生利用等の状況については、食品関連事業者の業種により差が見られることから、業種区分ごとの報告をお願いしているところです。	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(H17.6.30薬発第0630001号)	現行制度下で対応可能	食品廃棄物等の発生量等は、実測によって、把握しただけ(ことが望ましい)と考えますが、事業の形態によっては、実測が難しい場合もあると承知しており、このような場合にあっては「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン(農林水産省及び環境省作成)」を参考に、年又は月に数回程度の実測を実施した上で営業日数、売上高など環境廃棄物等の発生と密接な関係をもつ値により業種区分ごとの数値を推計する方法も可能としているところです。
280215030	27年10月30日	27年11月18日	28年2月15日	医療用医薬品の情報を医療関係者以外に提供する際の製品名の表示・広告の許可	(具体的内容) 一般国民を対象とした医薬品情報の提供に際して、一般名とともに製品名を用いる表示や広告ができるようにいただきたい。 (提案理由) 一般国民を対象とした医薬品情報の提供にあたっては、製品名を用いず一般名を表示することになっている。一方、医療関係者が患者に服薬指導をする際には製品名が用いられ、患者が医療用医薬品の詳細情報を調べる場合には、都度、一般名を調べているケースもあり、不特定一般国民の理解を妨げる原因となっている。日本では米国等とは異なり、医療用医薬品については、個別の製品名による一般国民への広告を規制しているが、医療従事者などを対象とした専門誌や学会誌には製品名を掲載可能です。保険薬局において、医師から処方された「銘柄名処方」(商品名)を後発医薬品に変更調剤することもおこなわれている現状で、製品名の表示を規制することは、意味がなくなっていると思われる。	日本バイオ産業人会議	厚生労働省	医薬品等適正広告基準(SS5.10.9薬発第1339号各都道府県知事あて厚生労働省長通知)は医薬品等の広告が虚偽、誇大にわたらないよう行うとともにその適正を図ることを目的としており、医療用医薬品については、医療関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとされています。 また、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」(H10.9.29医薬監第148号都道府県衛生主事(局)長あて厚生労働省医薬安全局監視指導課長通知)において顧客を誘引する意図が明確ではないものは広告には該当しないと整理しています。 一方、「患者向医薬品ガイドは、患者等が医療用医薬品を正しく(理解し)重篤な副作用の早期発見等に供されるように広(国民)に対して提供されるものであり、「患者向医薬品ガイドの作成要領」について(H17.6.30薬発第0630001号)により、患者向けの情報提供資料の作成方法が示されており、製品名(販売名)を明記することとしています。	医薬品等適正広告基準第3の5、 「患者向医薬品ガイドの作成要領」(H17.6.30薬発第0630001号)	現行制度下で対応可能	広告に該当しない(顧客誘引性のない)情報提供(例えば医薬品の適正使用を目的とした患者向医薬品ガイドなど)においては、具体的な製品名を用いることは可能です。
280215032	27年10月31日	27年11月18日	28年2月15日	処方箋の電子化	【提案の具体的内容】 ・処方箋の交付も、e-文書法の適用対象とし、電子化に向けたスケジュールとP!の更なる明確化を行うため、所要の法令改正を行う。 【提案理由】 ・e-文書法の適用対象外であり、電子的な交付が認められない。I!戦略本部の棚卸結果によれば、交付者を明らかにすること、内容の真正性を確保することといった規制の目的(医師の記名押印又は署名を必要としている)が電子媒体でも満たされるのであれば制度を見直す余地があるとされている。電子媒体で十分その両点を満たすことは可能である。 ・施薬を行った場合のメリットは、患者によるPHRの推進、蓄積された情報の2次利用等による医療の高度化、保険請求事務等の精緻化ができる。 ・なお、当連盟はIT活用を進めるための新たな法制度を提案しており、その中で確実な本件も対応すべき。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458	(一社)新経済連盟	厚生労働省	民間事業者が行うこととされている書面の保存、交付等については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号)に基づき(厚生労働省の所管する法令の現行)に基づき(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十四年省令第四十四号)において、電磁的手法で保存等可能な書面や電磁的手法で行う場合に遵守すべき事項が規定されている)が、現時点で処方せんはこの対象とされていません。このため、厚生労働省の検討会等において、処方せんの電子化にあたり必要な環境整備等について、検討を行っています。	厚生労働省の所管する法令の現行に基づき(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十四年省令第四十四号)第3条、第4条、第10条、第11条等	対応	各種法令を遵守しつつ、患者の利便性の向上や安全確保に資する形で電子処方せんの導入を図るべく、今年度までに所要の法令改正を行い、e-文書法の適用対象とします。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215034	27年11月1日	27年12月9日	28年2月15日	出張美容容実施主体に関する一定の条件を望みます	どのような人が(理容師、美容師)実施主体になるのかこれまででは開設者が望ましいという文が削除され、改革では開設者に限らないとされているが、有資格者であっても長く(業務に携わっていない)パー(理容師)または資格を取得したばかりの未熟理容師が、衛生面、技術面で設備の整っていない環境、不慣れな出張先で果たして、安全、安心でかつスピードある技術サービスが提供できるのか。衛生的設備や器具備品の消毒は誰が監督や確認するのか当該地域の保健所が管轄の範囲で事業者が行えるほうが感染症に対する予防や情報の受発信の面で極めて有効で不可欠と考えられる地域に根ざしたサービスは地元消防団のようにいざというときに力を発揮する。また防災や緊急事態のときに地域密着型の実施主体を常に活用しているほうが望ましいのではないかと	個人	厚生労働省	理容師法第6条の2の規定により、理容師は、理容所以外において、その業を営ってはならないとされ、同条ただし書きにより、政令で定める特別な事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができることとされています。 同様に、美容師法第7条の規定により、美容師は、美容所以外において、その業を営ってはならないとされ、同条ただし書きにより、政令で定める特別な事情がある場合には、美容所以外の場所においてその業を行うことができることとされています。 理容師法第6条の2及び美容師法第7条に定める「特別な事情がある場合」については、それぞれ、理容師法施行令第4条及び美容師法施行令第4条に規定されています。	理容師法第6条の2、理容師法施行令第4条 美容師法第7条 美容師法施行令第4条	事実認識	本年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「出張美容・出張美容に関する、誤解が生じないよう実施主体や衛生管理に関する過去の通知について、地方公共団体に對し改めて周知徹底する。」ことが決定されましたが、通知に変更はなく、御要望にある「開設者が望ましいという」文が削除され、とある部分は事実と異なります。 出張美容・出張美容が適切に実施されるよう、平成28年2月開催予定の全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議において、各自治体に対する説明等を行う予定です。	
280215035	27年11月1日	27年12月9日	28年2月15日	労働契約や職業紹介における労働条件の明示としての書面交付義務の見直し	{提案の具体的内容} 労働契約や職業紹介における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。 {提案理由} 現在、「」を活用したコミュニケーションは世の中に浸透しており、情報提供や契約締結等にも非対面による多様な方法が認められることが必要である。 「戦略本部が行った「法令オンライン不可の手続き棚卸し結果」での関係省庁の回答によれば、労働契約における書面交付は、記載内容や署名等に関する真正性の確保が困難との理由である。しかしながら、電子署名を活用して真正性を確保することは可能であり、また多くの分野で実施されている。また、職業紹介における書面交付の場合は、電子メールは本人が署名又は押印した私文書のよう効力を法的に認められていないといことが理由となっている。したがって、少なくとも電子署名名付であれば電磁的方法による交付を否定する理由はない。なお、米国では、連邦工団法エンズ規則によって、電子メールも含めて書面としての資格を持つことが明示されている。 なお、日本再興戦略では、「対面・書面交付原則を転換し、「原則」をルール化する」ことが閣議決定されているので、上記の見直しは必須である。 また、当連盟は、日本再興戦略において言及されている「IT活用を推進するための新たな法制上の措置」に係る具体的な提案を行っており、本件もこの一環として行われるべきと考える。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458	(一社)新経済連盟	厚生労働省	(労働契約部分) 労働条件の明示の方法については、労働基準法第15条第1項及び労働基準法施行規則第5条により、資金や労働時間等に関する事項が明らかとなる書面の交付によることとされており、電磁的方法による交付は現行法令上認められておりません。 (職業紹介部分) 職業紹介に当たっては、求職者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び資金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないこととしています。 資金、労働時間等の基本的労働条件の明示に当たっては、書面の交付の方法の他に、書面の交付を受けるべき者が電子メールを利用する方法を希望した場合には電子メールを利用する方法を定めています。	(労働契約部分) 労働基準法第15条第1項 労働基準法施行規則第5条 (職業紹介部分) 職業安定法第5条の3 職業安定法施行規則第4条の2第2項	(労働契約部分) 検討に着手 (職業紹介部分) 現行制度下で対応可能	(労働契約部分) 平成27年2月13日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」において、「労働者が希望する場合には、ファクシミの送信、電子メールの送信(当該労働者が記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。)」により明示することを認める方向で検討を継続することが適当である。「以上について、法案成立後、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当である。旨が盛り込まれており、労働基準法等の一部を改正する法律案の成立後、報告に基づき、具体的な検討を行ってまいります。 (職業紹介部分) 現行制度で電子メールを利用する方法も可能としています。	
280215036	27年11月2日	27年12月9日	28年2月15日	薬師医薬品の対面規制の撤廃	{提案の具体的内容} 1. 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除(第9条の3第1項、第36条の4第1項、第36条の6第1項) 2. 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃(第4条第5項4号等) {提案理由} 1. 要指導医薬品という制度自体が持つ問題について 改正薬事法において、要指導医薬品は、「効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医療関係者から提供された情報に基づき(需要者の選択により使用される)ことが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が必要なものとされている。しかしながら、この要指導医薬品制度は、一部の一般用医薬品のインターネット販売を合理的根拠無く禁止するための制度であり、不当である。この制度を作る前に厚生労働省において開催された、「スイッチ直後品目等の検討」検証に不当な専門家合審委員会においては、「スイッチ直後品目はリスクが不明であるからネット販売をすべきでない」「ネットは危険だから対面で販売すべき等、およそ合理的とはいえない議論が繰り返された。本来であれば、ネット販売であれば店頭販売と同等、各医薬品ごとに具体的にどのようなことに気をつけて販売すべきなのか、それは使用者と対面しなければ本当に実現できないことなのか等、一つ一つ検証して、具体的な販売方法のあり方を検討すべきであったにもかかわらず、最後までそのような検証はなされず、各々の医薬品について対面しなければ販売できない具体的なかつ合理的な根拠も示されることがなかった。 2. 処方せん医薬品を含めた要指導医薬品について 医療用医薬品は、医師が交付した処方箋に基づくもの、規制をする立法事実があるのかきわめて疑問。 なお、日本再興戦略では、「対面・書面原則を転換し、「原則」をルール化する」ことが閣議決定されており、対面と比べて安全性確保ができないという非合理的理由により対面規制をかけているのは閣議決定の趣旨に違反する。当連盟は、日本再興戦略で言及があった「IT活用を推進するための新たな法制上の措置」に係る具体的な提案を行っており、本件もこの一環として対応するべきである。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458	(一社)新経済連盟	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第3項第2号及び第3項第9条の3、第36条の4及び第36条の6	対応不可	調剤された薬剤は、人体に対する作用が著しく、重要な副作用が生じるおそれがあること、医師等の処方箋により特定人の特定病にのみ用いられるものであること等から、その適正な使用を徹底するため、薬剤師が対面により、書面を用いて必要な情報を提供し、薬学的知見に基づき指導を行うことが必要である。 薬局医薬品は、その効能・効果等において人体に対する作用が著しく、重要な副作用を生じるおそれがあること等から、その適正な使用を通じて国民の生命及び健康を確保するため、調剤された薬剤を患者等に販売又は授与する際、その場で薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づき指導等を行う必要があります。 要指導医薬品は、製造販売の承認の際、既に製造販売の承認を与えられている医薬品と有効成分、分量等が明らかに異なるものとされた医薬品等であって、製造販売承認後の安全性調査の調査期間が経過していないものです。当該調査期間中、専門的知識のない一般の需用者が使用する中で、それまで予見されていない副作用が発生しうることから、当該医薬品の適正使用を徹底する薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うことが必要となります。 以上より、本規定は国民の安全を守るための制度であり、本提案を実施することは困難です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)		
280215037	27年11月2日	27年12月9日	28年2月15日	労働者派遣契約の締結における書面記載と同一書面原則の撤廃	<p>【提案の具体的内容】 労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。</p> <p>【提案理由】 2015年5月に内閣官房IT総合戦略室が明らかにした「法令上オンライン不可の手続きを機卸し結果」における厚生労働省の回答によれば、書面記載の趣旨は、「派遣契約の内容を明確化し、派遣労働者の保護をはかるため」とある。内容の明確化ということであれば、「ITを活用したコミュニケーションにおいても充分なこと(書面に限定する合理的な理由はない)」日本再興戦略では、「対面・書面原則を転換し、「原則」ITをルール化する」と閣議決定されており、その趣旨に上記の制度は反している。</p> <p>なお、当連盟では、日本再興戦略に言及のあった「IT活用を推進するための新たな法制上の措置」に係る具体的な提案を行っており、本件もその一環として整備すべきである。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458</p>	(一社)新経済連盟	厚生労働省	労働者派遣法のほか、労働者派遣契約の当事者は、当該労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者が従事する業務の内容等の契約の内容を書面に記載しなければならぬこととしている。	労働者派遣法のほか、労働者派遣契約の当事者は、当該労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者が従事する業務の内容等の契約の内容を書面に記載しなければならぬこととしている。	労働者派遣法に定める事項は、業務内容、就業場所等の基本的な事項であり、就業条件等が不明確なことによる紛争の未然防止のためには、契約の内容を書面に記載することが適当です。しかし、労働者派遣法の見直しの際、労働者派遣契約を書面にすることを維持すべきか否かについても、他の制度における取扱いも考慮しつつ検討します。			
280215038	27年11月2日	27年12月9日	28年2月15日	企業主体による未承認医療機器の性能評価・臨床研究を医療機関に委託できる制度	<p>-規制の現状 医師主導の臨床研究については、「臨床研究に用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用に関する考え方(平成22年3月31日薬食発0331第7号)」において、医師等からの求めに応じて企業が未承認医療機器を提供するという臨床研究の形態について、薬事法の適用に関する考え方が示され、「薬事法の適用範囲を明確にするQ&A(平成23年3月31日薬食監麻発0331第7号)」が発行されており、今後とも周知等に努めるとされている。</p> <p>一方、企業主導の臨床研究は、薬事承認の取得を目的とすることが前提とされるため、試験結果の信頼性確保や被験者の安全性確保等の観点から、GCP等々に従って薬事法の承認申請に求められるGCP以外で企業が主体的に実施する臨床研究の枠組みはない。</p> <p>-要望理由 痛みに改良・改善が行われる医療機器においては、絶えず迅速な改良・改善の評価が必要であり、また、開発には、開発企業からの発想・提案が不可欠である。そのため、医師が主体的に実施する臨床研究・評価の枠組みだけでは不十分であり、医療機器のリスク度によっては(低リスク機器で)企業主導で迅速な開発・実地投入がなされるべきである。今回の医療機器法でも、医療機器の特徴を踏まえての「リスク」に応じた、規制の構築が主眼となっている。欧米においては企業責任による医療機器開発の枠組みは存在し、開発、実用化が進んでいる。(米・IDE)</p> <p>-効果 医療機器開発が効率的に行え、トータルでの開発期間の短縮、開発費用の削減が見込まれ、事業としての予見性が高まる。特にリスクの低い医療機器の改良・改善、開発が活性化される。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省	医療機器の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売について、承認又は認証を受けるか、製造販売する旨を届け出る必要があります。また、承認又は認証にあたっては、臨床試験の試験成績に関する資料等を添付することになります。医師・歯科医師が実施する臨床研究について未承認医療機器を提供することについては、薬事法の適用についての考え方が示されています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	現行制度下で対応可能	ご提案の件がどのような事例を想定しているか不明ですが、企業による改良・改善を含む医療機器の開発については、当該製品の上市のために製造販売承認/認証を目指して試験を実施するものであることから、その申請書に添付する臨床試験の試験成績に関する資料は、医療機器の臨床試験の実施に関する基準(GCP)を遵守して収集、作成していただくことになります。このような臨床試験は試験となりますが、これは米国のIDE(Investigational Device Exemption)と類似のものになります。また、企業の発想・提案を受け、医師が主体的に臨床研究を行う場合には、御指摘の通知の考え方が適用されますので、疑義がある場合は個別に監視指導・麻薬対策課に相談してください。なお、ご指摘の通り、製造販売にあたっては、承認、認証、届出という異なる仕組みを設けており、引き続き、医療機器のリスクに応じた規制の運用を行ってまいります。		
280215039	27年11月2日	27年12月9日	28年2月15日	ロボット技術を用いた医療機器の医薬品・医療機器法における規制の更なる製品開発の活性化や産業育成	<p>-規制の現状 今回改正後の医薬品・医療機器法においても、ロボット技術を用いた医療機器に関する規格や運用が明確になっていない。(医療機器開発ガイドライン/次世代医療機器評価指標においてもまだ記載されていない。)</p> <p>-要望理由 医療・介護現場において使用が進んでいるロボット医療機器(「機能改善治療用ロボット」/手術ロボット/介護ロボット、車いすロボット、微小ロボット/マクロロマン)「患者ロボット」等は、医療・介護の支援、患者負担の低減、医療の高度化、医療の効率化等の面において期待されているが、規格や運用が明確になっていない。「ロボット革命実現会議」、「ロボット革命イニシアティブ協議会」、「介護ロボット普及推進事業」等、国の政策・施策等においても推進されているところであり、医療・介護現場に合った利用・普及が図れる規制、運用が必要である。特に「介護ロボット」に関しては法的に明確な定義が存在せず、(医薬品・医療機器法における該当性を明確にする必要がある。)また、承認・審査の迅速化や介護保険対象機器の追加手続きでの弾力的運用等も必要である。</p> <p>-要望が実現した場合の効果 将来に向けロボット医療機器開発の活性化や産業育成に繋がる。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省	「疾病の診断、治療、又は予防に使用されることが目的とされている機械器具等」は医療機器として規制を受けます。その該当性については、個別の品目においてその機能や目的等を見て総合的に判断されます。また、医療機器の製造販売にあたっては、医療機器のリスクに応じて、承認、認証又は届出が必要になります。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第二条、第二十三条の二の五)	現行制度下で対応可能	医療機器は医薬品医療機器法において「疾病の診断、治療、又は予防に使用されることが目的とされている機械器具等であって改令で定めるもの」と定義されているため、これを目的とせず介護のために用いられるものは医療機器には該当しません。一方、「介護ロボット」という名称ではあるが一部機能において疾病の治療等を目的とする機能がある等の製品については、医療機器の該当性について疑義がある場合は、個別の品目について都道府県の業務課等において相談を行っていますので、活用して下さい。	ロボット技術を用いた医療機器については、その承認に当たって安全性、有効性を評価する必要があります。技術開発の著しいロボット技術に関して厳格な基準等を定めることは難しいですが、これまで、軟組織に適用するコンピュータ支援手術装置や活動機能回復装置などについて評価のポイント等を取りまとめ公表しており、開発の効率化や審査の円滑化を図っています。また、医療機器の開発に当たっては、品目ごとの特徴を踏まえて必要な試験や臨床試験の計画を立てる必要があることから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)で実施している相談制度の活用をご検討ください。なお、ロボット技術を利用したものを含む新医療機器については、標準的な総審査期間を、通常審査品目については14か月、優先審査品目については10か月とすることを目指し、審査に取組んでいます。加えて、介護保険対象機器の追加手続きの弾力的運用については、「制度の現状」欄に記載したとおり、今年度から既に弾力的な運用に見直しを行っております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215042	27年11月2日	27年12月9日	28年2月15日	社会保険関連事務を業として行う場合の要件緩和	資本関係のあるシェアードサービス企業が、社会保険労務士法第二条に掲げる事務を業として行うことを可能にする法改正あるいは緩和適用等の特例措置。 昨今のビジネスアウソーシングあるいはシェアードサービスの潮流の中で、ある企業の給与計算業務を別の企業が実施するケースが増えているが、社会保険関連業務に関しては上記法の規制により、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者は受託できないこととなり、給与と一体不可分である社会保険業務をあえて別の社会保険労務士に委託せざるを得ない状況となっている。 資本関係のない企業間での業務委託は現行法制の枠組みに促うことで違和感はないが、同企業グループ内でシェアードサービス会社を設けている場合は、その企業グループ内の社会保険業務はその特定企業で担うことができ、より専門機能に特化した形で会社組織を編成でき、社員サービスの品質向上にも資すると想定されるため、この部分について社会保険労務士法上の制約を例外的に緩和して頂きたい。 社会保険業務を委託するために、あえて別の社会保険労務士法人を選定する必要もなくなり、社会保険関連業務や給与計算業務等のシェアードサービス機能業務をより効率的に実施することが可能になる。	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省	社会保険労務士法27条により、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行うことはできないこととされています。	社会保険労務士法27条 社会保険労務士法第2条第1号から第2号	対応不可	社会保険労務士法27条の趣旨は、複雑・多岐にわたる労働社会保険関係法令に基づく(事務)を適正に遂行するためには、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に精通した資格者のみならずその業務を行わせる必要があることから、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て業として行うことを禁止しているものです。 よって、社会保険労務士及び社会保険労務士法人でない者に、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行わせることをできるようにすることは困難です。	
280215043	27年11月2日	27年12月9日	28年2月15日	過半数組合のない会社の就業規則の作成・意見聴取・届け出手段の簡素化	1. 全社で同一の内容である就業規則の作成・意見聴取・届け出については、「(各事業場ではなく、全社の)労働者の過半数を代表する者」からの意見聴取のみでこれを可能としたい。 2. 就業規則変更に関しては、1年毎に選出する社員代表への意見聴取で変更可能としたい。 就業規則が全社で同一である場合、現在は「全社規模の労働組合が存在し、かつ「それぞれの事業場の労働者の過半数がその労働組合の組合員である」場合に限り、本社で労働組合本部に意見聴取すればよいが、これらの条件が満たされない場合は、事業場ごとに組合支部への意見聴取が義務付けられている。 また、就業規則変更時には、その都度、社員代表を選出しなければならないことになっている。 近年、労働法関係の法改正が相次いでおり、製造業を中心とした集団型よりも、社員の働き方など個別対応への検討が増加している。それに伴い、「労使合意」を条件に柔軟な改正が求められることが、「労使」の社員代表側は「過半数組合」に限定される傾向にある。労働組合の組織率は低下してきており、過半数組合が一部の企業に集中しているため、「社員代表」への意見聴取が認められれば、過半数組合を持たない多数の企業が改正後の法律を活用できることになる。 また、社員代表の選出は1年毎に実施している企業が多いため、都度の選出ではなく、1年間、選出された社員代表への意見聴取を可能としたい。 過半数組合を持つ持たないに関係なく、全ての企業が公正な競争環境を確保できる。また、1年間同一の社員代表に意見聴取することにより、社員代表側に使命感と責任感が芽生え、一貫性のある労働者側の意見を主張できる。	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省	【1について】就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出るに当たっては、同一企業であっても、事業場毎に意見聴取し、過半数代表者が署名又は記名押印した意見書を添付することが法的に義務づけられています(労働基準法第90条第1項、労働基準法施行規則第6条の2第1項、同条第2項、第49条)。 そのため、全社の過半数代表者のみが署名又は記名押印し、事業場毎の過半数代表者の署名又は記名押印を省略するという取扱いには法令上困難です。 【2について】就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出るに当たっては、同一企業であっても、事業場毎に意見聴取し、過半数代表者が署名又は記名押印した意見書を添付することが法的に義務づけられています(労働基準法第90条第1項、労働基準法施行規則第6条の2第1項、同条第2項、第49条)。 個々の就業規則の改正に際し、使用者が意見聴取を行う各時点において、任期を定めて過半数代表に選出された者が事業場の全労働者の過半数を代表していない場合は、なお使用者は労働基準法第90条の義務を果たしたことになるものと解されます。	労働基準法第90条第1項 労働基準法施行規則第6条の2第1項、第2項、第49条	対応不可	【1について】就業規則の作成・変更に当たって過半数代表者が署名又は記名押印した意見書の添付を不要とすると、各事業場において真に使用者が過半数代表者に意見聴取をしたかを担保できない。事業場ごとの意見を無視した就業規則の変更・作成が行われるおそれがあるため、制度変更には慎重な対応が必要であると考えます。 【2について】就業規則変更毎の過半数代表者と意見聴取を省略してしまうと、任期を定めて過半数代表として選出された者が意見聴取時点で、過半数代表でない可能性がります。この場合には、適切な過半数代表者に意見聴取をしたかを担保できなくなり、意見聴取時点での事業場の意見を無視した就業規則の変更・作成が行われるおそれがあるため、制度変更には慎重な対応が必要であると考えます。	
280215045	27年11月4日	27年12月9日	28年2月15日	外国人技能実習制度の実習期間延長に伴う短期滞在外国人の脱退一時金の見直し	【提案の具体的内容】 衆議院で閉会中審査となっている外国人技能実習制度の改正法案が成立し施行されれば、優良な管理団体等の実習期間が3年から5年に延長されるとされており、これに伴い、技能実習生の厚生年金の脱退一時金については、新制度における実習期間延長に対応したものとすべきである。 【提案理由】 現行の技能実習生の脱退一時金は、厚生年金保険法附則第29条に基づき「日本国籍を有しない者に対する脱退一時金」により支給されているが、支給額の計算において、支給率算定基礎の被保険期間が36ヶ月を上限としている。春期からは36ヶ月を超えられた場合、36ヶ月を超える被保険者期間に納めた保険料が掛け捨てとなる。社会保障協定の非締結国の技能実習生にとって不利にならないよう、支給率算定基礎の被保険者期間を60ヶ月まで延長すべきである。 要望が実現した場合、実習期間延長拒否といった懸念が払拭される。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	我が国の年金制度は、国籍や滞在期間に関らず一律適用することを原則としています。 滞留期間が短い外国人の場合、保険料納付が老齢給付に結びつきにくいという点については、本来的には、社会保障協定の締結により加入期間の通算を図るとして解決すべきものですが、社会保障協定が締結されるまでの特例的な措置として外国人脱退一時金制度を設けています。 外国人脱退一時金は、被保険者期間が6ヶ月以上ある外国人であって年齢給付の支給資格を満たさない方に対し、36ヶ月を上限として支給されるものです。支給し得る場合は、その算定の基礎となった期間は被保険者期間でなかったものとります。	厚生年金保険法附則第29条、国民年金法附則第9条の3の2	対応不可	外国人脱退一時金は、加入期間を通算できるようにする社会保障協定が締結されるまでの「当分の間」の暫定的・特例的な措置として設けられているものです。そのため、将来の廃止を念頭に置きながら、社会保障協定の締結状況を踏まえつつ縮小する方向で検討を進めており、拡充は考えておりません。 なお、現在国会に提出されている外国人技能実習法案が成立すれば、技能実習生が最大5年間日本に滞在できるようになりますが、技能実習生が5年間滞在中には、3年経過時に一時帰国することが前提となる予定であり、一定の場合には当該帰国時及び5年経過後の帰国時に2回に分けて脱退一時金を請求することが可能です。	
280215048	27年11月5日	27年12月9日	28年2月15日	外国人臨床研修制度の規制改革	【提案理由】 臨床研修歯科医間の国際交流を計り、国際性豊かな歯科医師を育成すると同時に、本邦の優れた歯科医療システムを世界へ供給(販売)するための礎となる歯科医師間の人脈を築く。 【提案内容】 当該法の臨床研修外国歯科医師(以下、当該歯科医師)の許可基準に規定される「3外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後3年以上診療した経験を有すること。本国等において業務に従事していた医療機関からの証明書(複数にわたる場合は個々に証明)」、資格取得後経験年数3年以上を1年以上とし、但し、その業務の範囲を本邦の臨床研修歯科医師と同等とする。 また、本提案の目的から、当該歯科医師の修練に限っては、修練施設指定を本邦の管理型または単独型臨床研修施設のうち5年以上の指定実績をもつ医療機関とする。	民間企業	厚生労働省	外国医師等が行う臨床研修等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号、以下「臨床研修等特例法」という。)第3条第1項第2号に基づき、医療研修を目的として来日した外国歯科医師は、厚生労働大臣の許可を受けて、一定の条件下、当該研修において歯科医療を行うことが特例的に認められています。 臨床研修等特例法第3条第2項第3号において、外国における診療経験年数については、当該歯科医師に相当する資格を取得した後3年以上診療した経験を有することと、臨床研修の許可の要件の一つとして規定されています。	外国医師等が行う臨床研修等に関する法律(昭和62年法律第29号)第3条第2項第3号	対応不可	医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから、我が国で歯科医療を行うためには、原則として、適切に医療を提供するために必要となる専門的知識・能力を確保するための歯科医師国家試験に合格し、歯科医師免許を取得しなければならない仕組みとしています。 臨床研修制度は、この例外として、医療研修を目的として来日した外国歯科医師について、その目的が十分に達成されるよう、我が国の歯科医師免許を有していないにもかかわらず、我が国で歯科医療を行うことを特例的に認めるものです。 臨床研修の許可の要件の一つである、外国における診療経験年数については、このような制度の趣旨に鑑み、医療安全を確保する観点から、一般に、最低でも3年の実務経験を求める必要があるとされていることを踏まえ、3年以上の診療経験を求めているもので、このことは他の職種に相当する資格についても同様です。従って、ご提案のように、臨床研修の許可の要件である外国での診療経験年数を1年とすることは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280215049	27年11月9日	27年12月9日	28年2月15日	労働者派遣における就業条件等の通知手段の拡大	<p>【提案の具体的内容】 労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。</p> <p>【提案理由】 労働者派遣法施行規則では、緊急の必要がある場合や派遣労働者が希望した場合等について書面交付以外の方法を認めているが、手段は「ファクシミリ」と「電子メール」に限られている。より幅広く民間において利用されている電子的手段を認めるべき。</p> <p>政府は、日本再興戦略で、「対面・書面原則を転換し、「原則」IT、をルール化する」ことを閣議決定していることから、上記は早急に見直しが必要である。</p> <p>なお、当運置は、日本再興戦略で言及のあった「IT活用を推進するための新たな法制上の措置」に係る具体的な提案を行っており、本件もその中の一環として整備されるべきである。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458</p>	(一社)新経済連盟	厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第34条、第35条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第26条、第27条	対応不可	労働者派遣法における派遣労働者に対する就業条件の明示や派遣先への通知は、労働条件が不明確なことによる紛争の未然防止や労働者保護を目的として義務付けているものであることから、派遣元事業主の行為によって履行できる方法でなければなりません。制度目的に鑑みれば、情報提供や情報共有等の手段ではなく、派遣労働者等の能動的行為を要しない書面又は電子メールの交付等による手段とすることが適当です。	
280215050	27年11月10日	27年12月9日	28年2月15日	一般住宅・住居を利用した民泊の旅館業法の適用除外	<p>【提案の具体的内容】 宿泊施設が現に不足し、今後も宿泊施設の増設が見込めない地域において、一般住宅・住居(区分所有建築物を除く)にて年数回程度の民泊を実施する場合は、旅館業法等の適用外とする。 民泊：一般の家庭が対価を受領して、家人が使用している家屋(住宅・住居)に宿泊希望者を宿泊させるものであって、家人と同じ食事を提供するもの</p> <p>【提案理由】 地方では、期間限定のイベント開催時(祭り等)の観光需要に見合う宿泊施設機能を有さないため、機会損失が生じている。 本要望のとおり、一般住宅においても民泊が可能となれば、十分な宿泊施設を有しない地域においても観光業の発展が見込まれるようになり、大規模なイベントやMICEの招致も可能になる。また一般家庭かつ家人が通常住んでいる家屋・住宅とし、かつ年数回程度と限定することで、旅館業法適用外となる宿泊施設の確保も大いに防がれると考える。</p> <p>なお、2015年度規制改革実施計画において、「小規模宿泊業のための規制緩和」イベント等を実施する際の「民泊」における規制緩和が盛り込まれたが、「イベント開催時」であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いケースのみを旅館業法の適用除外にするとし、適用如何の判断が曖昧であることから実際の適用は煩雑かつ困難である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	旅館業法第2条、第3条	その他	イベント時の民泊については、本年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、7月1日付け事務連絡により自治体に対してその解釈を示したところですが、加えて、疑義が生じないよう、自治体から寄せられる質問に対する回答をQ&Aとして情報提供しています。	
280215053	27年11月12日	27年12月9日	28年2月15日	LL(ロングライフ)牛乳の製造認可の審査事項の見直し	<p>【具体的内容】 国内でLL牛乳を製造するためには、24項目の審査事項(食品衛生法)を満たし許可を受けなければならないが、その難しさがLL牛乳製造工場は数少ないのが現状です。この審査事項の中には、今の酪農家、乳業メーカーの状況にそぐわない不合理なものがあり、中でも、審査事項1(1)「搾乳から処理施設における受乳までの時間が48時間以内のもの」の項目は、見直しの必要性があると考えます。現在の生乳の流通は、各酪農家の生乳が農協のクーラーステーションで合流され、乳業メーカーに運ばれていますが、乳業メーカーが個々の酪農家の搾乳日を把握することは困難です。また、現在はバルククーラーの冷却、品質保持の機能が向上しており、時代に合わない事項と想われます。そのため本審査項目の見直しを望みます。</p> <p>【提案理由】 TPP発効により海外から安い乳製品が流入し、国内の乳製品が厳しい局面を迎えること、加工向けの需給調整は将来的には転換を迫られることになると予想されます。現在、国内の需給調整は加工向け(脱脂粉乳、パウダー)で行っていますが、LL牛乳が需給調整品目として有効であると考えます。しかし国内でLL牛乳を製造するためには、24項目の審査事項(食品衛生法)を満たし許可を受けなければならないが、今の酪農家、乳業メーカーの状況にはそぐわない不合理なものがあり、それらを見直し必要性があると考えます。</p>	関	厚生労働省	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)別表二(二)の(1)の3のa中に規定する常温保存可能品の認定に係る手続については、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について」(平成23年8月31日付け食安発0831第5号)中の別添「常温保存可能品の認定に係る実施要領」別添3「常温保存可能品の審査事項」により、常温保存可能品の衛生確保の観点から必要と考えられる24の審査項目に基づき、厚生労働省において審査しています。 なお、常温保存可能品の認定を受けようとする場合には、原則として、食品衛生法第13条第1項に基づき承認を得るよう指導しており、その承認内容を地方厚生局に確認の上、速やかに認定を行うこととしております。	検討を予定	「バルククーラーの冷却の向上」等を確認の上、48時間以上経過した生乳について、衛生状況を確保するための「常温保存可能品の審査事項」の見直しを検討し、所要の通知の手当を行います。 なお、見直しの検討に必要な科学的なデータの収集については、事業者にも協力を求めつつ、必要な場合には速やかに予算措置を講ずることとします。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280215078	27年12月1日	28年1月27日	28年2月15日	化審法の少量新規化学物質確認制度、低生産量新規化学物質に関する審査の特例制度における総量規制等の見直し	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>少量新規化学物質については、各社それぞれ年間1t以下、低生産量新規化学物質については、各社それぞれ年間10t以下とすべきである。また、確認の申出受付頻度は通常新規と同じ年10回とすべきである。</p> <p>もしも複数社から届出された場合の安全を担保するため、追加情報に基づきリスクに基づく合理的な評価、判定をするし(みを導入することが考えられる。</p> <p>例えば、ば(露情報)の考慮、log Pow、生態毒性(一種)等の確認をすること等</p> <p>【提案理由】</p> <p>化審法第3条第1項第5号および施行令第3条第2項、化審法第5条および施行令第4条により、「少量新規、低生産量新規ともに国全体でそれぞれ1t/年以下、10t/年以下」となっている。また、申出受付頻度は、4半期に1度となっている。</p> <p>要望理由としては、以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数社が同一物質に関して確認申請を行った場合、国による数量調整等により、必ずしも申請数量とどりの製造・輸入許可が得られず、当該事業の予見性を損なっている。 ・諸外国ではこのようなルールは一般的ではなく、日本企業の競争力を低下させている。 ・事業者が事業機会を逃すことなく、かつ、競争力を高める観点から、申出受付頻度は、「4半期に1度、から「10回」に変更することを求める。 <p>要望が実現した場合には、事業の予見性の確保、事業の機会損失低減、競争力の増大に寄与する。また、事業を継続するために、少量新規枠から外れることによる約1,000万円、低生産枠から外れることによる約2,000万円程度の試験費用の削減も可能である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 経済産業省 環境省	<p><少量新規化学物質確認制度></p> <p>少量新規化学物質確認制度は、製造・輸入予定数量が年間1トン以下の新規化学物質について、国内合計で製造・輸入数量が年間1トン以下であること等を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けることで、新規化学物質の届出が免除される制度です。</p> <p>複数事業者から同一の新規化学物質についての確認の申出があった場合は、合計で10tを超えない範囲で確認されます。</p> <p>確認の申出を行うことができるのは、年4回</p> <p>第1回受付 申出期間:1月20日～30日</p> <p>第2回受付 申出期間:6月1日～10日</p> <p>第3回受付 申出期間:9月1日～10日</p> <p>第4回受付 申出期間:12月1日～10日</p> <p><低生産量新規化学物質制度></p> <p>低生産量新規化学物質制度は、製造・輸入予定数量が年間10トン以下の新規化学物質について、人健康影響及び生態影響についての見解がない場合、分解性、蓄積性のみで審査、判定を受けることができる制度です。</p> <p>「難分解、かつ」高蓄積でない」と判定された場合は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、国内合計で製造・輸入数量が10トン以下であることを確認した上で、製造・輸入が可能となります。</p> <p>確認の申出を行うことができるのは、年1回(3月1日～10日)、ただし、判定を受けた年度は、当該年度中に確認の申出を行うことが可能です。</p>	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第5号 第5条第4項第1号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条第2項第4条	新規格化学物質の製造又は輸入に係る届出に関する省令第4条の4	<p>予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸出専用品の場合)には、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に1トン以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時できるとして、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省通商産業省令第1号)を改正し、新たに少量中間物等新規化学物質確認制度を構築し、運用を開始しました(平成26年6月公布、同年10月施行)。</p> <p>なお、御提案に関する事項は、「化審法施行状況検討会」等において、検討しているところであります。</p>
280215079	27年12月1日	28年1月27日	28年2月15日	化審法新規化学物質届出時の分解生成物の取扱い	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>1%以上の分解生成物に対し一律的に試験要求すべきでなく、リスクに応じた安全性評価を実施すべきである。</p> <p><具体的な対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低生産枠:製造・輸入数量が上限値が各物質毎に年間10t(以内)での生分解性試験は間接法とし、10%未満の分解生成物は同定・評価不要とすべきである。 ・例えば、製造量等が10t(超)の場合のみ直接定量を実施。 <p>分解物の生成量等に応じて、濃縮度試験の選択、人健康、生態影響試験等の選択を可能とすべきである。</p> <p>(logPo/w 3.5の場合(HPLC法)のみ、QSAR、Expert Judgeなど)</p> <p>【提案理由】</p> <p>化審法の運用において、分解度試験の結果、分解生成物が生じ、1%以上残存する場合には、その分解生成物を特定し、個別に試験を実施することが求められている。要望理由としては、以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度は、日本のみの制度(EU諸国等では100t超で分解物の同定が必要)であり、低生産枠内(年間10t以下)は、間接法とするべき。 ・また、低生産枠内であれば、10%未満の分解生成物が発生しても10t未満となる。化審法等により、年間10t以下の少量新規制度においては、有害性情報の国への提供は不要となるため、低生産の10%未満の分解生成物は、同定・評価は不要とすべきである。 ・分解物は、親化合物由来であること、通常は分解により毒性化され、さらに代謝されるなど、無毒化の方向にあることも考慮。 ・また、評価に際し、政府において平成21年化審法改正時の国会附帯決議「定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること」に指摘があったように、要望内容にあげた手法(QSAR,Expert Judgeなど)の手法を活用すべきである。 ・物質あたり約3,000万円以上、期間としては数年にわたることもあり、分解生成物の試験に多大な費用と時間を要する。また、試験のコストや要する期間等から研究開発のスピードを著しく減退、又は開発を断念することがある。 <p>要望が実現した場合には、費用面では、分解生成物が1物質ごとに約3,000万円の削減可能(多い場合は3物質以上になることも)で、開発期間も物質数に応じて伸びたものが短縮可能。その結果、海外への払戻を断念する事例が減少することも期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 経済産業省 環境省	<p>化審法の新規化学物質の届出において必要となる分解度試験において、分解生成物が生じた場合は、その生成率が1%未満の場合は、分解生成物について蓄積性及び毒性の評価を求めないこととしています。</p> <p>一方、1%以上生成した場合は、類似物質からの類推や試験結果からの専門家判断等、何らかの蓄積性及び毒性の評価を行うこととしており、類推等が困難な場合に限り試験の実施を求めています。</p>		その他	<p>分解生成物の評価の簡素化にも通じる、下記の化学物質の評価方法の見直し検討を行い、運用を開始しているところですが、</p> <p>生物蓄積性の類推等による判定の運用ルール案を作成・公表し、届出された新規化学物質について、構造が類似し生物蓄積性が低い既知の化学物質がある場合にはQSAR(定量的構造活性相関)の推計結果等から高蓄積性でない」と判定できる仕組みなどを導入しました。</p> <p>事業者による重複試験を削減する観点から、公示済みの新規化学物質、既存化学物質の判定結果や試験結果を順次公表することとしました。特に、蓄積性のQSAR等の類推評価を定率観点から、生物蓄積係数(BCF)の結果等を事業者が使いやすい形式で順次公表しています。</p> <p>従来簡易な試験を適用することができなかったイオン性化学物質の蓄積性を簡易な試験で評価できるよう新たなルールを導入しました。</p> <p>OECDテストガイドラインに整合させて、より負担の小さい濃縮度試験を導入しました。</p> <p>なお、御提案に関する事項は、「化審法施行状況検討会」等において検討しているところであります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280215080	27年12月1日	28年1月27日	28年2月16日	化審法新規化学物質届出の際の高分子化合物の取扱い	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>2%ルールを導入すべきである。2重量%未満のモノマー及び反応成分については、ポリマーの名称に含めなくてもよいものとする。(個々のモノマー及び反応成分について2%であって、total2%でない。)ポリマーの定義はOECDの定義と同様とすべきである(「数平均分子量1,000以上」を削除)。</p> <p>【提案理由】</p> <p>根拠法令：運用通知 平成23年3月31日、薬食発0331第5号、平成23-03-29製局第3号、環保企発第110331007号、2-2-1(2) の二において、原則として、既存のポリマーに微量の別モノマー(新規物質の場合はその合計が1%以上、既存物質の場合はその合計が2%以上)を加えて合成したポリマーが既存物質リストに収載されていない場合は、全て新規化学物質扱いとされている。養老の理由としては、以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保の理由として、nPL Environmental Consulting Services LLC報告書によると28年間の実績の観点から2%ルールは問題なしとされている。また、化審法高分子プロセスチームで確認された高分子化合物(低懸念ポリマー含む)においては、2%程度の単量体を幾つか添加しても(高分子の分子量が大きく、低分子量成分の含有量が少なく、かつ、いわゆる懸念官能基等を含まない場合)、その安定性、蓄積性が大きく変化することは考えにくい。 ・諸外国では2%ルールが国際標準であり、経済的・時間的負担も大きい。具体的には、高分子プロセスチームによる試験費用として、150万円/物質、試験期間として、申請期間として約9か月を要す。 <p>要望が実現した場合には、経済的には、150万円/物質の削減が可能で、時間的にも試験・申請期間(約9か月)の短縮が可能。その結果、事業の機会損失も低減することが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 経済産業省 環境省	化審法の届出対象である化学物質の区分については、原則化合物ごととしており、高分子化合物(ポリマー)については、繰り返し単位と重合様式が同じものを同一の化学物質とし、重合度や重合手法が異なってもそれを区別していません。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について2、(3)	その他	御提案に関する事項は、2%の単量体を複数加えることにより毒性、物性が変わらないとの科学的知見が確認できていないため、それらの検証が必要ですが、「化審法施行状況検討会」等において検討しているところです。
280229003	27年12月2日	28年1月27日	28年2月29日	留学生のアルバイト時間規制の緩和を行い、外国語対応を求めている店舗や施設での積極活用を実施し、コミュニケーション強化を図る。	<p>【内容】</p> <p>留学生のアルバイト時間規制の緩和を行い、外国語対応を求めている店舗や施設での積極活用を実施し、コミュニケーション強化を図る。</p> <p>【理由】</p> <p>店舗、施設側の外国語対応の人材不足を補うとともに留学生も学外での日本コミュニケーションと学業の為の収入を得ることで、双方の益となるため</p>	(一社)全国空港ビル協会	法務省 厚生労働省	「資格外活動の許可」について、法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に真正しい収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができるとしています。	出入国管理及び難民認定法第19条第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第1項	現行制度下で対応可能	資格外活動の許可は、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格に属しない就労活動を例外的に認めるものです。
280318006	27年11月4日	27年12月22日	28年3月18日	経済連携協定に基づく外国人介護事業従事者の取得資格要件等緩和	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>経済連携協定に基づく介護福祉士候補者として滞在しているインドネシア、フィリピン、ベトナム人の介護職員について、4年間の就労・研修の期間終了後もわが国の介護施設で就労可能となるために取得に要する資格を、現状の介護福祉士から、介護職員初任者研修修了の資格に緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>介護福祉士試験は、その合格率が全受験者の6割程度と、看護師国家試験の約9割等と比較しても難易度の非常に高いものであり、外国人の継続的な在留資格の要件として過度に高く、志願する外国人のモチベーションを削ぐ。介護業務に即り進む志があっても、難易度の高い資格試験に合格し、心ならずも帰国してしまうこともある。介護業務のモチベーションの高い外国人人材を確保し、適性の介護人材不足を緩和するためにも、「介護職員初任者研修修了」への要件緩和が必要である。「介護職員初任者研修修了」は、介護保険の対象となる訪問介護業務に従事できる要件として政令で定められている。</p> <p>「日本再興戦略」改訂2015にある「経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進」の具体策としても検討されるべきである。</p> <p>資格要件を緩和することにより、わが国において介護技術等を学ぶ外国人の裾野を広げることを通じて、わが国と相手国との経済活動の連携強化に資することができ、またわが国における介護サービスの質・量の向上・充実に寄与することもできる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 外務省 厚生労働省	EPAに基づき、二国間の経済活動の連携の強化の観点から介護福祉士候補者についてインドネシア(平成20年度から)、フィリピン(平成21年度から)、ベトナム(平成26年度から)から特例的に受入れを行っています。また、当該候補者が我が国の介護福祉士国家資格を取得した場合は、「特定活動」の在留資格をもって介護福祉士として就労が可能です。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5の表、平成27年法務省告示第131号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件)、平成20年厚生労働省告示第312号、同第509号、平成24年同第507号	対応不可	外国人材の受入れに係る基本的な考え方として、専門的・技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資することから積極的に受け入れることとしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318014	27年11月25日	28年1月13日	28年3月18日	医薬品・医療機器等法に基づく医薬品の再審査申請の添付資料や、治験中/製造販売後の安全性の定期報告に係る資料(DSUR、PSUR、PBRER)	<p>【提案の具体的内容】 医薬品・医療機器等法に基づき、厚生労働省に紙で提出することになっている以下の資料について、PDF化した上で、DVD等の電子媒体に保存しての提出を認めるべきである。 ・医療用医薬品の再審査申請の添付資料 ・治験中/製造販売後の安全性の定期報告に係る資料(DSUR、PSUR、PBRER)</p> <p>【提案理由】 現在、医療用医薬品の再審査申請の添付資料や、治験中/製造販売後の安全性の定期報告に含まれるDSUR(開発時定期的安全性最新報告)、PSUR(定期的安全性最新報告)/PBRER(定期的ベネフィット/リスク評価報告)は、全ての資料を紙で提出するよう求められている。そのため、企業側は資料完成後に印刷して提出するために時間、人員、紙資源、輸送手配等が必要と大きな負担となっている。 医療用医薬品の製造販売承認申請や個別症例安全性報告の電子化が進むなどの最近の状況を考慮し、これまで紙で提出している資料についてPDF化の上、DVD等の電子媒体に保存したものを当局に提出することを認めるべきである。 要望の実現により、企業側には提出物の準備にかかる時間、人員、紙資源、輸送手配等が削減できるとともに、当局側でも保管スペースの確保や紙資料の管理(紙の劣化防止を含む)等の負担を削減でき、双方に大きなメリットが見込まれる。また、PDFであれば、電子ファイルの容量を抑えられる上に検索機能を使用できるため当局側の審査等にも有効活用できると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	医療用医薬品の再審査申請の添付資料は、一部の様式を除いて紙資料での提出を求めています。 また、DSURについては、DSUR本体は紙資料での提出を求めています。DSURの添付資料(Appendix)については電子媒体での提出を可とする運用を行い、企業の負担の軽減をはかっています。	薬機法施行規則第56条、第64条第2項 薬機法施行規則第273条第3項	検討を予定	紙資料に代えて電子媒体での提出が可能な範囲の検討を行いたいと思います。	
280318015	27年11月25日	28年1月13日	28年3月18日	低リスクの医療機器に関する臨床研究・臨床評価の迅速化	<p>【提案の具体的内容】 低リスクの医療機器の改良や改善を行う場合の臨床試験に関して、GCP省令に基づく手続きの簡素化を進める等、企業主導で迅速な臨床研究・臨床評価を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、企業主導の臨床研究は、原則として薬事承認を取得して製品化することが目的とされ、GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令)に従って臨床試験を実施する必要があります。GCP省令では、治験実施計画書の作成や治験審査委員会での審査等、試験結果の信頼性確保や被験者の安全性確保等の観点から様々な手続きを定めており、医療機器のリスク度合いに係らず全ての手続きを踏むことが求められる。 そのため、不具合による人体への影響が極めて低い医療機器においてもGCP省令に基づく手続きをすべて踏むことが求められ、医療機器の開発においては評価と改良を繰り返すことが不可欠となる中、相対的にコストや時間の負担が大きくなっている。 そこで、低リスクの医療機器の改良や改善を行うための臨床試験に際しては、試験結果の信頼性確保や被験者の安全性確保に十分配慮しつつ、GCP省令に基づく手続きの簡素化を進める等、企業主導で迅速な臨床研究・臨床評価を可能とすべきである。 要望の実現により、低リスクの医療機器開発に要する期間とコストが削減され、高性能の医療機器が迅速に実地投入されると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	医療機器の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売について、承認又は認証を受けるか、製造販売する旨を届け出る必要があります。また、承認又は認証にあたっては、臨床試験の試験成績に関する資料等を添付することになります。臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験については、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令を遵守して実施していただきます。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	事実誤認	臨床評価が何を意味するのか不明ですが、医療機器に関する全ての臨床研究に対して医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(GCP省令)を遵守することは求められていません。なお、医療機器の承認又は試験成績に関する資料の収集を目的とする試験については、GCP省令を遵守して実施していただきます。この省令は、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図り、治験の科学的な質及び成績の信頼性を確保するためのものであることから、医療機器のリスクの程度とは関係なく遵守されるべきものになります。例えば、被験者の人権の保護の観点から、医療機器による利益及び不利益等を適切に説明した上で同意を取得し、治験中に適切な措置(有害事象が発生した場合の対応等)を講じるべきであり、このような対応については、リスクの高低に関係なく実施されるべきものになります。さらに、このような運用は、同等の基準を適用している米国でも同様となっています。	
280318016	27年11月25日	28年1月13日	28年3月18日	治験開始後の医療機器の仕様変更時における、データの有効活用に向けた規定の整備	<p>【提案の具体的内容】 治験中の医療機器について、被験者へのリスクが考えにくい簡易な改善や改良のために機器の仕様を変更した場合のデータの活用に関する規定を整備すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、薬食機発0221第1号「機械器具等に係る治験の計画等の届出の取扱い等」に基づき、治験機器の変更内容によっては、継続した治験の成績とみなせない場合等にあつては、変更前の治験実施計画書による治験を中止し、新たに治験を実施することが適切であることと規定されている。しかしながら、その解釈が不明確であるため、医療機器の操作性の改善等、被験者へのリスクが考えにくい簡易な仕様変更であっても、治験前に実施した非臨床試験のサンプルとギャップが生じ、開発ステージが非臨床試験に追いつけざるを得ないケースや、治験のやり直しの必要性が生じるケース等が想定され、医療機器の研究開発の迅速化を妨げている。 そこで、米国FDAのガイダンス(Changes or Modifications during the Conduct of a Clinical Investigation)のように、治験中の医療機器の仕様変更時のデータの活用について具体的な考え方や事例を示す等、一定の規定を整備すべきである。 要望の実現により、治験中に簡易な改善や改良のために仕様変更をした場合においても一定の規定の下で変更前のデータが活用でき、治験が継続して実施可能となる。ひいては、革新的医療機器への早期アクセスにつながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	医療機器の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売について、承認又は認証を受けるか、製造販売する旨を届け出る必要があります。また、承認又は認証にあたっては、臨床試験の試験成績に関する資料等を添付することになります。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律	現行制度下で対応可能	治験開始後に医療機器の仕様を変更した際、仕様変更前の過去のデータの活用の可能性については、個々の機器や事柄によって異なるものであり個別に検討する必要があります。独立行政法人医薬品医療機器総合機構において対面助言等の制度を設けて相談に応じているので、当該制度をご活用ください。 なお、御指摘の米国FDAのガイダンス(Changes or Modifications during the Conduct of a Clinical Investigation)は、IDE(日本での治験)の実施にあたって、医療機器の設計や基本原則に変更があった場合に再度の承認が必要かどうかの考え方を示しているものであり、重要な変更があった場合に承認が必要な旨を示している。データの活用について言及したものではありません。また、当該ガイドラインに含まれる事例も数例に限られており、医療機器の仕様変更に関する事例を網羅的に示しているものではありませんので、やはり、各企業が個別に判断、相談していただくものになると考えます。なお、当該ガイドラインでは、変更にあたって承認が不要であっても、企業は、信頼できる情報に基づき、その変更を確認しておく必要がある旨が述べられています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280318017	27年11月25日	28年1月13日	28年3月18日	キット医療機器に係る承認審査基準の拡大	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>キット医療機器の承認基準について、承認基準の技術基準に規定のある構成品に加え、単体で承認(認証)を取得している場合や、クラスに該当する構成品を組み合わせる場合においても承認基準の範囲内と解釈し、「承認基準あり」として承認審査すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、キット医療機器は、キット全体の使用目的が変わらない範囲で、既に市場において単体で販売されている医療機器を構成品として適宜組み込むことが多い。しかしながら、キット品全体の使用目的に影響がないにも係らず、ごく一部であっても組み込まれる構成品が当該キット医療機器の承認に係る技術基準に含まれない場合においては、結果としてキット品全体が「承認基準なし」と判断されて審査されてしまうことがある。このことから、市場にある又は今後開発されるほとんどのキット製品は「承認基準なし」に該当することとなり、キット医療機器の承認基準の存在意義が薄れている。また、承認基準を活用する機会を逸するとともに、「承認基準なし」として審査され、審査コストの増加が大きな負担となっている。</p> <p>キット医療機器の承認基準について、単体で承認(認証)を取得している構成品や、医薬品医療機器等法のクラスに該当し、承認(認証)が不要な構成品を組み合わせる場合においても、キット医療機器として承認基準の範囲内と解釈し、「承認基準あり」として承認審査すべきである。</p> <p>要望の実現により、申請者側は審査期間の短縮や申請費用の負担軽減を見込むことができる。審査側においても、既承認(既認証)の構成品、又は審査が不要であるクラスに該当する構成品であることから、審査負担の軽減が図られる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	臨床上の必要性が認められる範囲で複数の医療機器を組み合わせる製造販売しようとする者は、承認、認証の申請又は製造販売する旨の届出を行う際に、一層目の範囲で取り扱うことができるとされています。また、承認基準とは、その基準への適合性を確認することにより承認審査を行う統一した技術要件を定めるもので、「承認基準あり」の医療機器について当該基準に適合することとする申請する場合、適合している旨の自己宣言書等を添付することで足りるのに対し、「承認基準なし」の医療機器の申請にあつては、採用した規格、試験方法等の妥当性に関する説明資料等の添付が必要となります。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	現行制度下で対応可能	平成27年7月1日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室事務連絡「組合せ医療機器、複数の一般的名称が該当する品目に係る質疑応答集(Q&A)〔その1〕」のQA38に示すとおり、承認基準に適合する品目に、承認基準に規定されていない別の構成医療機器を追加する場合で、その追加する構成医療機器が既に承認、認証又は届出されているものである場合、かつ、組み合わせることによって新たな使用目的、機能又は効果等を生じず、組み合わせることによって新たな評価が必要でない場合には「承認基準あり」区分で申請できることとしています。その際、組み合わせることによって承認基準への適合性に影響を及ぼさないこと、新たな評価が必要でないことの説明が必要であり、申請に関する取扱いについては独立行政法人医薬品医療機器総合機構にご相談ください。	
280318018	27年11月25日	28年1月13日	28年3月18日	医療用ソフトウェアに関する規制の運用の継続的な見直し	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>医療用ソフトウェアに係る規制について、対象となるプログラムを明確化する等、その運用を継続的に見直すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>医療用ソフトウェアについては、薬食監発1114第6号「プログラムの医療機器への該当性に関する基本的な考え方」について、により、診断・治療等を目的としたプログラム単体が医療機器とされ、医薬品医療機器等法の規制対象となった。しかしながら、医療用ソフトウェアの医療機器としての位置付けや、対象の明示等、運用上の未定な部分が残っている。</p> <p>1. ソフトウェア分野は技術進展が早く、諸外国においても米園がガイダンス等を出すなど、医療用ソフトウェアへの規制に対する運用の見直しを継続的に実施している。わが国においても、例えば判断の難しいプログラムについて当局に照会がされた場合の判断結果と医療機器への該非判断理由を公開に開示するといった一層の基準の明確化に努める等、運用を見直ししていくべきである。</p> <p>要望の実現により、技術革新の動きに対応した優秀で安全な医療用ソフトウェアが現場に提供されるほか、諸外国との事業環境のイコール・フッティングにもつながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)が平成25年11月27日に公布され、診断等に用いるプログラムが組み込まれた医療機器に加え、同様の目的に用いる単体プログラム(ソフトウェア)についても、医療機器として製造販売の承認・認証等の対象となりました。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第二十三条の二の五)	現行制度下で対応可能	医療機器プログラムについては、「医療機器プログラムの取扱いについて」(平成26年11月21日付け薬食機参発1121第33号、薬食安発1121第1号、薬食監発1121第29号)によりその取扱いを示すとともに、関連のQ&Aにより制度の運用の明確化に努めており、今後も実態を踏まえつつ適切に対応していきます。	
280318019	27年11月25日	28年1月13日	28年3月18日	管理医療機器販売業の届出書における様式の統一化	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>管理医療機器販売業の届出において、保健所ごとに異なっている届書の様式の統一化を実現すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、医薬品、医療機器等法に基づき、店舗や営業所において管理医療機器を取り扱う場合、当該店舗や営業所を管轄する保健所に医療機器販売業の届出を行う必要がある。しかしながら、届書の様式が保健所ごとに異なっているため、企業にとって手続的な負担が大きい。</p> <p>届書の記載事項は店名、住所、店舗の構造設備等、基本的に同一であることから、様式を統一しても特段の問題は生じないと考えられる。</p> <p>要望の実現により、企業の手続き負担の軽減につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号、以下「法」といふ。)に基づき、管理医療機器販売業・買と業を行う場合は各都道府県、保健所設置市、特別区に対しその管轄所ごとに届出を行う必要があります。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項	事実誤認	届出様式は施行規則に基づいて国が定めているため、様式は統一されています。記入欄については各自自治体はその事務処理を適切に行えるよう工夫しているものと認識しておりますが、一律に指導することは困難であるが、なお、必要事項が記載されていれば、原則として、都道府県等においても手続の受付・審査が行われていると見られると承知されることとする。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280318024	27年11月25日	28年1月13日	28年3月18日	シェアードサービス企業における社会保険関連業務の可能な化	<p>【提案の具体的内容】 資本関係のあるシェアードサービス企業が、社会保険労務士法第二条に掲げる業務を行うことが可能となるよう規制を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、社会保険労務士法に基づき、社会保険関連業務は社会保険労務士や社会保険労務士法人でない者が受託できない。そのため、企業が給与計算処理と社会保険業務の両方を同一のアウトソーシング業者に委託しようとする場合、当該ベンダーが給与計算処理業務しか受託できず、給与計算処理と受託できない社会保険業務を別の社会保険労務士・社会保険労務士法人に再委託せざるを得ない状況が存在し、企業にとって非効率的な状況となっている。</p> <p>そこで、近年、ビジネスアウトソーシングやシェアードサービス化が進んでいることも踏まえ、同一資本グループ内でシェアードサービス会社を設けている場合は、社会保険労務士法上の制約を例外的に緩和すべきと考え、 要望の実現により、企業グループ内の社会保険業務は特定企業で担うことが可能となり、より専門機能に特化した形で会社組織を編成できる。ひいては、社員サービスの品質向上にも資すると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	社会保険労務士法第27条により、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行うことはできないこととされています。	社会保険労務士法第27条 社会保険労務士法第2条第1号から第2号	対応不可	社会保険労務士法第27条の趣旨は、複雑・多岐にわたる労働社会保険関係法令に基づく事務を適正に遂行するためには、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に通曉した資格者のみにその業務を行わせる必要があることから、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て業として行うことを禁止しているものです。よって、社会保険労務士及び社会保険労務士法人でない者に、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行わせることをできるようにすることは困難です。	
280318026	27年11月27日	28年1月13日	28年3月18日	フェリーに乗船するバス運転者の拘束時間及び休息期間の取扱いの緩和	<p>貸切バス、高速バス等の自動車運転者の労働時間規制については、2012年の開越高速自動車道における悲惨なバス事故以来、規制と取締りが強化されてきました。交通事象においては安全が第一であり、同じ交通事業者団体である当協会としても当然のことと考えておりますが、他方、観光による地域の活性化の面でも、従来日帰りバスツアーで旅行行程に組み込まれていた首都圏や近畿圏から200km程度の距離に位置する観光地がツアー行程から外されるなど看過できない副作用も生じております。</p> <p>この運転者の労働時間の適正化による安全確保と地方の観光振興とを両立する手段として有効な施策がバスツアーにおけるフェリーの活用であります。バス運転者はフェリー乗船中は大型自動車運転者専用の「ドライバーズルーム」で「つらくことが出来る(勿論、お客様も船旅を楽しめる)」ことから、ツアー行程中の運転者の休養確保という点では理想的なものでありますが、不思議なことにこのバスツアーにおけるフェリー活用の障害となっている規制があり、このために、昨今の規制・取締強化によりフェリーの活用は極小傾向にあります。</p> <p>この営業用自動車(トラック、バス)運転者の労働時間等の労働条件については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(所謂「改善基準告示」)及び関係通達により定められています。この通達では、フェリー乗船中の運転者の労働時間について、フェリー乗船中の全ての時間のうち2時間は拘束時間(残りは休息期間)として取り扱うこととされており、このため、ツアー催行者やトラック事業者では中々フェリー活用の機運が高まらず、逆に労基からの指摘を受けフェリー利用を取り止めるケースも出ています(フェリーを使うと拘束時間が増えしまうため)。しかし通常、運転者は乗船後はドライバーズルームの浴場に直行し、後は睡眠、休息を取っているのが常態であり、この2時間の拘束時間は実態と乖離した全く不合理なものであります。</p> <p>そのため厚生労働省労働基準局においては、特に是正要望の強かったトラック業界からの要望を踏まえ、本年3月、「貨物自動車運送事業に従事するトラック運転者がフェリー乗船後に作業を行うケースが少なくなく、トラック運転者の作業実態と乖離を生じている状況が認められる」として、トラック運転者のフェリー乗船時間を全て休息期間として取り扱うとする改善基準告示に係る関係通達の改正を行い、本年9月から適用されることとなりました。しかしながら、バス運転者については、従前どおりフェリー乗船中の2時間は拘束時間として取り扱うこととなっております。</p> <p>フェリーの活用は安全を確保しつつ観光振興を図る観点からは、バスツアーにおける更なるフェリー利用の促進が非常に有効であると思慮されます。特に、アジアからのインバウンドのバスツアーは数日にわたるものが多く、フェリーを行程に組み込めば運転者の休養を確保しつつ長距離のバスツアーを催行することが容易になるものと思われ、</p> <p>バス運転者もフェリー乗船後は車両甲板への立ち入りは制限され、かつ、フェリー乗船中に車両甲板内で作業を行うことは皆無であります。以上のことから、バス運転者についてもトラック運転者と同様、フェリー乗船時間を全て休息期間とする旨の制度改正を行うよう提案します。</p>	(一社)日本旅客船協会	厚生労働省	自動車運転者のフェリー乗船時における拘束時間は、平成元年3月1日付け基発第92号「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」において定められており、トラック運転者の取扱については、平成27年3月12日付け基発第113第1号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に係る関係通達の一部改正について、において、その内容を変更したところ、それらの中で、トラック運転者については、フェリー乗船時間を、原則として、休息期間として取り扱い、バス運転者については、フェリー乗船時間のうち2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間)を拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱うこととしています。	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)	対応不可	バス運転者について、関係省庁で関係団体に実態を確認したところ、フェリーに乗船中のバスのお客様対応等の一部労働の実態が見られ、トラック運転手とは実態が異なるという回答をいただいており、改正を行うことは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318027	27年11月25日	26年1月22日	28年3月18日	各種申請書類における手数料の納付方法の拡充および電子申請の可能化	<p>【提案の具体的内容】 以下の申請に関して、収入印紙以外での手数料の納付に加え、電子申請を可能とすべきである。 ・医療用医薬品の製造販売承認申請(2014年度の継続要望) ・航空法に係る申請のうち、「国土交通省オンライン申請システム」の対象外のもの</p> <p>【提案理由】 現在、医療用医薬品の製造販売承認申請や、航空法に係る申請(「国土交通省オンライン申請システム」に登録されていないもの)については、申請書に収入印紙を貼付する形で手数料を納付しなくてはならない。このため、収入印紙を購入する手間や、保管・移動を含めた事務手続きが煩雑であるほか、多額の現金を持ち運ぶことにより安全面でも問題が生じており、申請者である企業にとって大きな負担となっている。また、収入印紙による納付が必須となることにより、電子申請の実現を妨げている。そこで、上記申請における収入印紙以外での手数料の納付に加え、電子申請を可能とすべきである。要望の実現により、収入印紙や申請手続きに係る工数の短縮につながる。また、高額の収入印紙の購入に係る移動・保管のリスクが軽減される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 国土交通省	<p>【厚生労働省】 電子政府の総合窓口(e-Gov)において、FD申請ソフトで作成した資料を添付することにより、電子申請ができ、国に納付する手数料は電子納付することができます。・医薬品医療機器法関係手数料規則第1条第1項に基づき、医薬品の製造販売承認を申請する場合は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って申請する必要があります。</p> <p>【国土交通省】 耐空証明の申請、型式証明の申請、修理改造検査の受検申請、予備品証明の申請、事業場の認定の申請及び航空従事者技能証明の申請等については、航空法施行規則及び各申請の要領を定めた通達に基づき、紙による申請と収入印紙による納付を受け付けております。 なお、耐空証明の申請、型式証明の申請、修理改造検査の受検申請、予備品証明の申請、事業場の認定の申請、航空従事者技能証明の申請及び航空従事者技能証明の認定要員の申請についてはオンライン申請を受け付けていたものの、利用者が少なかったため、現在はシステムの運用を停止しています。</p>	<p>【厚生労働省】 【医薬品医療機器法関係手数料規則第1条第1項】</p> <p>【国土交通省】 ・航空法施行規則 ・航空機及び装備品等の検査に関する一般方針(平成12年2月1日、空機第100号) ・装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針(平成17年4月26日) ・事業場認定に関する一般方針(平成12年5月19日、空機第561号) ・航空従事者技能証明等に関する事務処理要領(昭和51年4月26日、空業第248号)</p>	<p>【厚生労働省】 【電子申請(インターネットを利用した申請、届出)については、平成16年から厚生労働省電子申請(届出)システム(平成20年からは電子政府の総合窓口(e-Gov))において対応しており、電子申請で申請等を行う場合、国に納付する手数料は電子納付することができます。</p> <p>一方、FD及び紙で申請等を行う場合は、医薬品医療機器法関係手数料規則第1条第1項に基づき、収入印紙による手数料の納付が必要です。理由は以下に示すとおりです。 【理由】 国の債入については、法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなっているものを除き、会計法及び国の債権の管理等に関する法律に基づき、債務者に対する納入告知や債務者の住所、金額、履行期限等の調査や帳簿への記録等を行うこととされています。 印紙貼付は、「法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなっている債権」に該当するため、納入告知、帳簿記録等は不要ですが、収入印紙以外での納入を行うこととすると、上記のような煩雑な手続きが行政窓口において必要となります。 医療用医薬品の承認申請は、医薬品医療機器法第14条第11項に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出することとなり、申請の受理に伴う国の債権発生について、債権法に基づき(管理等はさらに困難と考えられます。 債権回収遅れのリスク防止及び適切な審査業務運営の観点からも収入印紙による取扱いが必要と見られます。</p> <p>一方、電子申請による電子納付以外に、収入印紙を使用せずに手数料を納付することを認める場合には、国の債権の管理等に関する法律に基づき、債務者に対する納入告知、帳簿への記録等の煩雑な手続きが追加的に発生します。このため、申請の処理期間が現状より延びることとなるなど、審査の処理にも支障が生じることが懸念されます。</p> <p>なお、航空従事者技能証明等の申請は写真、返信用封筒、住民票、外国で発行されたライセンスの原本等を提出することが必要であり、当該書類と共に収入印紙を添付した納付書の提出をもって手数料の納入をして頂くことが申請者にとっても利便性が高いことから、従前より収入印紙による納付手続を行ってきたところです。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
2803180031	27年12月1日	28年1月27日	28年3月18日	健康保険組合を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」施行令における対象法人に追加	<p>【提案の具体的内容】 健康保険組合を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」における対象法人に含め、電子情報処理組織を使用した手続きを可能とする。 (全国健康保険協会や日本年金機構等は含まれているが、健康保険組合は含まれていない)</p> <p>【提案理由】 現在、健康保険法施行規則では、健康保険組合も電子処理組織による手続きが可能となっているが、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」の対象法人に含まれていないため、情報通信技術を用いた手続きができない。このため、健康保険組合では、被保険者の資格取得等の各種手続きにおいて、紙媒体を用いた手続きを行わざるを得ない。 そこで、健康保険組合を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」の対象法人に含めることにより、健康保険組合が手続きの電子化が可能となる。 要望が実現した場合、手続きの電子化により、事業主及び健康保険組合の双方にとって手続きの効率化、簡素化、迅速化が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	健康保険法施行規則(以下「省令」といふ。)第160条において、「この省令の規定により書面等(行政手続等)における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第二条第三号に規定する書面等(をいう。)により行うこととしているものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができる。」と定められています。	健康保険法施行規則第160条	現行制度下で対応可能	「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、第二条第二項への政令で定める法人に規定されることで可能となる手続きの電子化は、行政機関に対する申請、届出等の手続きであり、健康保険組合と事業主という私人間の手続きを対象とするものではないため、御要望の改正は同法の改正とはならないと考えます。 一方、御要望の手続きについては、現行の健康保険法施行規則第160条で被保険者の資格取得等の各種手続きの電子化は対応可能です。	
2803180032	27年12月1日	28年1月27日	28年3月18日	任意継続被保険者・特別退職被保険者の健康保険料の特別徴収を可能とする	<p>【提案の具体的内容】 厚生年金受給者である健康保険組合の任意継続被保険者・特別退職被保険者について、厚生年金から健康保険料が特別徴収できることとする。 そのために、厚生年金支給月に健康保険料を2か月分(当月分、翌月分)を纏めて納付することを可能とする。</p> <p>【提案理由】 現在、任意継続被保険者と特別退職被保険者の保険料の納付方法は、納付書による納付または口座振替による納付となっている。 一方、介護保険料や後期高齢者医療保険料のほか、国民健康保険の65～74歳加入者の保険料については、特別徴収が可能となっている一方で、任意継続被保険者・特別退職被保険者の健康保険料については特別徴収が可能となっていない。 要望が実現した場合、加入者の納付にかかる諸手続きの軽減が図られるとともに、収納関係費を抑えて、健康保険料の効率かつ確実な収納が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	任意継続被保険者及び特別退職被保険者の保険料納付については、初めて納付すべき保険料を除き、毎月10日までに納付書または口座振替により納付していただくこととなっています。	健康保険法第164条、第166条、附則第3条第6項	対応不可	任意継続被保険者及び特別退職被保険者の保険料については、本人が事業主負担も含めてその保険料を確認し、事業主を介さずに任意で納付する仕組みとなっていることから、御要望の年金からの天引きについては、行政機関等が決定する国民健康保険等の保険料と異なり、本人が申告する保険料を基礎に特別徴収額を決定することになるため、適当ではないと考えます。 また、保険料については毎月10日までに納付するよう健康保険法第164条第1項にて規定されていますが、年金の支払日は隔月の15日とされており、保険料の納付期日と年金の支給日が法律上一致してあらず特別徴収を行うことは実務上困難であると考えられます。	
2803180065	27年12月28日	28年1月27日	28年3月18日	「保険医療機関及び保険医療費負担規則」の見直しによる一般用医薬品の役割・機能拡大	<p>【現状・問題点】 生活者は日常、不定愁訴(未病状態)になると病気に罹ったと考え、医療機関を受診し投薬等を期待するが、医師は病気を診断できない場合、投薬等の医療行為を行わず、生活者は満足感を求め、自己負担額の少ない内閣府経済財政諮問会議中間報告(2015年12月7日)でも指摘する医療機関重複・頻回受診を繰り返し、結果として不適切な医療費の支出になりかねない。一方、がん治療においては、厚生労働省緩和ケア推進検討会の検討に基づき、生活の質(QOL)を向上させ、前向きに生きる力を支えることを目的とした緩和ケアが実施され、がん自体の症状や痛み以外の苦痛となる症状には状態に応じた薬物療法がなされている。単剤成分の医療用医薬品は場合によっては多剤投与による薬薬のつらさが更なるQOLの低下を招かない。多剤投与解消とQOL維持・向上が図れる配合剤の一般用医薬品を医師は症状に応じ投薬できない。現在、保険医療機関及び保険医療費負担規則(療養担当規則)により未病状態の生活者や緩和ケアの患者に対して医療現場で薬価記載された医薬品以外は使用できない。</p> <p>【解決策】 1. 一般生活者の健康管理を未病状態からより専門的な診断が出来る医師が新たに積極的に関与できるように療養担当規則を見直し、一般用医薬品を未病状態に使用することで医師の関与による病気の早期発見、進行抑制、悪化・重症化を予防出来るなど適正な医療が推進でき、医療に対する生活者の受診時の満足度向上、重複・頻回受診の回避、医療費削減等に貢献できる。 2. 緩和ケアにおける痛み以外の症状(不定愁訴)に対して医療用医薬品による多剤投与・服薬時のQOL低下を防止する目的で、療養担当規則を見直し、医師が症状と治療内容を考慮、適切な一般用医薬品を緩和ケアに使用する。入院・外来・在宅等の診療の場を問わず、また、がん治療の有無に関わらず、いつでもどこでも切れ目のない質の高い緩和ケアの提供が推進できる。</p> <p>【要望事項】 医療現場で、医師が一般用医薬品を使用できるよう、療養担当規則を見直し頂きたい。また、未病状態での管理には「インセンティブ」として未病管理料を創設、未病状態・緩和ケア時の一般用医薬品の投薬は指導薬等で行うなど、アクセス利便性を高める規制を見直し頂きたい。</p> <p>【効果】 医療制度の中で家庭薬を始めとする一般用医薬品を活用することにより、広く国民の健康増進を図るだけでなく、健康寿命の延伸、医療アクセス利便性の向上、質の高い緩和ケアの推進、QOL向上が期待できる。かかりつけ医制度、かかりつけ薬局、地域包括ケアシステムの推進につながる。結果として医療保険財政に寄与、国民皆保険を持続可能な社会保障制度として維持・確立して行くことが期待できると考える。</p>	日本家庭医療学会	厚生労働省	我が国の公的医療保険制度においては、医師が治療の必要を認めた疾病又は負傷に対して、保険医療機関で行われる治療について、保険適用としているところである。 御指摘の一般用医薬品については、需要者の選択により使用されることが目的とされているものです。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第5項第4号) 他方、保険適用される医薬品とは、保険医によって療養の給付として処方等される医薬品です。 したがって、一般用医薬品は、その定義において保険医によって療養の給付として処方等される医薬品とは異なり、療養の給付の対象とはなりません。 なお、疾病又は負傷に対する治療として必要な医薬品については、安全性、有効性等が確認されたものについて、製造販売業者からの申請に基づき保険適用しています。	-健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項、第3項、第72条、第76条第2項 -医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第1項第1号 -保険医療機関及び保険医療費負担規則(昭和32年省令第16号)第12条、第19条 -使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)	対応不可	公的医療保険制度における保険適用範囲の拡大については、国民の保険料負担の在り方も含めた根本的な議論が必要であり、対応は困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280318072	28年1月19日	28年2月9日	28年3月18日	保育人材確保における民間保育資格保有者活用に向けた規制改革に係る事項	平成27年度保育対策関係補正予算案の概要を拜見しました。現在稼働中の保育士の労務負担軽減のために、一定の研修を受けた者が保育補助スタッフとして働けるように規制を緩和するというものと理解しております。 当社では、数年前より保育関連分野における実践的な職業人材教育として通学制にて英国国家職業資格認定チャイルド minder 養成講座を全国各校舎にて運営し、直近5年間で同講座において3,200名以上の修了生を輩出してまいりました。チャイルド minder は、質の高い保育を行う知識を習得した人のみには与えられる資格であり、英国では100年以上の歴史を重ね、1990年より「国家職業資格」として認定されています。 また、同講座においては、厚生労働省 都道府県または市町村で実施しています「子育て支援研修(地域保育コース)」と照らし合わせまでも、「子育て支援研修(地域保育コース)」の内容をはげば網羅しており、かつ受講時間数は倍以上(30時間前後に対して62時間確保)、保育実習・レポート・試験を含める実践的な内容です。 現在の保育士を「減らさない」ための対策、かつ近い未来の保育士受検者「合格者を確保する対策」としても、人材の質的にも数値的にも、切迫する保育人材確保の一助になるものと考えております。 以上から、「保育人材確保における民間保育資格保有者活用に向けた規制改革に係る事項」として、下記をご提案申し上げたく考えております。 1.英国国家職業資格認定チャイルド minder 養成講座を修了した者は、「子育て支援員(地域保育コース)」として認定する。 2.英国国家職業資格認定チャイルド minder 養成講座を修了し、保育実習(Ⅲ)(20日)を履修した者は、「家庭的保育者」として認定する。 3.英国国家職業資格認定チャイルド minder 養成講座を修了した者は、保育士の受験資格を有しない者であっても、保育士の受験資格を得る。 4.英国国家職業資格認定チャイルド minder 養成講座を修了した者は、保育士の受験に際し、「保育原理」「保育の心理学」「子どもの保健」に関する科目が免除される。	ヒューマンアカデミー株式会社	厚生労働省	児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の9及び第6条の10第2項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第6号)第23条第2項及び第3項並びに第31条第1項	対応不可	1及び2について 子育て支援員は、国が定める実施要綱に基づいて、都道府県知事等が行うものであり、実施要綱に基づき(研修の全科目を修了し、修了証の交付を受けること)となっています。子育て支援員の認定に当たっては、子育て支援員研修の全ての内容を修了していることが必要であり、英国国家職業資格認定チャイルド minder 養成講座は実施要綱に基づく(研修全科目と重複するものではありません)ため、英国国家職業資格認定チャイルド minder 養成講座の修了をもって子育て支援員の認定を行うことはできないと考えております。 3について 保育士試験の受験資格については、児童福祉法施行規則に定めるところによるほか、昭和63年厚生省告示第163号においても規定されています。保育は生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであるから、保育士は保育についての専門的知識及び技術を有していることが必要であり、保育士試験の受験資格についても一定の水準を求められます。英国国家職業資格認定チャイルド minder 養成講座を修了したことをもって、保育士試験の受験資格を有すると認められる者は関係省令及び告示をもって網羅されているものと考えております。 4について 保育士試験の一部科目を免除とするためには、例えば他の資格検定において同様の科目に合格している等、科目を免除される者が当該科目について合格したと同程度できる知識及び経験を有すると認められることが必要である。保育士試験とは内容が異なる英国国家職業資格認定チャイルド minder 養成講座を修了したことをもって、「保育原理」「保育の心理学」「子どもの保健」について合格したと認めることはできないと考えております。	
280318078	27年11月18日	28年3月14日	28年3月18日	給与振込対象口座に資金移動業者の預かり金を追加	労働基準法施行規則第7条の2において、給与振込は、「当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み」に限定されているが、「当該労働者が指定する資金移動業者に対する当該労働者の預り金への振込み」を追加していただきたい。 技能実習生制度等を利用した外国人のお客様が増えてきており、平成22年4月に施行された資金決済法に基づき(資金移動業者を利用して、母国に送金を行うお客さまが増えています。しかしながら、日本に来たばかりの外国人のお客様の場合、会社からもらった給与を銀行振込みで資金移動業者口座に資金を動かすというところは相当なハードルになり、雇用先の企業から給与等を直接、資金移動業者の口座に振り込みができるお客様の利用性があがるかと考えています。	民間企業	厚生労働省	労働基準法第24条第1項において、資金は、通貨によって支払うことを原則としており、資金移動業者の口座に資金を入金することは認められておりません。	対応不可	労働基準法第24条第1項により資金は通貨によって労働者に支払うことが原則となっており、労働者の利便性を踏まえつつ、労働者の資金の保護が損なわれることのない範囲における例外として、銀行等の金融機関の預貯金への振込み、一定の要件を満たす証券総合口座への払込のみによる資金支払いが認められております。これらについては、それぞれ金融関係法令における厳格な規制により労働者の資金が保護されており、特に、については、当事者である労働者の代表を含めた議論を経て一定の要件の下認められたこととします。 資金移動業者に開設された労働者のペイロール・カード口座における資金の支払いは、制度上、少額(100万円以下)の資金の移動に係る為替取引に限られていることや、資金移動業者が破たんした場合、保証等で保全されていたとしても、資金が全額保全されないケースもあり得ること等から、資金の支払い先として課題があると考えられるため慎重な検討が必要とします。	